

# 長者・旅所・政所——神幸祭成立の諸相——

福原敏男

はじめに

祇園社の事例

日吉社の事例

松尾社の事例

大山崎の事例

宇治の事例

稲荷社の事例

許波多神社の事例

向日社の事例

長者と祭政

おわりに

## 論文要旨

一年間で最も大事な祭の時に、多くの場合、神は御旅所や頭屋家に神幸し、駐輦ののち、本社に還幸する。本稿は、現在定型化している神幸祭がいつ、どのようにして形を整えていったのかを課題にする。なかでも、京都府・滋賀県に多い、春の神幸祭を対象に問題を設定する。

京都及びその周辺の古社の祭で、神幸の御旅所を大政所、政所と称する事例がある。大政所や政所は在地において神を祀る拠点であり、そこには御旅所神主、長者とよばれる人々が宮座的祭祀集団の長として神を迎え祀っていた。

御旅所は神の鎮座伝承のなかで、祭場に鎮まる途上の一時的な逗留所と縁起に記される事例がある。その場合、祭は鎮座の復演、反復の意味を有し、縁起（神話）と相互補充になる。その他の場合も、御旅所は神の出自と不可分な意味をもち、神顕現に重要なかわりをもつ。御旅所神主や長者は、神主として、あるいは本社より頭役を差定された頭人として、在地における祭の中心で

あった。近畿における中世の開発長者で、長者職を独占・世襲化することにより、祭祀の神主をも神主職として独占・世襲化し、村落の祭政を統べていた事例がある。御旅所神主、長者は、司祭者・舗設者であるとともに、長者の命脈が保たれていた中世的祭祀世界を前提として理解されなければならない。

本稿で取り上げる日吉・大山崎・稲荷・宇治・松尾・向日の祭は四月を中心とした春祭であり、平安より中世にかけて祭式を整えた。本稿で論じた以外にも、京・滋の古社は春祭が多い。京・滋を中心とした村落の神幸祭は、中央古社の祭式が直接・間接に伝播したものであると考えられる。また、寺社領の荘園鎮守社祭祀として、本所の祭祀形態が伝播することもあったであろう。それが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も多様化し、民俗化していったのである。

はじめに

柳田国男による祭から祭礼への展開過程の指標として、従来「見学者の出現」が重要視され勝ちであったが、彼はそれとともに祭礼行列という祭祀形態の出現をも指摘している。<sup>(1)</sup>一年間で最も大事な祭の時に、多くの場合、神は御旅所や頭屋家に神幸し、駐輦ののち、本社に還幸する。本稿は、今後祭礼様式論を構築するために、現在定型化している神幸祭がいつ、どのようにして形を整えていったのかを課題にする。

さて、神常在という観念以前の形としては、社殿がなく神聖な一区画と臨時のオカリヤがあつてアニミズムの祭が行われていた、と想像はできる。しかし、それ以降の村落の祭祀形態の形成過程がわからない。

萩原龍夫も

聖地中心の段階から、社殿中心にきりかわるには、神社信仰は大きな変遷を経験している。その大きな変化のプロセスをそのまま語るものが、現在見られる神幸の諸形態なのである。したがって一応理論的には復元が可能のように見える。原初的な聖地に結びつく神幸式が最も原型と考えられるからである。しかしながら(中略)聖地の本質を考えるより、神幸の諸形態の段階を考える方がずっとむずかしい。何とならば、神幸には、(中略)さまざまな文化的諸要素を吸収して、新旧の段階がきり離せぬ複合状態をなしているからである。<sup>(2)</sup>

というように、神幸型祭祀形態を類型的、編年的に理解することは至難の技である。この問題に竹田聰洲は一つの答えを提出している。<sup>(3)</sup>

頭屋制では一つの村氏神に神社と頭屋の二つの神宿(祭場)があることになる。村の祭儀の中心が二つの内のどちらに置かれているかは土地によって異なるが、いずれにしても神は一方の神宿から中心祭場に臨御しなければならぬ。頭屋が祭祀代表であるにしても、祭を神社でしないで別に祭場を設け、わざわざ神の臨御を仰いで祭式を複雑にしているのはなぜであろうか。(中略)神社にはもと社殿というものはなく、神は祭場に常在するものでもなかった。(中略)神は祭りのときだけに臨御(示現)するということの考えは、固有信仰の基本的な観念であつて、仏教などの影響から、後に常設社殿のような神常在の印象を唆るものが現われたため、祭りの方式が複雑化したのである。(中略)神は祭場とは別の所に常在し、祭りとは祭場に神の示現を請うて行うべきものとする観念が存在する一方に、社殿が発生して神がそこに常在するかのようになると、祭りの本義に照らして、神社とは別の場所に神を迎えて祭りを行わなければならない。その別の場所が神宿・仮屋としての頭屋であり、頭屋制をとらない場合は御旅所であつて、神祭が必ず遊幸・渡御の形をとる理由はここにあるのである。常在所から臨時の祭場に示現するのが神の遊幸・渡御であり、終つて帰るのが、還幸・お帰りであつて、神輿の渡御(中略)は神の遊幸・還幸にほかならない。(中略)また御旅所も頭屋もなく、御輿が氏子区域を巡幸するだけと

いう所もあるが、その中でもある特定の家に立寄る、休息する、神饌をうけるという例がある。この家は、もはや神宿・祭場としての浄域ではなくなっているが、神との特別な親縁をもつ家として旧の株座の俵を残しているものである。(中略) 頭屋制では頭屋はまさに御旅所に当るが、それはともかく、頭屋・御旅所こそ本来の祭場であり、本社はむしろ二次的に発生したものである。(中略) こうした二所祭場になる前の一所祭場の形は、氏神祭の祖型態と考えられる同族神の祭りなどに明らかに看取される。(中略) 常設の祠もなく、本家の常頭屋制の行われているものこそ最も基本的な氏神祭の原型と考えられる。

現在京都府・滋賀県を中心に、神社より頭屋(御旅所)への神幸、頭屋(御旅所)より神社への還幸という春祭形態が定型化している。祭に先立ってオハケが立てられ、壇築がされ、精進齋が行われ、神が頭屋へお旅し、短期間頭屋で奉斎され、祭当日に頭屋が神霊を捧持して本社へ送る形式をとるところが多い。竹田は、本来は御旅所・頭屋にこそ氏神が奉斎され、祭の時のみ本社に神幸する形、頭屋(御旅所)より神社へのお渡りこそ祭の本義であるという。そして、常頭屋制の同族神祭祀―輪番頭屋制の村落祭祀―氏神祭祀という変遷を想定し、現在は同族本家における閉鎖的な祭祀より、頭屋(旅所)へのお渡りという形態までさまざまな要素が混沌として存在しているという説である。<sup>4)</sup>

また、原田敏明によると、<sup>5)</sup>お旅の神事が行われるところでは、本祭の前夜に宵宮祭があり、それは本来御旅所・頭屋に顕現した神が神社へ渡

御する行事であるという。その渡御が昼間になると、宵宮祭が「お渡り」「奉幣」と変化したという。

以上より、頭屋祭祀、神幸祭祀の觀念上の変遷として次の三つが想定できよう。

- ・神は祭の時のみ御旅所・頭屋において顕現し、神社に渡る
- ・一年中神を頭屋に奉斎し、祭当日のみ神社に渡り、頭渡りで次の頭屋が神を奉斎する

・神は神社に常在し、祭の日に御旅所・頭屋に渡る  
 それでは頭屋(旅所)への神幸という祭祀形態はいつ、いかにして形成されたのか。各地で自然発生的に生まれ、同じように発展段階的に進化したのであろうか。

私は芸能や祭祀形態は宮廷や畿内大寺社において(もちろん大陸からの間接輸入を含めて)形成され、各地に伝播し、民俗化した、<sup>6)</sup>という考えにたつ。近畿を中心とした村落祭祀形態を支える祭祀組織Ⅱ頭屋制・宮座制は畿内大寺社の神事頭役制より展開していったものであることは定説であり、<sup>7)</sup>外に顕れる神幸型祭祀形態も、畿内大寺社における形成過程を考えなければならない。

各地に伝播して民俗化した祭祀についての情報は、近世の地誌類や近代に興った民俗学によって蓄積されているので、現在はその出発点の姿を畿内大寺社の祭をもとに類型化しなければならない時期だと思われる。

その際一つの示唆を与えてくれるのは瀬田勝哉の「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって―」<sup>8)</sup>である。本論文は中世の祇園会についての

みならず、日本祭礼史の根幹に関わる着想・構想を含んでいるが、その後の祭礼研究に生かされることなく現在に至っている。瀬田が提出した問題の一つに御旅所を「大政所」と称する問題があり、氏は祇園会の御旅所以外にも、松尾神社・大山崎離宮八幡宮・近江日吉神社の御旅所を大政所と称していた事例をあげて次のような見通しをたてている。

- ・大政所には長者がいた
- ・大政所は各社の祭礼そのものに深く関わっていた
- ・大政所は神を迎える在地側のセンターともなっていた
- ・大政所は御供調進をする場でもあった
- ・大政所には宮座的なものの存在が想定されそれを構成する者が長者的性格を帯びていた

瀬田は各社の大政所についてはこれ以上追求することはなかったが、大政所に特殊性を認めているようである。この点に関して、原田敏明がこのように発言している<sup>(9)</sup>。

氏神社は村のものであって、個人の信仰に基づくものでないために、村の政治や経済とは密接に関連する。その政事が祭事であるように、政事の場所がそのまま祭事の場所でもある。これまで政所とか庁屋などといわれたものは、よく政治の庁と考えられてきたが、しかし同時にまた神社祭祀の場所でもあった。京都祇園の第一の氏子、重要氏子が四条烏丸の大政所であることや、日吉山王の政所が大阪の膳所にあったことも注意すべきである。また大山崎の離宮八幡の脇に政所があったのは、もともと大山崎の地が石清水八幡の主要な氏

子地域であったことを物語ると同時に、また離宮八幡と石清水との密接な関係を示すものである。政所が政事の庁にして、なおかつ祭事の庁で、古く祭政一致であった場合には、その担当の人間関係においても、両者は区別されているというよりも、かえって同一人であったとしなくてはならない。すなわち政治の長はそのまま祭祀の長であった。氏が氏人を率いてもって氏の神を奉祀したのである。畿内における祭と祀職に関して本質をつく指摘であり、大嘗祭を頂点とする日本的祭祀王権論を考える素材をも提供するが、原田の論からは一般にいう大寺社所管の寺務・社務全般を取り扱う政所と祭祀における政所の違いがわからない。

本稿では、祭祀における御旅所(大政所・政所)を具体的事例に沿って検討し、長者の司祭的な機能を考え合わせることに、近畿地方のなかでも、京都府・滋賀を中心とする春の神幸祭成立の問題を追求してみたい。

註

- (1) 『日本の祭』一九四一年。
- (2) 「祭り方」『日本民俗学大系』第八巻信仰と民俗、一九五九年。
- (3) 「神の祭―村及び家との関係」高取正男との共著『日本人の信仰』六三―六七頁
- (4) 同右。
- (5) 「祭りの日と時」『日本民俗学大系』第八巻信仰と民俗、一九五九年。
- (6) 「祭礼を飾るもの―一つ物の成立と伝播―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集、一九九二年。
- (7) 例えば萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』一九六二年、高牧實『宮座と村

落の祭」一九八六年。

(8) 『日本史研究』二〇〇号、一九七九年。

(9) 「村の祭祀の社会性」「村の祭祀」一九七五年、七五頁。

### 祇園社の事例

祇園社の大政所旅所とは、天正一九年（一五九一）豊臣秀吉の命によつて四条寺町（現下京区御旅宮本町）に移転する以前の祇園祭の御旅所であり、感神院政所とも称され、五条坊門と高辻小路、東洞院大路と烏丸小路に囲まれた方一町の敷地をもっていた。<sup>(1)</sup>『中昔京師地図』や『中古京師内外地図』には、「感神院御旅所祇園旅所」「祇園旅所感神院」とあり、現在の下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町東頼、上柳町南頼、高橋町西頼、匂天神町北頼にあたる。<sup>(2)</sup>祇園会に際しては、祇園社から出た三基の神輿の内、大宮（牛頭天王）・八王子の二基が六月七日の神輿迎え、一四日の御霊会（還幸）までの七日間滞在する御旅所である。牛頭天王は別名大政所井とも称し、その神輿が大政所井とよばれていたところから、大政所ももと大政所井、井戸であったという説も立てられている。<sup>(3)</sup>

まず大政所と祇園会の創始説話に関する中世史料を三つ提示しておく。元亨三年（一二三三）二月一〇日に記された『社家条々記録』円融天皇条。

或記云

（鳥線下同シ）

圓融院 天延二年甲三月十七日、祇園社内本堂、被成山門別院、宜云、以寛慶寺可延曆寺別院云々、以此宜近來自山門令管領當社、以外參差沙汰也、

天延二年六月十四日、被始行御霊會、即被寄附高辻東洞院方四町於旅所之敷

地、号大政所、當社一円進止神領也、

自天延二百保元々百八十三年、自保元二至元亨三年百六十七年也、

『祇園社記』第三卷「大政所之記」。

當社古文書云 円融院天延二年五月下旬 以先祖助正之居宅<sup>高辻東洞院</sup>為御旅所可有神幸之由有神託之上 後園有狐<sup>塚</sup> 蛛糸引延及當社神殿 所司等恠之 尋行引通助正宅<sup>本ノ、</sup>畢 仍所司等<sup>本ノ、</sup>奏聞之劇 以助正為神主 以居宅可為御旅所之由被 宣下之 祭礼之濫觴也 自余以来不交異姓 十三代相統 干今無相違神職也云々 <sup>保元馬上最 初差始之</sup>

助正、助次、友次、友正、友延、友吉、友助、助氏、助重、助直、助貞、龜寿丸、頭友、

永享三年（一四三一）九月一日『御前落居記録』。

円融院御宇天延二年五月下旬天王御影向野時 先祖助正御共申被補神主職以來不移他所職之処

天延二年（九七四）六月一日にこの地に住む秦助正は祇園神の降臨があるとの神のお告げを受けた。翌朝自宅裏庭の狐塚から祇園社にかけて蜘蛛の糸が続いており、祇園社所司等が怪しんで尋ね行き助正宅まで至った。この神託を朝廷に奏聞すると、「助正を神主としその宅を旅所にしろ」と宣下があった。そこで敷地を祇園社に寄進し、邸内に御旅所を設けて神輿を迎えたのが祇園会の始まりで、以来助正の子孫が御旅所神主を相伝する、という中世における祇園会始行御旅所開創説話なのである。瀬田は祇園会創始とされる天延二年を「祇園会に対する朝廷の公の援助が始ま」った年と理解し、「助正以降十三代にわたり神主職を世襲相伝しえた背景には、確かに敷地寄進と神主職補任との間にこのような関係があったと考える方が自然である」と論じている。<sup>(7)</sup>

それでは、祇園会の成立について検討してみよう。室町後期成立の『二十二社註式』には、「天禄元年（九七〇）福原註）六月十四日、始御霊会、自今年行之」とあり、『日本紀略』天延三年（九七五）六月一日条には感神院で「走馬并勅楽東遊御幣等」を奉ったとあり、『年中行事秘抄』同日条にも、「祇園御霊会始、被猷楽人走馬也。」「公家自今年、於感神院被奉走馬、勅楽、東遊、依去年疱瘡事也。」とあり、この時期に祇園会が創始されたことが想定できる。その背景として前記助正説話があるのだが、この説話を探るためには、祇園社の創始の問題に立ち入らねばならない。

祇園社の創始に関しては数説あるが、私は一〇世紀前半の説にたつ。『日本紀略』には延長四年（九二六）六月二六日条、『一代要記』には承平四年（九三四）六月二六日条に修行僧による堂宇の建立が記される。『東大寺雑集録』は建立を承平四年と記し、同書によれば『日本紀略』に記された修行僧は南都興福寺僧の円如で、「天神堂」は大和春日の水屋を移したものであるという。草創期の祇園社が興福寺を本寺としたことから、祇園社の創始時期（信仰の成立ではなく、神殿の創始）はこの頃に求められよう。貞観創始説は『社家条々記録』「当社草創の根元」に、貞観一八年（八七六）六月一四日南都円如上人が東山山麓祇園林に天神（天つ神）が垂迹したとして一堂を建立したという記述に根拠がある。六月一四日の祇園御霊会と同じ日に興福寺僧が神の垂迹をみるというのは、鎌倉期における社家による付会であらう。

ところで、『日本紀略』天徳三年（九五九）三月一三日条によると、

ともに興福寺を本寺とする祇園社と清水寺との間に争いが生じた。この後、祇園社は興福寺を離れて、天台宗延暦寺派に帰し、その消息を『日本紀略』は天延二年五月七日条に、『祇園社記録』は同年三月一七日条に記し、『天台座主記』ではそれを天元二年（九七九）のこととする。注目すべきは『社家条々記録』の記述のされ方に象徴されているように、天延二年助正による祇園会草創伝承は、祇園社感神院の天台改宗の年号に重なるのである。『社家条々記録』には、天延二年三月一七日に山門別院となり、同年六月一四日に御霊会が始行され、大政所敷地が寄付されたとある。それは感神院の南都系寺院より、王城鎮護をほこる延暦寺の末寺、天台の神への転換を意味するのである。そして、それは八坂郷鎮守から平安京の神への転換でもあった。<sup>(8)</sup> 助正説話を奉ずる人々、あるいは助正説話に仮託する人々は、祇園「本社」の所司と提携しつつ、神託奏聞を駆使して朝廷に働きかけ、牛頭天王を自宅に迎え祭り、祇園社に御旅所敷地を寄進するかわりに、神主職を補任される関係を朝廷から公認された<sup>(9)</sup> 山門を背景にする人々であった、と推測できる。それが具体的にいかなる人々であったかは、「中下級官人クラスでありながら、事実としては一町家を有するほどの財力をそなえていた」<sup>(10)</sup> 俗体の助正像によって想像するより手はない。瀬田は、この御旅所敷地寄進が当初から限定付であり、助正に仮託した「真の寄附者」に留保された権限の存在を予想している。<sup>(11)</sup>

興福寺側は以後も祇園社の支配権を主張して紛争は再燃しかけ、『中右記』天永四年（一一一三）四月六日条に「祇園者、本御寺末寺也、近

「代為山僧被奪取也」と興福寺側の主張を記し、『長秋記』同年四月九日条にも同様な記述がある。このような政治的緊張のなかにこそ、大政所における天延二年神頭現の主張の意味が増すのであり、助正側の人々にとっては、天台の神としての由緒を祇園会で喧伝しなければならなかった理由でもある。

平安京の神、天台祇園感神院としての再出発には新たな儀礼が必要であり、大政所への神幸は当時流行の夏の御霊会の形をとった。牛頭天王が六月七日に大政所へ神幸、大政所への駐輦、一四日の還幸という形態である。その深層には助正説話にみる大政所における牛頭天王の顯現、そして祇園社へのお渡りという祭祀形態があり、それは天台改宗を確認することでもあった。六月七日は牛頭天王の「神興迎え」であり、この時から精進齋が厳しくなり、一日の湯立で祭場を敷い、一四日の神頭現のクライマックスを迎える。『二十二社註式』には祇園感神院は三殿に分かれていて、中の間が牛頭天王でこれを大政所と呼び、スサノオノミコトの垂迹とある。大政所こそ主神であって、祇園会には感神院の主座に還幸するというその証にはかならない。

大政所成立の由緒は祇園会において江戸時代まで命脈を保ち、還幸行列に由緒を記した木札がお渡りするのであった。

『祇園社本縁録』(幕末成立)にはこのように記される。

圓融院御宇天延二年五月晦日靈夢ノ告アリ當社ノ神高辻東洞院秦助正居宅ニサケ日ノ後神幸アルベシトノ神託アリ  
今六月祭禮ニ長六尺幅七寸ノ板ニ文字百二十一文字ヲ錦ヲ以テ包タルハ此神託ノ由来ヲ書タル札ナリ常ハ御旅所ニ納置ケリ當時祭禮ニ持トコロノ札ノ外ニ又

一枚御旅所ノ内陣ニ札アリ六月祭禮ニ七日ヨリ御旅所へ神輿ヲ渡御セシムルハ此年ヨリ起レリ御旅所棚守助正ガ子孫十代計アリテ其後絶タリ六月祭禮御旅所與利出御玉文 板ニ書以錦包之名目ニ謂於多麻也  
以下二一文字の玉文が記されている。

この二一文字の札は、文化十一年(一八一四)三月江戸為之蔵が書写した『祇園社年中行事』にこのように記されている。

十四日(中略)

御神幸(中略)

御式札後円融院帝長輪紫地金襴袋入白丁ノ者奉持之

御式札文曰

(朱) 祇園御板ト云カ長八尺劔頭ノ先ヨリ下タ全体ノ長サナリ、上劔頭幅八寸也下幅六寸五歩也

祇園大明神

天延二年六月七日感神院政所

円融院天皇御宇天延二年五月下旬比以先祖助正居宅高辻東洞院為御旅所可有神幸之由有神託之上後園有堺塚、自後蛛絲引延及当社、神政所司等恠之尋到通助

正之宅畢、助正感夢去七箇日可有鎮座之由所司等経奏聞之処以助正為神主以居宅可為御旅所之由致宣旨

(朱) 式一本ヲ以テ朱ニテ校ス  
助正宅ハ今鳥丸高辻 素襖一人 騎馬兒子冠ニ黒装束神殿ト云、上ル町大善院ナリ 御旅所社役人ヨリ出

ほぼ『社家条々記録』と同じ文言である。『祇園御祭礼行列之図』  
1にも、「御式札」が描かれ、祇園会還幸には大政所より、錦に包んだ木札をもって行列に加わったものと思われる。

天台改宗と結びついた天延二年創始という由緒が毎年更新されていくという事実こそ重要な意味があったのである。

さて、神輿が遷座している期間の旅所は在地民の参詣で賑わいを示し、五味文彦は院政期には御旅所参りが慣例となつてゐることを実証してゐる。<sup>(16)</sup>

その上、旅所巡りという習俗まで生じた可能性もあり、『民経記』嘉禄二年(一二二六)六月八日条では、中納言藤原頼資が少将井・京極寺・大政所の三つの旅所巡りをしてゐる。

参比月未云々、今日祇園御輿迎也、入夜月色朧々、  
参祇園旅所事  
八日、天晴、入夜中納言殿祇園旅所御参、御二兩、一兩内房、一兩中納言殿、  
侍二人、盛家・重村、先参少将井、冷泉、  
寺旅所、三條院、次参大政所、奉幣如常、給祈同参也、次参京極、  
東洞院、高辻、更深更歸家、  
鳥丸也、

桃山期成立の「祇園社大政所絵図」<sup>(17)</sup> 図2はそのような御旅所参りの際に絵解きされたものであり、この最上部左右に「天延二年」(右方)、「大政所絵図 助正調之」と後世(江戸時代であろう)に書き込まれてゐる。図2には、三体の本地仏に向かつて拜んでいる男がおり、これは徳田和夫が指摘したように秦助正であろう。御旅所参りの折には、助正御旅所開創譚が天台改宗の歴史ともに繰り返し絵解きされたものであろう。

ところで、瀬田は大政所世襲神主が有した諸権利を「松寿丸注進状案」に見出している。<sup>(18)</sup>

紙端陰面ニ云 松寿丸所進 齋藤加賀状永享三九十五尋候時 已下虫損  
案文

一大政所四町々  
一年一度 土貢七貫文 若衆方大政所知知行  
一小袖座 土貢七貫文 老衆方勢多判官知行  
一年一度 古てと号  
一売物買 土貢五貫文 執行当知行

一年一度 土貢五百文 無主 直垂之腰聖道ヲヒ公事  
一年一度 一練絹座 土貢老貫文  
毎年三百貫内  
一御幣料 百五十貫文 今者七十貫執行請取也  
已上

大政所四町町の地子等の収納権利、商業座の支配による座公事銭、及び御幣料一五〇貫文(三百貫文)祇園会「馬上料足」(全額の半分)がその権利なのであった。

また、瀬田は大政所神主が祇園会の神事頭役制(馬上役制)において、自主的に馬上を差す権限をもち、馬上料足を取得してこれを御旅所での神事遂行の費用ともしていることから、神社側よりも御旅所神主こそが祇園会の中心的機能を担つてゐたと喝破したのである。<sup>(20)</sup>

さらに瀬田は大政所の変質を以下のように論じたのである。<sup>(21)</sup>

元来天台座主一別当・目代(山門直属)の命令系統に属していた祇園社の内部で、社務執行顕深の時、社僧の中から宝寿院をうみ出した。その主導のもとに山門の影響力を弱めつつ祇園社を再編した。顕深は將軍義満の御師職をバックに、至徳二年(一三八五)に大政所敷地を、応永四年(一三九七)には大政所神主職の権利を世襲神主家から奪つた。それは、祇園社を山門より幕府に引き寄せる義満の山門対策とも呼応して進められた。ついに、応永四年以降、大政所は「社家の出張機関」となったのである。

以降、応仁の乱を経て、大政所自体が豊臣秀吉の都市計画のなかで、移転させられたことは先述した通りである。



ところで、現在まで続いている祇園祭の行事として七月一日の「御手洗御戸開き」と二六日の「大政所神剣拝戴」がある。<sup>(22)</sup> 旧大政所の御手洗井は中世に参詣人が手水に用いた井戸で、御旅所が移った近世以降も旧六月六日には井戸の水を替え、七日から一四日までこれを開いて手洗いとした。昔は一四日の還幸に、烏丸四条の辻に神輿が通りかかった時辻で打つ太鼓の音を聞くとともに井戸の蓋をするという儀礼も伝承されていた。<sup>(23)</sup> 現在でもふだんは用いない井戸を七月一五日の朝開扉して左右に松竹を建て注連を張り、三台の三方に粽・青瓜・乾魚・神酒を供える。長刀鉾の稚児は「御手洗井戸開きの儀式」に立ち合って手水を使う。そののち、唐櫃に納められた長刀鉾の鉾頭、長刀一口を供人に担がせて烏丸通りを南下し、仏光寺下ル大政所町に今は形ばかり残った悪王子社（スサノオの荒魂）まで至り、その社前に長刀を安置して拝礼する。その間、随行してきた囃子方は賑やかに祇園囃子をはやし、再び稚児とともに鉾町会所に戻っていく。この長刀は『日次記事』六月七日条に「長刀鉾長刀相伝、三条小鍛冶宗近之作也、民間患瘡者戴此則病癒」という伝承がある。宗近作の長刀とは秦助正の娘が疫病に罹った際祇園社に祈りその加護によって治癒した、その奉謝のため鍛造したという伝承と交差する。疫除けの効験著しいというので鉾頭にも用いられ、山鉾巡行の願意をも代表する。そのみならず、「御手洗御戸開き」の翌一六日中、長刀を錦の包みに包んだまま諸人に拝戴させることになっている。「祇園社大政所絵図」の大政所の上部図2に長刀鉾が描かれているのも、祇園会鉾行列の先頭を行く象徴という意味以上に、長刀鉾―三条小鍛冶宗

近―助正娘―大政所というイメージ連鎖が絵師をして描かしたのであらう。

旧大政所の跡地に明治維新まで蜘蛛塚が残っていた事実<sup>(24)</sup>は、大政所と助正一族因縁の場の記憶を象徴する。現在還幸行列に大政所開創の「御式札」は加わらないが、大政所と助正一族との結びつきの記憶は「御手洗御戸開き」や「大政所神剣拝戴」の行事によって命脈を保っているのである。

註

- (1) 『京都市の地名』一九七九年。
- (2) 同右。
- (3) 松前健「祇園天王信仰の源流」『京の社―神々と祭り』一九八五年。
- (4) 瀬田勝哉は「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐる―」『日本史研究』二〇〇、一九七九年)において、本史料は何かの一部引用要約で、その現文書を南北朝末・室町初期の成立とする。
- (5) 東京大学史料編纂所蔵写本。瀬田前掲「中世祇園会の一考察」より引用。
- (6) 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐる―」二三四頁。
- (7) 同右二四頁。
- (8) これを八坂郷鎮守を祀る高麗人より賀茂・松尾・稻荷を祀る秦氏一族への転換、司祭者の転換という見方もできよう。
- (9) 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐる―」二四四頁。
- (10) 同右二五頁。
- (11) 同右。
- (12) 岡見正雄・佐竹昭広編『標註洛中洛外図屏風上杉本』には『言繼卿記』天文一九年(一五五〇)六月一日条に「祇園大政所御湯立有之云々、」があげられている。湯立は「祇園社大政所絵図」にも描かれ、徳田和夫は

- 『祇園社記』第三「大政所之記」に御湯立て太夫職の補任状を指摘している。(『絵語りと物語り』一九九〇年)
- (13) 『八坂誌』乾、一九〇三年。
- (14) 『日本祭礼行事集成』卷三、一九七〇年。
- (15) 前掲『絵語りと物語り』。
- (16) 「馬長と馬上」『院政期社会の研究』一九八四年。
- (17) 瀬田は助正大政所開創譚を「知るのは祇園社関係の者たちだけであり、他者はしるよしもない。この画像の意味するところには及ばない」から、総解きが行われると論ずる。(『絵語りと物語り』)しかし、瀬田が「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」において「これは当時世間周知の伝承」と指摘している。瀬田説のほうがこの伝承の機能を反映しているように思われる。
- (18) 「祇園社記統録第二」『八坂神社記録』
- (19) 前掲「中世祇園会の一考察―馬上制をめぐって―」
- (20) 同右。
- (21) 同右。
- (22) 柴田実「祇園祭の諸行事」祇園祭編纂委員会・祇園祭山鉾連合会編『祇園祭』一九七六年。
- (23) 松前前掲「祇園天王信仰の源流」。
- (24) 前掲『京都市の地名』。

## 日吉社の事例

瀬田は「日吉社の場合も御旅所を『大政所』と呼んで、日吉祭の中核的行事たる未日の神事をおこなっている。」と指摘している。<sup>(1)</sup>そこで先ず、瀬田にならって山王祭未日神事の祭場である日吉の大政所を検討し

てみよう。

中世日吉社は大宮・二宮・聖真子・三宮・八王子・客人・十禅師の上七社を中心に、中七社・下七社の山王二一社が成立していた。現在の上七社は、西本宮・東本宮・宇佐宮・三宮・牛尾宮・白山姫宮・樹下宮と称する。小比叡とよばれる牛尾山(八王子山)の神奈備山(神体山)は磐座信仰として『古事記』にも登場し、この産土神大山咋神を祭神とする二宮(小比叡)は里宮にあたる地主神であった。のち天智天皇が大和の三輪明神を勧請し、大宮(大比叡)として主神の座を奪った、と伝えられる。<sup>(2)</sup>景山春樹は、この二つの異なる祭祀発生形態が四月中の申の日を中心の四日間にあたる山王祭にも反映しているとす。<sup>(3)</sup>景山の論を図式にするとこのようになる。

大山咋神Ⅱ地主神Ⅱ小比叡神Ⅱ二宮・三宮・八王子・十禅師

Ⅱ午・未の神事

大己貴命Ⅱ三輪系Ⅱ大比叡神Ⅱ大宮・聖真子・客人 Ⅱ申・酉の神事

そして、氏は前者に古層の原始信仰を論じた。<sup>(4)</sup>

さて、現在の山王祭は以下のように行われる。<sup>(4)</sup>

三月一日の「神輿上げ」は東本宮の奥宮にあたる牛尾山の頂上にある社殿へ二基の神輿をかつぎあげ安置する。四月一二日まで毎夕神輿に献灯。

三月二七・二八日頃境内から長さ三メートルの大櫛を切り出し、四月三日に大津市京町の天孫神社(四宮)に捧持する。

四月一二日夜に牛尾山頂上の社殿から神輿を甲冑に身を固めた武者の

警固の中、山麓までの急坂をかつぎ下ろす荘重な行事がある。神輿の後ろには鈴繩が付けられ、前は長い青竹で押さえながら進む。二基の神輿は東本宮の拝殿で神輿の後ろ（轆）を互いに差し違えたような形で安置し、「シリツナギの御供」が献せられ、「御生れ」の祝詞が奏上される。

翌一三日には神輿四基が大政所（宵宮場）とよばれる御旅所に移される。ここで神輿に対して新茶が献じられる。午後一時から参道で華やかな「花渡り式」があり、青年たちに警固された甲冑武者姿の稚児を先頭に、色布に結ばれた造花の大指物をもった青年たちが長い参道を練り歩く。

このあと四基の神輿の前で京都室町仏光寺の山王町日吉神社関係者（かつては祇園社宮司）が子供用の玩具・人形を含む独自の神饌「末の御供」を献ずる。夕刻から大政所で最も勇壮な「宵宮落し」が始まる。まず大政所の壇で駕輿丁が神輿を激しく上下に振ったあと、神輿の前で獅子舞、続いて田楽法師による「綾織り」の曲が奏上される。そのあと扇を上げるのを合図にいっせいに神輿をかつぎあげ壇上から飛び下り、かけ声勇ましく先を競いながら群衆をかき分けて西本宮へ向かう。

一四日西本宮の本殿で日吉大社宮司の献幣のあと、延暦寺僧が五色の幣を奉納、座主が本殿大床までのぼり読経するという神仏習合の行事が行われる。のち、四月三日に大津の天孫神社に渡御した大神と幸の鉾が、天孫神社より日吉社へ還御する「大神神事」で、現在はトラックを利用するが、江戸時代には一千人へのぼる大行列であった。これは天智天皇が大和の三輪明神を勧請した途次、大神を四宮社に一時留めた由緒による。

一四日の午後には西本宮本殿から七社の神輿が大宮橋を渡り長い参道を下り下阪本の琵琶湖岸の七本柳の浜（八柳浜）に到着。ここで準備された神輿船に乘せ、唐崎の沖へ向かう。かつては七基の神輿船が先を競って唐崎沖へ漕ぎ出していた。唐崎の沖では神輿船に対して古式に沿って作られた「粟津の御供」が行われる。これは大和から勧請した三輪明神に地元の人が粟飯を献じたことによるという。そのあと神輿船は唐崎沖から向きを北にかえ比叡辻の若宮神社裏に着岸させ、夕闇せまるころに松明の光をもとに参道を進み西本宮へと還御する。

次に貞享五年（一六八八）成立の『日吉山王祭禮新記』<sup>(5)</sup>より江戸時代前半の山王祭の次第を記しておこう。

〔一月中申日〕 八王子・三宮の神輿を山上まで引き上げる。

〔三月末〕 山門山内に立つ大神を切り、飯室道の広芝松まで出しておく。

〔三月晦日〕 広芝において神に献饌・祝詞。のち神を大宮社東方に移す。

〔四月三日〕 大津四宮より四宮生得神人一人、松本平野明神神人一人が大神の御迎えに来る。同日作道を経て大津四宮に渡御。

〔四月午日〕 八王子祭礼で午神事と称す。八王子山より八王子と三宮の神輿を引き下ろし二宮の拝殿に渡御する。のち神輿に洗米を供し、奉幣がある。大政所の御鉾を撤して鳥居の代わりに精進竹二本を立て、他六カ所（唐崎鳥居跡・下坂本両社辻・比叡辻若宮前・大鳥居跡・馬場取納辻・二宮橋北に各二本）に精進竹を立てる。この七カ所は上古の鳥居

の跡である。

〔四月未日〕 二宮神輿・十禪師神輿を政所に遷す。山から下ろした八王子と三宮神輿を加えて四社神輿。卯神事が行われ、二宮の祭礼である。大宮方、政所方各々三〇人ばかりが甲冑を着して警固する。

早朝座主が加持を行つ(貫主が簾の内から加持する)ている間、未御供棚を担いで、庭を三回廻る。酉刻祇園社宮仕が未御供を持参して、大政所に三段棚を飾り、榊・注連を引いて、未御供を供える。未御供は祇園社宮仕が拜殿で日吉社宮仕に渡し、各々が四社の神輿に供える。四社の祢宜が拜殿に昇り四人一度に祝言し、のち二宮の祢宜が祇園宮仕持参の幣を二宮神輿に奉幣する。この幣には錦袋に入った三尺程の札板が添えられている。札板の銘は左の如し。

札板銘

泉字不審  
承知歎

未日 右方神人 貞享五年  
日吉社  
泉和元年四月日 卯月十七日

政所に篝火を焚き、祇園調進の神供棚の荘と政所の御膳を大宮の宝殿に持参する。警固の公人が太刀を捧持して政所に参集し、二人ずつ神輿の轆を持つ(これを駕輿丁の表張りという)。獅子舞・田楽の後、四社の神輿は大宮拜殿まで神幸し、七社一所に列立する。公人は惣合鳥居の基に提灯を差し上げる。

〔四月申日〕

大神神事…午刻、大津四宮・松本平野明神・粟津五所社の神人が供奉

して大神を坂本の神宮に渡御<sup>図3</sup>。その行列次第は、御幣・宮仕三人・素襖五〇人・四宮神人・幸鉾・大禰人夫・衣冠神人一人(膳所五所明神内各番出仕)・総角児童一人・神人二人(大津四宮神人・松本平野明神人)の順である。この四宮神人が捧持する禮板の銘は左の如しである。

左方生侍 長者

日吉御祭禮 惣政所

貞享五年 卯年四月十八日

禮板銘

先御幣一持之次宮仕三人善襖衣帯太刀百具白  
人行次四宮神人木村左近善袴履衣袴路次行列警固也

唐崎神幸…申刻、本社より唐崎神幸。その供奉次第は、神馬七疋・七社御鉾七基・七社太鼓・七社之神子(中鳥居まで供奉)・社家二人(一人は大鳥居まで一人は乗船し唐崎に至る)・宮仕一人。

神幸の順路は、惣合鳥居―馬場中鳥居―石占井―古里井―明良―作道―神輿道―両社辻を経、七本柳で乗船する。唐崎の四五町ばかり南で船を止める<sup>図4</sup>。すでに湖上に待機していた粟津御供船から、大幣帛を小船に移し、大宮の船まで、粟津の年寄役が持参する。素絹五条で蔽われた御供船より四九膳の粟津の御供を海に落とす。その時、御供船は音楽を奏しており、屋形では猿面をつけた三人の芸能者の滑稽な所作が演じられる。御供の奉献が終わると、御供船にかざる幣帛を海に投げ入れる。鐘を打ち念仏を唱える。大宮の船は比叡辻村若宮の汀に着す。本社に帰着し、神輿を仮屋に入れる。

山王祭の構成について、景山春樹は

山宮Ⅱ三宮・八王子

里宮Ⅱ二宮・十禪師

田宮Ⅱ大政所（中七社の王子宮（二宮の摂社）の境内）

と考<sup>(6)</sup>え、午神事は山宮の神輿二基が里宮に降臨し、男女二柱の融合によつて若宮の誕生を現す儀礼で、未神事は里宮の二宮系神輿四基を「田宮」Ⅱ御旅所Ⅱ大政所に移し、特殊神饌（未御供）を供し夜の祭儀によつて若宮の生誕を形どる神事と解釈する。そして、午・未神事は春に山から里へ神盃を迎え、生産と豊穰を祈る農耕儀礼である、と論じる。ここで山王祭を整理しておくこのようになる。

午・未神事Ⅱ二宮系Ⅱミアレ・農耕十京都の未神人

申神事 Ⅱ大宮系Ⅱ鎮座の再現・反復

大榊神事Ⅱ大津四宮Ⅱ坂本榊宮Ⅱ本社に還幸

唐崎神幸Ⅱ本社Ⅱ下阪本七本柳Ⅱ湖上Ⅱ比叡辻Ⅱ本社

このようにみると、午・未神事の大政所はあくまでも図5のごとき日吉社の神域であり、祭祀が祀職や神人のなかで完結しているのである。それは参詣曼荼羅が絵解きされ、大政所詣りがなされ在地の人との接点になっていた祇園の大政所のイメージとは違う。ここに至って日吉社の神人組織に目を転ずる必要が迫られてくる。

日吉の二つの異なる祭祀発生形態を山王祭の祭祀構造のみでなく、『耀天記』と『山家要略記』という二つの縁起にまで敷衍し、神人組織を媒介にして山王祭に隠された意味を読み取ろうとした試みが山本ひろ子によってなされている。<sup>(7)</sup>

山本は貞応二年（一二二二）成立『耀天記』の大宮鎮座縁起のプロッ

トを次のように抽出する。

- (1) 大宮の神は、欽明天皇の御宇に大和国（三輪）に垂迹し、天智天皇の御宇にこの地（日吉社地）に渡御された。
- (2) 俗形貴人体の神は大和から大津の八柳浜に渡御すると西浦の「田中恒世」の船に乗り、唐崎の琴御館宇志磨の所まで送ってもらった。
- (3) その時恒世は「粟の飯」で神をもてなしたので神は、汝は私の「神人」となつて毎年祭の時に私が出御する際には必ず供御の飯を奉るように、と勅した。
- (4) この時以来田中恒世が神に粟の御料を奉献するという習いは今に至るまで変ることがない。それゆえに今の「大津の神人」はこの恒世の末裔である。
- (5) さて恒世の舟によつて唐崎へ到着した神は、宇志磨の船にお乗りになり宇志磨の館の大きな樹の梢に船を懸けるといふ奇瑞を顕したので、宇志磨はその貴人を神と知った。
- (6) そこで神は、「汝は私の『氏人』となつて社務を執行するように」と「祝部」という姓を与えた。
- (7) また神は「西北の勝地に草を結んだ所を目印として社殿を建立するよう」に「と勅したので宇志磨が尋ねゆくと粉楡を結んだ地（波止土濃Ⅱ橋殿）があったのでそこに宝殿を建てて神を奉斎した。これが現在の大宮の宝殿である。
- (8) かの宇志磨のちに山末社（山末大明神）として祀られたが、現在の社司らは彼の子孫である。

氏は大宮鎮座縁起に田中恒世説話と唐崎の琴御館宇志磨説話を指摘し、前者は大津西浦の田中恒世による三輪明神に対する粟の飯の饗応と唐崎までの先導と運搬という二つが主要なモチーフである、という。これに對し『山家要略記』は『耀天記』とは異なる説話を伝えており、これも山本による本文抽出をあげておこう。

- (1) 時ニ湖上ニ一艘ノ漁舟有リ 一人天晴光  
人田中恒世
- (2) 神人示シテ曰ク「吾ニ濟飢ノ饌ヲ献ゼムヤ」恒世答ヘテ曰ク「用意セズ。

但シ黄揚ノ小筥ノ中ニ粟ノ飯有リ。未ダ己ヲ穢サズ。上分ヲ献ズ可シ。即チ覆盆子ノ葉ニ入レテ之ヲ献ズ。

(3) 神人ハ之ヲ聞食ス。復示シテ曰ク「汝我ヲシテ幸崎ノ松ノ下ニ送レ」。恒世即チ漁舟ヲ棹シテ孤松ノ下ニ至ル。

(4) 重ネテ示シテ曰ク。「汝カ子孫ハ吾眷屬ト為リテ丞管ノ礼典ヲ司ドレ。毎年卯月中ノ申ニ此ノ松ノ下ニ幸シテ汝カ志ヲ報ゼム」。

(5) 晴光、恒世共ニ天智天皇ノ生魚ノ供御人也。同ク生得ノ神人ナリ。

『耀天記』では田中恒世の子孫を大津の神人とするが、『山家要略記』では田中恒世と天ノ晴光の二人を「生得の神人」としており、中世には異なる伝承が成立していた。山本は、粟津の供御人こそ田中恒世に仮託する人々の原像であり、田中恒世説話には天智天皇大津遷都にまつわる伝承が流入し、遊幸する天皇像こそ大宮縁起の主要モチーフである、と論じた。そして、山王祭の申日神事に大神神幸と唐崎神幸(粟津の御供)という二つの神幸(＝御幸)という形態が中核となるのは、縁起の性格に起因する大比叡神の鎮座過程の復演である、と論じた。

山王祭を日吉神人の視点より理解するためには、歴史学の成果によって大津神人の形成を概観しなければならない。<sup>8)</sup> 一一世紀後半以降天皇家や神社などに属していた贄人はそれぞれ供御人・神人の称号を与えられ天皇・神の直属民として保証された特権を行使するようになった。贄貢進の体制は一二〜一三世紀に大きな変化をとげたが、その背景には天皇と競合してこれを神人として組織しようとする諸社の活発な動きがあり、大津神人は天喜四年(一〇五六)に姿をみせる。<sup>9)</sup>

延暦寺と日吉社の大津浦支配は土地支配から発するものでなく、日吉

社の祭祀に奉仕する日吉神人として住民を組織・編成していく形で進められ、「中右記」永久二年(一一一四)三月一二日条には日吉駕輿丁神人として大津神人の名がみえる。

大津神人は一二世紀には左右二方に分かれそれぞれに一名の長者が置かれて日吉神人集団が形成されていた。<sup>10)</sup> 例えば建仁二年(一一二〇)には「日吉社大津左右方神人」が越後国豊田庄の地頭を日吉社に訴えてい<sup>11)</sup>る。平安時代末には組織的拡充にともなって、近江や畿内諸国の在地有力者中に大津神人となるものも現れてきた。大津の「在京神人」の下部組織として「在国神人」が形成され、そこは日吉社領であるとともに「在京神人」活動の拠点であった。しかし、大津神人の本拠は、長者の宅が浦にあるように基本的に大津浦にあった。大津の神人はその所領田畑からの収穫をもって日吉社に奉仕していたのではなく、大津浦以外の日吉社領からの収納分(上分米)を元手にして、諸国を舞台に金融活動を行い、国衙・庄園の納物を請負いそれらの収益をもって日吉社への奉仕料としていた。鎌倉時代になると、神人集団の範囲は瀬戸内海・北陸道に達し、湖上交通・日本海の海上交通を行っていた。

一一世紀後半頃より延暦寺と園城寺の対立が顕在化するに伴い大津浦住人もその渦中に巻き込まれ、『中右記』永久二年(一一一四)六月には、山門分・寺門分の大津浜住人がそれぞれ存在していたことが知られ、大津浜住人の分割支配体制が確立していた。

保安元年(一一二〇)には後三条天皇の日吉行幸の際に広げられた新大路に、山門分の大津浜住人によって鳥居が建てられたが園城寺によつ

て破却されるなど、大津浦における山門分・寺門分の争いがみえはじめ  
る。<sup>(12)</sup>

『宮寺縁事抄』保安二年(一一二二)六月九日「日吉社宛宣言」には  
「当社領大津ノ東浦ノ神人」と山門領としての大津東浦の形成が確認さ  
れ、寺門領西浦の成立もこの頃で、後の大津九保(本所庭田家)の東・  
西浦に展開していく。

この時期の神人は中世の座の特質である自主的な横の結合は未だ成立  
しておらず、「専ら社家との人身的隷属関係が彼らを神人たらしめてい  
る」<sup>(13)</sup>。例えば、永治年中(一一四一〜一一四二)には、「時座主青蓮院行  
玄僧正為替日吉  
大政所仮屋間敷、神人少々被語取之、雖然下地者社家一円進止之、<sup>(14)</sup>」と、  
時の座主から神人を「語取」られそうになったのを、社家が止めている。

鎌倉期には山門・寺門の抗争が激しく、『華頂要略』建保三年(一一二  
一五)条に、園城寺衆徒が粟津東濱に押し寄せ神人などの屋三〇宇を焼  
き払い、同天福元年(一一三三)四月二二日条にも山門と寺門の武力衝  
突の事件がみえ、山門領Ⅱ東浦と粟津、寺門領Ⅱ西浦であることがわか  
る。

貞応二年(一一二三)六月四日の「平国時田地売券」<sup>(15)</sup>には「近江国志  
賀南郡内大津東浦」とみえ、東浦は現大津市街の中央湖辺(浜大津から  
島の関付近)となる。西浦に関してはその北西の大津市長等の湖辺尾花  
川や山上町付近に想定する説がある<sup>図6</sup>。

ところで、一二世紀の撰関家の年中行事を記す「執政所抄」によると、  
一一世紀以降「大津御厩」の存在が知られ春冬の日吉大宮大般若経説経

の際の費用に同御厩の地子があてられている。「大津御厩」については、  
永暦元年(一一六〇)八月の「近江国某既住人等解」<sup>(16)</sup>にこのようにある。

當御既者、一年四度御祭、正月以後八度御カ祭役勤仕之外、更不叶他役、是御地  
子以下政所御勤無其御カ之上、依爲四至一圓之御領也、若以前社役之外、社司ニ  
モ浦長者ニモ、乍隨所役、申不隨之由者、可蒙東西楞嚴護法天等山王七社冥壽  
ヲ住人等一々毛六ニ、三日七日内可召蒙御カ、早被停止件濫行者、御カ本令安堵、  
欲勤御カ御役矣、仍勒狀以解、

永暦元年八月 日

住人等御カ

同所は地子以下の政所所役を勤仕する撰関家の四至一円所領であった  
にもかかわらず、その住民は日吉社司や浦長者に従って日吉祭の祭祀に  
祭礼用の馬を引き出す所役を勤仕する日吉神人もあった。また、浦長  
者は既住民を駆使する立場にあった。さてこの浦長者の足跡を追うと、  
『後鳥羽院宸記』建保二年(一一二四)四月一五・六日条に日吉祭の日  
(一四日)に唐崎で大津東浦長者丸と日吉神人が闘争に及んだことから  
山門と寺門の武力衝突に発展したことが詳細に記されている。長者丸は  
「非農業民集団の居住する散所の長者」という説もあり、<sup>(17)</sup>彼は多くの神  
人の刃傷に及んだ。神人を傷つけられた山門は日吉の公人を派遣して長  
者丸の住宅に放火、焼失させた。この騒動の最中、三井寺の下法師が火  
事場泥棒を試み長者丸の在家に乱入し、山門の下法師と喧嘩になった。  
大津西浦から三井寺の加勢が現れ、大江のあたりで三井寺衆徒と合流し  
て山門方に矢を射かけて事件は拡大した。日吉祭見物にきていた山門衆  
徒が三井寺領西浦を焼き、新宮の辺りで合戦に及び、山門衆徒は三井寺  
僧坊を焼いた。寺門衆徒は逆に山門領東浦に攻め寄せ、その在家に放火

した。そこで山門衆徒は再び三井寺に押し寄せ、三井寺を焼くという一大惨事となった。

仁治二年(一二四二)「法橋某奉書」<sup>(18)</sup>にも、大津神人が長者を中心に日吉社の祭を勤仕すべく組織されていたことがわかり、長者の系譜はつづいていた。そのみならず、この長者の記憶は江戸時代、はては現在まで山王祭の中に埋め込まれているのである図7・8。先述した木札は榊神幸の際に出るものであるが、大津四宮神人は左方生得神人で惣政所・長者という木札をもち祭礼に参加している。生得とは大津生まれの神人、もともと大津に住みついていた神人を意味し、神人が神示現の由緒・聖伝を「生得左方 長者」として誇示するもので、先述した祇園における式札と同じものであろう。

さて、山門領東浦には神人の根拠地である大津四宮があり、四月三日より申日まで榊が滞在する御旅所である。『康富記』享徳四年(一四五五)閏八月二八日条には、山王祭で大津惣政所に神輿が往還する途次、粟津の供御人は唐崎に船を進めて粟飯を献進する習わしがあったことが記されている。『日吉山王御神役一件由来』には、日吉祭の七日前には「兎本」に村中の百姓が集まり、斎服の点検や役職の割り当てなどを行ったが、以前は四宮で集会したので「惣政所」とも称したとある。<sup>(19)</sup>『神道名目類聚抄』には榊奉斎によって大津を「日吉ノ第一ノ神人」とし、「生得ノ神人」と称するために祭礼の「総政所」を置いて「生得ノ神人」が四月祭礼の一切を取り仕切ったとある。『官国幣社特殊神事総覧』には「四宮の神官元惣政所の職に預りたる由緒を以てなり」とある。ここ

から判断すると御旅所である大津四宮には惣(総)政所が置かれていたのである。この四宮は現在の天孫神社であるが、享徳二年(一四五三)成立の大津町絵図には、葦原沼東手の湖辺に四宮社がみえ、社伝によると文明期(一四六九〜八七)に現在地に移ったという。<sup>(20)</sup>西大寺の叡尊が弘長二年(一二六二)に鎌倉へ往復した時の旅日記『関東往還記』によると、四宮馬場より船に乗っている。四宮馬場とは打出浜の浜辺であり、長者は四宮・馬場・松本あたりに居住していたものと思われる。

以上、とりあえず以下のことを確認しておきたい。

大津東浦Ⅱ四宮Ⅱ左方生得神人Ⅱ長者(浦長者の系譜)Ⅱ山門領Ⅱ祭礼に惣政所

しかし、『耀天記』によると田中恒世は寺門領である大津西浦の漁師であるという。これはどのように理解したらよいのであろうか。

『太平記』巻一五に、建武三年(一三三六)正月一六日北畠顕家・新田義貞が園城寺攻めの際に「大津ノ西ノ浦、松本ノ宿」に火をかける件がある。もちろん、軍記物という性格もあるが、中世においては松本Ⅱ西浦と認識していた可能性もある。山門・寺門の対立を前提にした東浦・西浦という地域呼称とは別に松本は粟津からみて西浦と称されていた可能性があるのである。『近江輿地志略』松本村の項には、恒川が湖へ入る東の岸にかつて恒世神社があり、湖上往還の船を守ったが、恒世社は今平野神社内に遷座したという。また、豊田武はこのような縁起を紹介している。<sup>(21)</sup>田中恒世は大津西浦松本の漁師で、恒世の子孫は恒世の生地松本と膳所・馬場の地にひろがり、三五家の地土として日吉の神事



に預かった。そのほか、神家衆と称する一一家が膳所であり、松本馬場  
の一九家と称するものとともに祭事に奉仕した、という。『耀天記』に  
みる田中恒世は大津西浦II松本の漁師であったと理解すべきなのであ  
る。

また、天正一〇年（一五八二）成立の『日吉山王秘密社参次第記』<sup>(22)</sup>に  
おいては、

恒世II左方神人II粟津浦

晴光II右方神人II大津西浦

とあり、山本ひろ子は伝承上の二人の神人の始祖を左方・右方に充当さ  
せる合理的解釈という。<sup>(23)</sup>この大津西浦も松本と理解するほうが自然であ  
り、『山家要略』にいう、田中恒世も天野晴光も生魚の供御人、生得の  
神人であるという伝承を反映している。すなわち、恒世・晴光像に仮託  
して日吉社の由緒を語り、商売上の特権を得、特殊神役を勤仕するのは、  
山門領粟津・松本の供御人II日吉生得神人なのであった。

大津生得神人（東浦・粟津・松本）は、日吉祭に四宮惣政所に結集し  
て、長者のもとに、日吉祭の神役のそれぞれに勤仕し、日吉祭には四宮  
が惣政所として祭の会所のごとき中心センターとなった。『日吉山王御  
神役一件由来』には、粟津の御供とともに調進する御幣は、兎本の精進  
屋が破損した時には四宮に依頼して造幣してもらうなどが記される。<sup>(24)</sup>四  
月三日には四宮神人が松本の平野明神の神人とともに神を迎えに行き、  
四宮に据え置く。このように祭礼における東浦・粟津・松本の繋がりも  
窺える。

粟津五箇庄のうち中庄が日吉社兼延暦寺東塔院領であった関係から、  
五箇庄にそれぞれ日吉社が勧請され（図6）、五箇庄住民は早くから粟津  
五所社の神人、五ヶ保の神人ともいわれ、日吉祭に御供を調進した。嘉  
吉三年（一四四三）の自由交通権を争う訴訟において、粟津供御人は本  
所筋でなく山門をバックにした。<sup>(25)</sup>禁裏供御人よりも粟津生得神人の方が  
政治的效果があるとみていたからであり、その反対給付としても、粟津  
御供を勤める義務があった。

中世の松本は『山科家礼記』文明一三年（一四八一）三月二〇日条に  
大津九保の内、「はゝまつもと」とあるように馬場と一緒と認識されて  
いる。南北朝期には、粟津供御人の住居が大津・大萱・松本まで及び、  
応安元年（一三六八）には松本においても、万雑公事の知行が認められ、  
明德五年（一三九四）には「粟津橋下五ヶ庄并松本魚類以下商人等」が  
内膳司に訴えている。<sup>(26)</sup>『山家要略』言うところの粟津・西浦の「生魚の  
供御人」である。

粟津供御人が禁裏内膳司・山門・山科家と保護を幾重にも固め、立場  
を強化する過程で、同様の専売・通行権を求める近隣漁民との確執が起  
こり、享徳四年（一四五五）閏四月の日吉祭では松本神人が大神に矢を  
射かけたことから合戦となった。<sup>(28)</sup>文明一二年には大津東浦・西浦の支配  
権をめぐる伏見宮家と山科家の争論を背景に、それまで粟津御厨の勢力  
下にあった松本供御人はそれと対立する大津禁裏供御人の庇護下に入り、  
<sup>(29)</sup>翌年馬場・松本をめぐる粟津と大津の対立が起こった。その争いの背景  
には、もと四、五人であった松本等の供御人が、五、六〇人にも達して

いたことが指摘されている。<sup>(30)</sup>

繰り返すが、大津生得の神人とは大津の四宮神社を拠点とする神人(神元)、粟津庄の神人(御供元)及び松本の神人(児元)の神人集団の総称であり、神人集団は山王祭において神役を負っている。

四宮神人は神神幸を勤仕し、申日の神還幸には粟津五所社より衣冠の神人一人が、松本の児本からは赤い装束を身に着けた総角の児が乗馬姿で参加している。『明月記』によると、正治元年(一一九九)四月二三日定家は山王祭について、このように記している。

廿三日、天晴、早旦乗興行杲云棧敷、午後漸渡、巫等往反了後行列云々、先僧綱一物、密々及相論、次今年経師等依別願乗一物云々、次稱馬頭四人許行列、次所司僧窮美麗過差、次五綱一人令色、三綱行列、次社司束帯供奉、二宮執行並祝等、相具黄衣法師二人、神主相具三人禰宜、今年依老屈自閑路参云々、次神馬、中七以後、次御輿、七社、次巫等渡了、

先頭に僧綱とともに登場する一つ物は松本の稚児であろう。一つ物の後ろには祭の頭人である馬頭が四人お渡ししている。

松本は唐崎神幸にも稚児を出している。『日吉山王御神役一件由来』には、湖上の渡御を「第一番 御神船 第二番 馬場村 児船 第三番 松本村 児船」と記され、<sup>(31)</sup>この児は湖上で粟津御供の奉献に随侍した。

『近江輿地志略』恒世神社の項には、この稚児は昔恒世に随従した遺習であると記されており、『日吉神道秘密記』の粟津の御供奉献には船頭二人、童子二人が描かれる(図9)。稚児にも鎮座過程が反映されているのである。

ところで、『桂林拾葉抄』永保元年(一一八一)四月一四日「官宣旨」

に引用された「日吉社解」にはこのように記されている。<sup>(32)</sup>

毎年四月中の申日は日吉社の踏歌節会で、大津浜住人が神輿を唐崎に振り、御供・舞楽の儲を勤仕するのが先例であった。同年の踏歌節会で大津の浜男が宝殿に放尿し、数人の日吉社宮仕法師がその男に禁制を加えたところから、浜男たちと山門法師の間の大騒動となった。以後、従来は日吉社に唐崎御供を勤仕していた大津浜住人が三井寺新宮(長等神社)に所役を勤仕することに変えた。このため、山門・寺門の抗争にまで発展する。日吉社は同年四月一〇日、太政官に日吉本宮は託宣の地であるのに、数百年勤仕の踏歌節会神事が闕退してしまふ、と提訴した。官は近江国司に対してもとのように大津浜住人に唐崎御供を勤仕させるように命令した。

また、『為房卿記』永保元年八月一八日条によると、六月九日に山門僧徒数千人が圍城寺を襲い、堂社は悉く焼失する事件があり、檢非違使監督下で大津御供ならびに日吉祭が行われたのは八月になってからのことであった。<sup>(33)</sup>近世末成立の『桂林拾葉抄』に所収された「日吉社解」の信憑性が裏付けられよう。

以上のように一一世紀末までは大津浜住人が唐崎宿院へ神輿を昇ぎ、御供を供え、舞楽を奉仕したらしい。天正一六年(一五八八)の『日吉社神役年中行事』<sup>(34)</sup>では、文永(一二六四〜七五)年間の頃うち続く洪水により、神輿渡御が困難になり、以降船祭になったという。この時期は粟津御供の発展期でもあり、彼らが生得神人として御供を引き継いだものと思われる。

大津の供御人は山門という権門を利用し「山門神人」と称して供御を怠り、応永二十一年（一四一四）禁裏内膳司に訴えられ、同年七月にも山門雑掌と結んで濫妨していると訴えられる。<sup>(35)</sup>このように大津供御人は京郊経済圏に勢力を握っていた山門から、商売上さまざまな特権を受け、その代償として御供本・神元・稚児元を勤仕したのである。日吉祭の左方生得長者の札は、**図10**<sup>(36)</sup>のような供御人札と関係する可能性はなからうか。

山王祭の形態の成立には以上のような一三世紀における神人の政治・社会・経済的背景が反映されている。それは『耀天記』や『山家要略』に記載された中世の縁起叙述に、二人の神人の始祖に仮託した形で語られており、山本はこの説話に「神と恒世に仮託する集団との支配―被支配関係とは、実は神の神人への依存と神人の神への庇護という逆立を孕む関係であることが暗示されていよう」と読み解いている。<sup>(37)</sup>

ところで、山王祭前半部の午・未神事に関しても、景山のいうように古層な農耕儀礼だけではなく、前述したように京都神人の勤仕が組み込まれている。すなわち、鎌倉時代後半になると、大津神人の京都における商売の需要増大にともない、居を京都に移すものも現れてきた。正安四年（一三〇二）四月、「大津生得神人」と駕輿丁の輩の喧嘩で神人側が神輿を射たため日吉祭が中止になるという事件がおき、神輿の一基は京都の「入神人」が造替することになった。<sup>(38)</sup>ここで「大津生得神人」と京都「入神人」が区別され、「入神人」は『天台座主記』文永五年（一二六八）八月一八日条あたりからみえはじめる。

そのような京都「入神人」を中心とする在国神人を、日吉社は未神人として、未御供勤仕に組み込んでいく。建永二年（二二〇七）六月、若狭の加茂安守は、日吉社左方御供所神人職補任状によって、「四月未日御供神人職」に補任せられている。<sup>(39)</sup>『天台座主記』文暦二年（二二三四）一〇月八日条に「大津左右方並ニ未日神人」とあり、この時期から、在国神人に未の御供を勤仕させるようになったのではないか。

神還御に参列する京都神人の木札によると京都神人は右方である。右方の木札は祇園社の宮仕が持参し、それは錦の袋に入れて祇園を往復するという。先述した祇園会における大政所の式札との類似性がある。

京都の日吉神人は五月五日の小五月会の馬上役をも勤仕している。『華頂要略』貞和四年（一三四八）には、日吉社の小五月会の頭役として近江南北郷次郎左衛門に馬上役が課せられたが、拒否にあったため山門衆徒は北朝にこのように訴えた、とある。<sup>(40)</sup>

就中小五月会馬上役者 於京都左方江州右方以非当社神人之輩撰器用  
仰神慮 一度差定之後曾無改動之例 其趣保延□年被下官符以来 神  
威弥輝天下 規則未違末代者

京都Ⅱ左方神人、近江（大津坂本）神人Ⅱ右方神人という小五月会の馬上役は保延年間には定まっているといい、瀬田によると江州右方馬上役は保延年間には成立していた可能性があるという。先述した山王祭の京都神人組織よりは早かったものと思われる。

山王祭の勤仕組織を整理するとこのようになる。  
未神事Ⅱ京「入神人」「未神人」Ⅱ「在国神人」

申神事Ⅱ大津左右生得神人 Ⅱ大津の「在京神人」

申日神事の船祭を維持するためには大変な経済力とともに、その勤仕にたいする反対給付も見込まれており、そこに頭役制を基盤とした中世祭祀の特色があった。王子宮内の二宮系の大政所が古代的なミアレ祭祀の場だとしたら、四宮政所は長者が統括する中世的な在地のセンターであった。四月三日の本社より四宮への神神幸は密やかなもので、その還幸こそ神渡御のパレードである。御旅所四宮政所（付近に八柳浜がある）において大比叡（大宮）の神が示現し、そこから唐崎の神事のもの本社に神幸するというのが祭の本義だと思ふのである。二つの神幸は次のようになる。

大神神事Ⅱ大津四宮（八柳浜）→坂本神宮→本社に還幸

唐崎神幸Ⅱ本社→下阪本七本柳（八柳浜）→湖上→比叡→本社

八柳浜という名の同一性という暗愈のもと、八柳浜に顕現した大己貴が唐崎神幸ののち、本社に鎮座する始源を反復することになる。大津生得神人の神役である稚児、御供、神も大己貴鎮座過程の儀礼的再現であったのである図11。

註

- (1) 前掲「中世祇園会の一考察」。
- (2) 『滋賀県の地名』一九九一年。
- (3) 「日吉社祭祀考」『山岳宗教史研究叢書二比叡山と天台仏教の研究』一九七六年に収録。
- (4) 筆者見字と前掲『滋賀県の地名』による。

- (5) 『神道大系神社編二十九日吉』一九八三年所収。
- (6) 前掲「日吉社祭祀考」。
- (7) 「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻物をつなぐもの』『物語・差別・天皇制』一九八五年。
- (8) 大津神人の形成の記述については、『滋賀県の地名』・『新修大津市史古代』第一巻、一九七八年・『新修大津市史中世』第二巻、一九七九年・『新修大津市史北部地域』第七巻、一九八四年・『新修大津市史中部地域』第八巻、一九八五年によった。
- (9) 『園城寺伝記』。
- (10) 例えば保延二年（一一三六）九月「明法博士勘文案」宮内庁書陵部所蔵壬生家文書など。
- (11) 「近江日吉社大津神人等解」（江藤文書）『鎌倉遺文』一三〇九号。
- (12) 『中右記』保安元年四月二八日条。
- (13) 黒田俊雄「中世の村落と座」六三頁『日本中世封建制論』一九七四年。
- (14) 元享三年（一三三三）二月一日日記「社家条々記録」『八坂神社記録』上。
- (15) 『鎌倉遺文』三一―二二号。
- (16) 『鎌倉遺文』三一〇二号。
- (17) 『新修大津市史古代』第四章「王朝の大津」第二節「御厨と津」。
- (18) 「古案記録草案」三『鎌倉遺文』五八八四号。
- (19) 前掲「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻物をつなぐもの』参照。
- (20) 前掲『滋賀県の地名』。
- (21) 「延暦寺の山僧と日吉社神人の活動」（著作集第三巻『中世の商人と交通』）において『大津市史』所載縁起として紹介している。
- (22) 前掲『神道大系神社編二十九日吉』所収。
- (23) 前掲「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻物をつなぐもの』。
- (24) 前掲「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河

原巻物をつなぐもの」参照。

- (25) 『建内記』同年七月一四日条。
- (26) 「泰朝文書」『京都御所東山文庫記録』。
- (27) 同右。
- (28) 『康富記』同年閏四月二八日条。
- (29) 例えば『山利家礼記』同年一二月二四日条を参照。
- (30) 同右書同年三月二〇日条。
- (31) 前掲「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻物をつなぐもの」参照。
- (32) 『新修大津市史古代』を参照。
- (33) 同右。
- (34) 前掲『神道大系神社編二十九日吉』所収。
- (35) 「内膳司維掌言上案」『京都御所東山文庫記録』。
- (36) 『新修大津市史中世』。
- (37) 前掲「八物語」のトボスと交通 日吉大社縁起と説教『愛護の若』と河原巻物をつなぐもの」二四四頁。
- (38) 『元徳二年日吉并社叡山行幸記』。
- (39) 「大音文書」『若狭漁村史料』所収。
- (40) 「玉燭宝典裏書七」貞和四年六月十九日付山門衆徒列参申状『大日本史料』六一一。前掲「中世の祇園会―馬上役制をめぐって」が指摘。
- (41) 前掲「中世の祇園会―馬上役制をめぐって」。
- (42) 豊田武によると生得の長者は田中恒世の子孫を称していたという。「延暦寺の山僧と日吉社神人の活動」著作集第三巻『中世の商人と交通』一九八三年。

## 松尾社の事例

松尾社の背後にある松尾山は七つの谷に分かれ北谷頂上近くが日崎の

峰で、磐座と考えられる巨石があり、『古事記』に大山咋神が座すと記されている松尾社の旧鎮座地である。松尾社の社官は、養老二年（七一八）秦氏の一族秦忌寸都駕布が初めて祝となり（秦氏本系帳）、以後子孫が代々勤仕したとある。中世以来松尾社の社家には神主東家・正禰宜南家など秦姓が多く、本系帳の伝承を裏付けている。しかし社務の実権は摂社の月読神社の長官中臣系の伊岐氏（松室氏）が掌握、松尾祠官を兼帯していた。近世を通じて、神職三三家、神宮等の社僧十数人に及び、筆頭神主の秦氏は累代三位に叙せられたという。<sup>(1)</sup>

松尾社の祭は四月下卯日が神幸祭<sup>(2)</sup>で「おいで」と称し、前日に月読社境内の御舟社の前で舟渡り安全の祭典がある。神幸祭当日は吉祥院より神御面という依代が到着するのを待つて出座の式がある。大きな神の木二本を切ってきて、一本に男神面、一本に錦袋に入ったままの女面がとりつけられ、神に男女二神が宿られたことを意味し、それを御神体とする。そして、男女二神の面合わせを祭儀の中心として、それが済んで渡御が始まる。松尾七社といわれる大宮（本社）・月読・宗像・櫛谷・四社（四大神）・衣手・三宮の神輿がそれぞれの拝殿を三周する。月読社のみは唐櫃（板神輿）に奉ぜられる。神御面を先頭に順次出門して、社前の街道を南へねり、桂離宮前から桂川の河原へ下り、ここから対岸へ船で渡る。川を渡った斎場に六基の神輿を並べ、「河原の御饌」という神饌を供えて川渡の祭典を行う。終わると、大宮・月読・宗像・櫛谷の四社の神輿は、西七条の御旅所に駐輦される。一基は西京極川勝寺の三宮社御旅所に、一基は西京極郡（現右京区）の衣手社御旅所に駐輦され

る。

五月上旬の還幸祭は「お還り」と称し、衣手・三宮社の両神輿も西七条御旅所に参集し、そろって下京区唐橋の西寺公園(西寺金堂跡)「旭の社」・「朝日社」に寄って祭典があり、行列は七条通りを東進して朱雀御旅所に寄り、ここでも祭典があつて、本社に還御する。当日は神殿や神輿を葵臺で飾り、供奉のものは葵と桂をカザシとして身につけるので、この祭を「葵祭」とも称する。

「旭の社」では御供・赤飯の特殊神饌を供える。<sup>(3)</sup>唐橋は松尾祭の宮本といい、七基の神輿ほか大宮の神輿を西八条の西庄とともに昇く。この御供は唐橋の氏子によって供えられる。昔は、大藪姓二軒と井上姓五軒で赤飯座を構成し、順に一軒ずつ当屋を勤めて神供を作っていた。江戸時代には胃形の小豆の蒸し物を供えたので座名が起こつたという。神饌は前日の午前中に作り、当屋の床の間に飾る。昔は五人集まって身体を清めてから作つたが、近年は当屋の一軒が調製している。座の者はまず月初め(四月二日)に当屋に集まり、入浴し幣などを作る。夕方仲間から頼まれた七、八名の者が「榊さし」を行う。翌朝旭の社に行き、榊を供え、四方を浄める。還幸当日に、かつて当屋は床の間に神号軸をかけ、八台の献饌をする。神輿六基と月読の板神輿と氏神道祖神社に供えるのである。当屋は還幸祭当日にはサバ・シロムシ・巻き昆布を折敷に入れ、他の座員に配る。当屋の標示は「オシメ縄」で、還幸祭の日に新しい縄を作り、翌日次の当屋に渡す。次の当屋はオシメ縄を一年間玄関入口に飾る。当屋は七組作つた神饌を、唐櫃に入れて翌日まで保管する。座員

全員が白衣を着て葵臺をかざして当屋に集まり、当屋を先頭に他の三人が続き、神饌は当屋の雇つた神役と呼ばれる二人が担ぐ。道祖神社前に神饌一膳分を供え、西寺公園に行き、六基の神輿の前の「お膳場」に六膳分の神饌を供える。昔は「旭の社」の西北隅に幣二本を立て、八足台を置いて握舎で神饌を供していた。かつては還幸後一週間目を「七日開」と称して西七条御旅所で能があり、この日の朝も唐橋の当屋は床の間へ還幸祭と同じ神饌を献じていた。

唐橋とともに特殊神饌を奉献した西庄、東屋敷についても井上頼壽の報告によりみておこう。西八条の西庄、東屋敷は、元紀伊郡吉祥院村西之庄西中と称し、唐橋とともに松尾祭に粽を奉献した。東屋敷は二二軒(昭和一〇年現在)で、内六軒(明治九年までは九軒)が「宮仲間」といつて神饌を作る。一年交代に当屋がまわり、当屋は正月一四日の「御日待」の時から精進生活に入る。松尾祭の還幸には、唐橋の駕輿丁が当屋へ集まり、当屋では酒肴を出す。当屋で塩をふり身を清めて西七条御旅所に神輿迎えに行く。「七日開」には、御旅所で御千度をし、当屋は他の五軒を巻寿司と煮メで呼ぶ。還幸祭の二日前には、仲間の二軒が朝、伏見の三柄へ行き真孤を刈り、藺を採る。祭前日には早朝から仲間が当屋へ集まり、男子のみの手で粽を作る。出来た粽は門口に吊つた青竹に掛ける。粽は洗米をかして、注連を張つた清い白の中で潰し、三センチ位の塊に練り固める。それを短く剪つた真孤の根に挟んだものを芯とする。粽は全部で九連半作る。当屋はこのほかに独特の形の御幣を作り、神饌を用意する。神饌はへぎに載せ、御幣とともに床の間の神号の前に

供える。還幸祭当日、当屋の主人は早朝粽と幣をもって社参する。粽一連は西七条御旅所へ、一連半は地元西庄の氏神松尾神社へ献ずる。正午になると、他の七連の粽を長持ちに入れ、西庄の旗を先に立て、今年と翌年の当屋が菅笠を被り、袴姿で「旭の社」に出発する。この時、当屋の門口に注連を繞らせた「いかき」(笊)一個を縄で吊る。中にはもみぬかが入っており、その中に日月星辰の幣が立ててある。この幣を「さんごさん」(三光様)といい、「ごくまき」(御供巻で粽のこと)の長持は必ずこの「いかき」の下を通り、被うのである。

また、井上の報告のなかでも、西七条村の東隣朱雀村における松尾祭頭役Ⅱ「花の頭」については特に貴重なものなのでここに引用しておく。

七条千本西入、即ち今の中央市場の有る辺は元朱雀村と云った。此所に『花のとう』とて十三軒の株があつて毎年当屋が廻り、松尾祭に奉仕した。当屋に十五歳の男子があれば之を稚児とし、無くば親類の内から借りる。稚児は祭の一週間前から別居し、男手で炊いた精進物を食して忌み清める。さて神幸祭の日となれば、稚児は冠を戴き黒袍を着用し、立派な石帯を附けて乗馬で本社へ参る。若党二名と荷を担ぐ者一名が従つたが此の役も仲間内から廻りで年々当る。稚児は菖蒲と牡丹の造花を持ち、『下馬札』の前も乗打して神前に進み花を奉献する。其の後吉祥院石島の稚児と面合せの式を行ふ。それが済んで初めて神輿が発するので、『花の当』が参らねば祭は出来ぬと云はれた。稚児は祭礼中百万の位があるとも云はれ非常に尊敬を受けた。松尾神社から当屋へ米三十石を下し非常な大切な役

とされてゐたが、維新に此の行事も廃れ株の家も他へ移転して僅かに一軒(昭和二年調)となつた。<sup>(4)</sup>

稚児が菖蒲と牡丹の造花を神前に献ずるところから、花の頭と称するらしいが、この稚児を出せる株の家が当時一三軒あつたという。先述したように、現在は松尾祭神幸の先頭に行く神体は、男女神面の神御面に变化しているが、以前は朱雀の稚児と吉祥院石島の稚児であつた。その面合わせは、春の農耕開始時に、神山から祭神が降りての性的な豊穰儀礼を象徴しているものと推測され、松尾の男女二神が憑依するのが二童子であるらしい。

本稿で問題とする西七条御旅所は、大宮以下四社の神輿が駐輦する御旅所であり、現在の七条通(旧七条大路)の南、御前通(旧西大宮大路)に東面する御旅所である。まず西七条御旅所の歴史を辿ってみることにしよう。

『山槐記』仁安二年(一一六七)四月五日条に「松尾祭延引、七条西大宮旅所有死人之故也」と記され、西七条御旅所の死穢で祭が延引したとある。『統左丞抄』にも同年三月二十五日条に、「松尾末社櫛谷旅所老尼一人頓死」とあり、櫛谷社神輿の旅所は後述するように西七条にあつたので、この記事は信憑性がある。

さらに、柳原伯爵家本『頭広王記』仁安二年(一一六七)四月五日条にこのように記されている。

松尾祭延引。依櫛谷社旅所有死穢、件穢及本社大政所也、去二日被下宣旨了、

裏書

穢子細者、老翁一人、於櫟谷旅所死去、件神寶等、保住人村長者連、渡大政所旅所了、其後觸本社了(後略)

死穢が及ばないように、櫟谷旅所の神宝を保住人と村長者が同じ西七条の大政所旅所に運び渡したとある。大政所旅所がある西七条には村長者と称される人がいたことを確認しておこう。ところで、松尾祭の延引と連動して、西七条住人は稲荷祭までも延引せしめている。『山槐記』仁安二年(一一六七)四月一二日条にこのようにある。

今日稲荷祭延引と云々。松尾祭延引し、仍て七条人等、事の由を申し、延引せしむ。先々、松尾祭以前に之を行わば、天下静かならざるの由を申すと云々。且つ、此の条公家知らし食さず。仍ち只職事のみ彼の七条人に仰すと云々。

松尾祭の氏子西七条の住民の実力の程がわかるものであるが、彼らの力の背景を永長大田楽への口火ともなったといわれる松尾祭田楽に探ってみよう。

戸田芳美は永長田楽の誘発要因として永長元年(一〇九六)四月八日の死穢による松尾祭延引命令への抵抗と、前年に京都住民に課せられた伊勢神宮の造宮役がまきおこした住民の反政府感情を指摘している。<sup>(5)</sup>五味文彦はこの二つには密接な関係があり、『中右記』嘉保二年(一〇九五)六月二五日条により、伊勢神宮の造宮役賦課を白河院や郁芳門院の下部と称して対捍したのは西七条の刀禰・住民であったことを論じている。<sup>(6)</sup>西七条の松尾祭田楽より火のついた大田楽は京と西国とを結ぶ出入口にあたった西七条の立地なども因となり、京中と近郊を舐めつくし世

に名高い永長の大田楽と後世称せられたのである。<sup>(7)</sup>

以降の松尾祭を考える時には二つの官宣旨をみなければならぬ。元久元年(一一〇四)三月五日「官宣旨」<sup>(8)</sup>は以下の通りである。

左弁官下 山城国 松尾社

応遣官使社家使相共催促当社御輿迎西七条御供 大炊梅津礼迎事

使々部 従式人

火長老人

右、得彼社司等去月廿二日解状你、当社御祭者 西七条之住人、或付在家或付田畠、必前年差定頭人、三月中卯奉迎神輿之日、備進六前御供者例也、又本宮還御之日者、為座衆之營、同所備進也、而近年富家之輩、買領多町之田畠、各加座衆、不動仕御供頭、或称権門領同対捍、如此之間、為不闕如神事、差定無縁之小屋雖譴責、訴不堪之由、臨当日令闕如者、每年之習也、所詮、新加之座衆等、可勤仕闕分御供之由、欲被宣下、不然者、寄合之座衆、都以可被停止也(後略)

松尾社の神輿迎えは西七条住人の頭役と座衆の経営とによって維持されていた。御供頭は馬上役に相当するもので、松尾社では神輿迎えの御供を西七条の富家の住民に差定して負担させていたが、彼らは「座衆」に加わるることによって御供頭勤仕を嫌った。松尾社の訴えは西七条住人が「新加之座衆」となって御供頭を勤めないことへの追求であった。「座衆」は頭人を出すグループで、西七条の在家田畠を所有する富裕の輩で構成されていた。松尾社社家が不満とする点は、この「座衆」の資格が曖昧にされ、近年富裕の者が田畠を買入れ、資格ありと称して「座衆」に加わるのだが、その輩は「座衆」の名譽をほしがるくせに、頭人としてはきわめて怠慢で御供頭を闕き、社家から勤仕を催促すると権門



領の權威をかさに回避することにあつた。この「座衆」の性格は次の官  
宣旨案を検討せねばならない。

嘉禄三年（一二二七）九月六日「官宣旨案」にはこのようにある。

左辨官下 松尾社

応遣官使尋子細 西七条保々神人等神事違例事

右、得神祇官今月一日解状稱、被社司去月廿二日解稱、当社之四月祭以下六月  
御田代・九日会神事者、為葛野郡一郡之管、不限権門勢家領、札迎之御供并御  
田代殖女敷設・九日会之相撲令勤仕者往古例也、就中西七條者、分保々六箇所  
御興迎之日、各令調進御供、而又還御之日、神人等課役之勤御供令調進者又以  
例也、而近年或号頭人煩、或自由対捍、寄事於左右、大政所以下櫛谷保・七條  
一坊・同二坊・同三坊、五箇所之御供并社司饗膳、都以闕如畢、即不奉出御興、  
而雖可言上子細、神事之煩旁依有其恐、恐遂行畢、又祭之間常燈油、称侍座六  
人之輩隨巡役、令進濟之處、今年無合勺之所濟、又御田代諸郷之殖女之敷設、  
同闕如畢、又九日会者、当社第一之大神事也、衆人舞人之儲会析米、追年未進  
今年定令懈怠者敷、早賜官使、兼日相催、云会析米、云闕如之御供、早可調進  
之由、可被宣下也、望請、官裁、早被遣官使、社家神人相共令譴責者、且無後  
々違例矣、望請、天裁、早任前宣旨、可被重宣下者、権中納言藤原朝臣頼資宣  
奉勅、依請者、社宣承知、依宣行之、

嘉禄三年九月六日 大史小槻宿祢判

少辨藤原朝臣判

松尾祭に神興迎えをして御供調進を行う西七条大政所保は、前述『頭  
広王記』仁安二年条にも記される通りである。鎌倉初期には、西七条の  
者を六カ所に分けた頭人制で四月祭の御供を調進している。それは、大  
政所・櫛谷保・七條一〜三坊の五カ所とあと一カ所であろう。この六カ  
所頭人と、常灯油を巡役によって進濟していた侍座と称する六人の輩が

関係するものか、否かは分からない。植女の敷役は葛野郡諸郷の役であ  
つた。以上の頭役勤仕の一部が鎌倉時代初期には懈怠されていた。とい  
うことは、頭人・座衆の制度は平安末期には成立していたとみることが  
できる。また、神興迎え、還幸の御供は神人等の課役であるという。元  
久元年官宣旨にみえる「座衆」は西七条の「神人等」がつくっている団  
体と考えることができよう。松尾祭は、御旅所Ⅱ大政所によつた西七条  
の住人の頭役と松尾神人の座衆の経営とによつて維持されていた。神人  
等には富裕住民も含まれ、座衆は宮座的なものと推定できる。

また、『明月記』寛喜元年（一二二九）三月二十七日条に藤原定家はこ  
のように記している。

心寂房來談云、廿三日松尾社御興迎、依先例桂供御人等、儲船八艘奉渡之間西  
七條住人等乘神船、加制止之間鬮諍、奉神興於河岸之間、自社家奉送之七條住  
人更昇奉送神興。又、奉棄河邊、事已未曾有、云々。

松尾社の神幸祭の船八艘（松尾七社の船その他）を桂供御人が調達し  
たところ、西七条住人が神船に乗り込み、神幸を制止した上、鬮諍に及  
び、神興を河岸に担ぎ出し、河辺に棄ててしまったという事件が起こつ  
た。桂供御人に対抗する西七条住民は、長者や刀禰（前掲『中右記』）  
に率いられた白河院や郁芳門院の下部と称する者たちの子孫でもあつた。  
松尾祭に話を戻すと、松尾社に還御後、神社でも祭式が行われる。文  
明元年（一四六九）四月成立の「松尾社年中行事次第松尾社職法度次第」<sup>(10)</sup>  
によると、このように記されている。

一酉日は先月讀殿へ参向有で廳屋有。酒二獻。次に御まかりあり。次に御あれ  
有。歌は彼社禰宜始る。次に本社へ参て御戸開。御まかり有て神興を待奉る。

還幸あれは各うち板へ下、御輿を拜殿に東向にすへ奉て、師子御面舞。次に神輿を御前へ入奉て建道まいらせて祝言有て、御輿をのけ奉ておちたちの御供まいる。先七條の御供まいる。次に社頭の御供まいる。次に二ならへ庭上にて舞、次に祝言有。次御まかり有。次廳屋有。

前半部は御旅所における祭式であると思われる。注目すべきは「御あれ」の神事があるのであり、この時に神が顕現して、後、還幸するものである。松尾社に還御後の祭式でも、初めに七条の御供が供えられ、西七条御旅所と松尾社の繋がりの深さを象徴している。

本章の結論としては、平安末より鎌倉初期の松尾祭旅所Ⅱ大政所は、長者や刀禰に率いられた住民が宮座的に結集し、御供頭を勤仕していた、ということである。

註

- (1) 『京都市の地名』一九七九年。
- (2) 現在の松尾祭については岩井宏實・日和裕樹「松尾大社・還幸祭」『神饌』一九八一年と『京都市の地名』一九七九年によった。
- (3) 唐橋の神饌については、昭和初期の様子は、井上頼壽『京都古習誌』一九四三年、現在の伝承については前掲岩井宏實・日和裕樹「松尾大社・還幸祭」『神饌』によった。
- (4) 前掲井上『京都古習誌』二四五〜六頁。
- (5) 「荘園体制確立期の宗教的民衆運動」『歴史学研究』三七八号、一九七一年。
- (6) 「馬長と馬上」『院政期社会の研究』一九八四年。
- (7) 同右。
- (8) 『鎌倉遺文』一四三九号。
- (9) 『鎌倉遺文』三六六二号。東寺百号文書を山路興造が「御田植祭試考

- (上) 『芸能』二七―五、一九八五年)で訂正したものを引用。
- (10) 『松尾大社史料集文書三』一九七八年所収。

大山崎の事例

大山崎の祭祀組織の研究は、清水三男による離宮八幡宮神人研究<sup>(1)</sup>をはじめ、『大山崎史叢考』<sup>(2)</sup>に結実した吉川一郎の研究、約二〇年前の『童使出銭日記』の新出以降特に活況を呈し、本田隆成<sup>(3)</sup>、小西瑞恵<sup>(4)</sup>、脇田晴子<sup>(5)</sup>、田端泰子<sup>(6)</sup>、高牧實<sup>(7)</sup>などの業績が積み上げられている。

『大山崎町史』<sup>(8)</sup>『島本町史』<sup>(9)</sup>などの史料も出揃い、研究の視点も多様な方向から探られ、大山崎の祭祀組織研究には私が付け加えることはない。本稿で提出している長者・旅所・政所という視点についても、すでに脇田が「この瀬田氏の提言は、とりわけ大山崎の場合には当を得たものとしてうけとることができよう。」<sup>(10)</sup>と賛成している。すなわち、大山崎長者座も祭礼と深くかわり、神を迎える在地側のセンターであり、御供を調進する場であり、したがって長者座は宮座であることを認めている。しかし、その後高牧が大政所長者座は神職の諸役人の座というべきもので、大山崎という地域における宮座ではない、<sup>(11)</sup>という見解を出された。高牧説に従うと大政所長者座は在地との関わりは希薄で、神社祀職内で完結した座という印象を受ける。大山崎の大政所は前述した祇園の大政所や日吉の政所とは違う性格のものなのであるうか。

大山崎は都市における宮座を考える際の興味深い事例でもあり、従来

の研究史を踏まえて、大山崎の祭祀の世界における長者・旅所・大政所座の問題を宮座と絡めて、「平安・鎌倉期」と「室町・戦国期」に分けて検討していきたい。

〔平安・鎌倉期〕

協田によると平安期には京都の使庁支配下にあった大山崎の津政所―案主―刀禰が検断―行政の末端機構であった。

山崎には撰閑家の散所が置かれ、永承三年（一〇四八）年一〇月、関白藤原頼道の高野山参詣の折には、淀や山崎の「刀禰・散所」が検非違使の指揮のもと、一一艘の屋形船を造っている<sup>(13)</sup>。この刀禰は、交通・運輸で権門に奉仕するかたわら、特権を利用して私富を蓄積した散所の民の上層部であろう<sup>(14)</sup>。

平安末期成立の『信貴山縁起絵巻』『飛倉の巻』は、鉢を法力で飛ばして食べ物乞うていた命蓮に対し、布施を惜しんだ吝嗇な長者が蓄えた米を倉ごと取り上げられるという説話が描かれている。この長者を山崎長者と記す史料は建長・文永（一二四九―七五）成立の『阿婆縛鈔』所引「諸寺略記」までないが、従来論じられたように、絵巻には長者家の裏庭に在油の搾具らしいものが描かれており、鎌倉時代、油の製造・特権が大山崎の油商人に独占されていた史実を考えあわせると、「飛倉の巻」の長者は山崎の散所の長者であった可能性が確認できる。

正嘉元年（一二五七）の「一志則友等山寄進状」によると、「長者中」として持っていた山を長者六人、執行一人、案主一人が連署して宝積寺へ寄進している。なかに、もとの山は個人所有で山主が神事の役料と

して「長者中」に引き渡した由緒が記されている。元徳二年（一二三〇）の「阿久利女屋敷手継文書紛失状」<sup>(18)</sup>には、在地人二人、長者二人、沙汰人長者一人、長者執行大夫一人が連署に加わっている。

鎌倉末期には一一の保が成立し、建武三年（一三三六）には一一保が上六保（五位川・溝口・岩神・鷹・中村・船橋）と下五保（辻・井尻・藤井・関戸・藏内）の上・下に区分されていることがわかる<sup>(20)</sup>。紛失状からは、各保に二名の在地人と表現される管理者が存在し、長者のなかから選ばれた沙汰人長者が村落の経営事務を処理し、さらに彼らは政所長者の監督を受けていたことがわかる<sup>(21)</sup>。つまり、各保の上に大政所両座が文書の保証等を行っており、大政所両座の長者八人からなる長者座が大山崎の郷務を担当していた<sup>(22)</sup>。津政所―案主―刀禰の職掌が「長者中」に引き継がれたのである<sup>(23)</sup>。

小西は「長者中」を撰閑家散所長者とし、協田は「長者中」を複数の長老制によるまわり神主的なもので、散所長者のみに限定するべきではないとする<sup>(25)</sup>。

ところで、『明月記』建仁二年（一二〇二）四月八・一〇日条には辻祭が記される。八日に山崎神（酒解神ともいい、のちの天神八王子神）と辻神（関大明神）という道祖神の祭祀が行われ、山崎神社と関大明神社に渡御があり、田楽などを奉し、種々の風流を凝らす賑やかなものであった。一〇日には関大明神への渡御が繰り返された。これは山崎郷の祭である。定家は『明月記』建永二年（一二〇七）四月三日条にも、後世離宮八幡の日使頭祭といわれる祭に山崎の民家が悉く経営（参加）し、

播磨大路を渡り石清水八幡宮まで参向している様子を記している。

この日使頭祭は石清水八幡宮に奉仕する大山崎神人の祭で、日使神事の勤仕は商売上の特権を与えられたことに対する大山崎神人の義務であった。文永一二年(一二七五)成立の『八幡宮寺年中讀記』<sup>(26)</sup>には「日使」が「山崎之孤村」から石清水八幡宮にお渡しし、儀礼後来年の頭人が差定されている。同史料には「禮典者自山崎辨備、素飯堆干寶前之机、」とある。

〔室町・戦国期〕

脇田によると戦国期の大山崎は次の三組織が併存していた<sup>(27)</sup>という。

- 1 石清水八幡宮大山崎神人によって構成される「神人中」「神方」「神人方」ともいう。
- 2 村落行政の大山崎「惣中」(侍衆で構成され、八人ないし一〇人であり、大山崎の門閥的な有力神人で、輪番によって上・下宿老を勤めたようである。老衆と若衆からなっており不入の自治権を一応掌握していた。1から分化したものである)
- 3 天神八王子社宮座の「大政所両座」(惣中と同一の成員で構成されていた可能性が大きい)

そして、氏はこの三つの組織は、主要人物が共通する部分が多くその組織も混同しやすく、戦国末期から織豊期にかけて「神人中」と「惣中」が同一化し、近世には一体化して社家として神領政治の主体となった、<sup>(28)</sup>とする。さらに氏は大山崎Ⅱ石清水八幡宮神領ではなく、同宮の所領ほか寺社権門の所領が錯綜して存在しており、そのことが長者座による在

地共同体の多頭的な共和制支配をもたらした、と論じた。<sup>(29)</sup>

大山崎の祭は、小西の指摘した通り、四月三日Ⅱ日使頭役Ⅱ離宮八幡宮、四月八日Ⅱ童使頭役Ⅱ天神八王子社である。前代までの山崎神(酒解神)社が天神八王子社となり、鎌倉期と祭の二重構造は変わらぬが、地域の祭である天神八王子祭の頭役勤仕の様子がよくわかるようになる。まず、離宮八幡日使頭祭から検討しよう。田端は、離宮八幡宮の神人体制は宮座ではなく、神人組織とその活動は惣中の形成と平行しており、日使頭役を負担したのは大山崎神人の組織の「神人中」であり、これが領主権を掌握して惣中の自治をもたらす背景を作ったことを指摘している。<sup>(31)</sup>高牧は日使頭祭は応仁文明の乱以降、離宮八幡宮の「神方」の長者が頭人を差定するなどの主導のもとで再興された頭人祭祀であり、田端と同様、宮座でないことを論じた。<sup>(32)</sup>

高牧は「長者は神人役として日使頭役は勤仕しながらも、日使頭人として四月三日の祭礼には出仕していない<sup>(33)</sup>」と考える。しかし、明応四年(一四九五)「八幡離宮御遷座記録」<sup>(34)</sup>には「日使勤者長者御山迄騎馬」とあり、長者は頭人としてではないが、祭には出仕していたとみることができよう。

日使頭祭を整理するとこのようになるろう。

離宮八幡宮の神官Ⅱ長者

「山崎根本生得神人」と「散在神人」Ⅱ日使頭人Ⅱ舗設

近世初期の「石清水離宮八幡宮御旧記」<sup>(35)</sup>によれば、日使頭祭に大政所長者が出仕し、離宮八幡宮の神前で神歌を歌い、石清水八幡宮の渡御に

参加している。また、これとは別に惣長者が松屋で日使頭人の次に順次着座して饗応を受け、惣長者一人が離宮の神前で大政所の神歌の前に先声する。惣長者は高坊で田植を行ったり、騎馬で山上に進み、石清水八幡宮の神前の祭礼にも参加し、供奉する諸役人の交名を読み上げて渡御列を整える役を勤仕している。

高牧は、二種の長者を想定し、一方は鎌倉時代の「長者中」―離宮八幡宮の神官である「神人中」(例えば嘉吉三年(一四四二)に日使頭を勤めた「山崎チャウサンキ」<sup>(37)</sup>(長者職)〔大政所長者ではない〕―近世の「惣長者」という長者の系譜を考えている。もう一方は後述する天神八王子の大政所長者であり、これは近世の「御旧記」では惣長者の下位として記される大政所長者である。

次に天神八王子社祭礼について検討しよう。天神八王子社の神事祭礼は大山崎郷の祭で、大政所長者座を中心として営まれている。長者座は五位川座と溝口座の両座で構成され、溝口座の記録に「童使出銭日記」<sup>(38)</sup>がある。五位川座と溝口座は一一保の地域区画である五位川保と溝口保とは関係がない。天神八王子社祭礼は神輿が摂津・山城国境の離宮八幡宮前から御旅所五位川保までを往復する祭である。記録の上からは、大政所座長者⇨御旅所五位川保、溝口保ではないのである。大政所長者は天神八王子社祭礼の童使頭人を、氏子地域の住民に差定する。童使(使殿ともいう)頭人二人(溝口座一人、五位川座一人)は、多額の金額を払って祭に奉仕する。また、長者は馬長頭役も差定する。

大政所座長者座は、それぞれ四人の長者からなり、長者には一長者

から四長者までの順位があり、祭全体の指揮に当たる「棚払」は四長者の輪番で勤める。

先述した鎌倉期の寄進状の長者中八人の構成は大政所座長者八人の構成と同じであり、紛失状の四人の長者は大政所座のいずれかの長者四人と一致する。このことより、小西・脇田両氏は鎌倉期の山崎神(酒解神)の祭祀に係る長者が、大政所座長者に継承されているとする。

さて、溝口座は童使頭人祭のほか、正月観音堂のオコナイ、八王子のオコナイ、五月五日の節供などを営み、長者は各仏神事祭礼の全てにこのように関与している。<sup>(41)</sup>

〔正月元旦〕一長者が御飯の箸と御鏡の敷紙、執行が鯛と白餅のお下りを受ける。

〔正月五日〕観音堂のオコナイで、執行が牛玉札を受け、一長者が牛玉紙を宝積寺へ納める。

〔正月二七日〕二月三日の天神八王子社のオコナイのため、二長者が小豆、三長者が栃実と大豆、四長者が豆腐を納め、一長者が五色二種の御菜を作る。

〔二月一日〕納められたオコナイ用の米を炊頭が受け取る。炊頭は二長者、三長者、四長者が順番で隔年に勤める。

〔二月三日〕一長者宅で天神八王子社のオコナイが行われ、一長者は御飯三膳をかしく、同夜一長者の宿所で寄合があり、物分けが行われる。

〔二月四日〕一長者が御供三膳を仕立てる。二、三、四長者が炊頭と

なつて五座の饗の御飯をかしぐ。一長者が拍子合の日の棚払を勤める。

〔四月八日〕 天神八王子社の祭礼（兩座）合同に出仕する。

〔四月九日〕 物分けに出る。

〔二月八日〕 天神八王子社に参拝。一長者が翌九日の火焚ぎの費用を負担する。

以上、高牧が指摘するように長者は天神八王子社の神官の役割を果たしている。

また、八幡宮大山崎大政所長者が日使頭祭の馬長役の免許状を出している史料<sup>(42)</sup>もあり、大政所長者が離宮八幡宮大政所長者としての役割も有している。神田からみても、惣中が離宮八幡宮と天神八王子を組織経営<sup>(43)</sup>し、兩社の神職が合同して神事祭礼を分担している。

以上により、天神八王子社大政所長者⇨天神八王子社神官⇨離宮八幡宮神官⇨八幡宮大政所長者でもあった。だからこそ、天神八王子社の童使頭役は日使頭役とよく似ており、天神八王子社の祭礼にも日使頭祭を真似て神官の勅使代が加わった<sup>(44)</sup>のである。

ところで、高牧は大政所兩座を宮座と解する従来の説に対して異議を唱える。高牧は大政所座は長者という神職の座であり、公当座、神子座とともに神職の諸役人の座というべきもので、大山崎における宮座ではなく大政所長者座⇨長者のみの座⇨諸役人の座の一つ、と理解している<sup>(45)</sup>。私も高牧の論に賛成であり、大政所長者座は神官の座であると解釈する。しかし、高牧のいう天神八王子社祭礼が頭人祭祀であり、宮座祭祀ではない<sup>(46)</sup>という考えには賛成できない。

私は、永禄一年（一五六八）の連署状<sup>(47)</sup>にみられる一七五人という大山崎惣の成員全体が天神八王子社祭礼の童使頭役を勤仕する宮座を構成していた、と考える。『童使年中行事覚書』<sup>(48)</sup>に「カシキ」役がオコナイの箸を二〇〇余り準備するとあり、これは一七五人内外の惣全員と神社関係者がもった座札を示すものと思われる。高牧が考える惣中、すなわち中世末の門閥的有力神人で、八人から一〇人の主導者の惣中は、宮座におけるオトナと考え、それはこのように整理できよう。

大政所兩座長者座⇨神主

主導者の惣中⇨オトナ

惣全員⇨大山崎郷の神社、天神八王子の宮座の成員

離宮八幡の日使頭祭の場合は、頭役が他国の散在神人にも差定されるので宮座ではない。しかし、惣中による童使頭役勤仕は、領主の従属関係を異にする住民たちの自治的地域的結合<sup>(49)</sup>である、という点からしても宮座といつてよいであろう。

ここで、天神八王子社の年中行事より、宮座の特徴を探ってみたい。慶安二年（一六四九）五月吉日に惣中として定めた「天神八王子御神事帳」<sup>(51)</sup>には、四月祭礼の行事が詳細に記されている。四月吉日の「御檀つき」、二日は神子座の榊舞・立神楽を奏する「惣長者夜申」、五日は大政所および惣長者での「拍子合」、六日は神輿迎え、七日の宵宮、八日の神幸祭最後に御檀を撤去する「御檀上げ」<sup>(52)</sup>をもって終わる。御檀築き、御檀上げ儀礼は、オハケと同じで宮座祭祀の指標になるものである。例えば大山崎町の小倉神社の祭礼<sup>(52)</sup>においても、御出の四日前にオダンスキ

と、以下のようにも考えられる。

日使頭祭は、貞観二年（八六〇）八月大安寺の僧行教が八幡神を宇佐より山崎を経て男山に勧請したという故事に基づく。<sup>(56)</sup> 四月三日山崎から石清水八幡宮へ勅使従五位下和氣尋範が遣わされたことに始まるとされている。以後毎年勅使を先頭に公卿殿上人が綺羅をつくした行列を整えて奉幣に参向したが、治承の乱で退転したと伝えられる。また、在地人関戸が勅を得て勅使少将代となって以後、「在地之神事」として勤められたと伝えられている。その故事を毎年反復し、勅使少将代（離宮八幡宮神官）を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。

また、島本町の広瀬鎮座の若山神社は、西天王山とよばれる山中に鎮座しているが、かつては西八王子社（牛頭天王社）ともよび、氏は神内（現高槻市）・広瀬・東大寺・桜井であり、字小鳥にあった下の宮（現在境内）とともに、かつては本座四名・獅子三名・花ノ座一〇名・鉾ノ座三名・玉ノ座一名・鉾座馬座一三名・鉾座一〇名の計五四名からなる宮座があり、本座が神主役を勤めた。同社祭礼自体、四村の郷祭の形をとるが、天神八王子社と同じ牛頭天王社でもあり、かつては八王子天神祭礼の諸役を勤らし、各座が芸能を勤めたものと推測される。

宮座の経済面を考えるには、惣の神田について触れる必要がある。惣中の費用として使われた七反小の神田があり、神田は離宮八幡宮の月別御供や四月八日の祭礼（天神八王子社の祭礼）の御供田および「廻御扶持田」に運用していた。<sup>(54)</sup> この廻御扶持田は萩原龍夫が中世宮座の例として指摘した廻り作、神田廻作制（田島を交代に耕して神事に充てる慣習）ではなからうか。

以上のように、儀礼や経済面からみても、惣中は天神八王子社の宮座であることが明らかである。

前述した日吉の事例や後述する稲荷の事例に照らし合わせると、神の鎮座伝承における休息所が御旅所になっている。そして、旅所Ⅱ政所に長者がおり、祭を司っているのである。この例を大政所山崎にあてはめ

と、以下のようにも考えられる。

日使頭祭は、貞観二年（八六〇）八月大安寺の僧行教が八幡神を宇佐より山崎を経て男山に勧請したという故事に基づく。<sup>(56)</sup> 四月三日山崎から石清水八幡宮へ勅使従五位下和氣尋範が遣わされたことに始まるとされている。以後毎年勅使を先頭に公卿殿上人が綺羅をつくした行列を整えて奉幣に参向したが、治承の乱で退転したと伝えられる。また、在地人関戸が勅を得て勅使少将代となって以後、「在地之神事」として勤められたと伝えられている。その故事を毎年反復し、勅使少将代（離宮八幡宮神官）を中心とした祭列を整え、男山八幡まで渡る。

つまり、大山崎自体が、石清水八幡宮の御旅所Ⅱ大政所であり、長者が統率していた。日使頭祭は、大山崎に顕現した八幡神が石清水八幡宮に還幸する祭であると考えられることのできるのである。

註

- (1) 『日本の中世村落』一九四二年、第一部第二章第二節「神社の保」。
- (2) 一九五三年。
- (3) 「中世末・近世初頭の大山崎惣中」『日本史研究』一三四、一九七三年七月。
- (4) 「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」『日本史研究』一六六、一九七六年六月。および、「中世都市共同体の構造的特質」『日本史研究』一七六、一九七七年四月。
- (5) 『日本中世都市論』一九八一年、第三章「自治都市の成立とその基盤―大山崎を中心に―」。
- (6) 『中世村落の構造と領主制』一九八六年、第六章「中世大山崎の惣結

- 合)。
- (7) 「中世末大山崎の祭祀と頭」『聖心女子大論叢』第七五集、一九九〇年七月。
- (8) 史料編、一九八一年。
- (9) 史料編、一九七六年。
- (10) 前掲『日本中世都市論』。
- (11) 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- (12) 前掲『日本中世都市論』。
- (13) 『宇治関白高野山御参詣記』。
- (14) 『大山崎町史』本文編、一九八三年を参照。
- (15) 前掲『大山崎町史』史料編。
- (16) 前掲『大山崎町史』本文編。
- (17) 宝積寺文書。前掲『大山崎町史』史料編。
- (18) 前掲『大山崎町史』史料編。
- (19) 元徳二年四月「照舜島地売券」には船橋保がみえる。
- (20) 「阿蘇宮令旨写」に大山崎上下保神人の記述がある。
- (21) 脇田前掲『日本中世都市論』。
- (22) 同右。
- (23) 同右。
- (24) 小西前掲「地主神の祭祀と大山崎惣町共同体」、「中世都市共同体の構造的的特質」。
- (25) 前掲『日本中世都市論』。
- (26) 『石清水八幡宮史料叢書四年中行事服忌社参』一九七三年。
- (27) 前掲『日本中世都市論』。
- (28) 同右。
- (29) 同右。
- (30) 前掲「中世都市共同体の構造的的特質」。
- (31) 前掲『中世村落の構造と領主制』。
- (32) 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- (33) 同右。
- (34) 前掲『大山崎町史』史料編。
- (35) 前掲『島本町史』史料編。
- (36) 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- (37) 「日使頭役勤仕記録」蜷川家文書、前掲『大山崎町史』史料編。
- (38) 前掲『島本町史』史料編。
- (39) 前掲「地主神の祭祀と大山崎惣町共同体」、「中世都市共同体の構造的的特質」。
- (40) 前掲『日本中世都市論』。
- (41) 『童使出銭日記』を参照。
- (42) 「童使年中行事覚書」『童使出銭日記』。
- (43) 『万記録』前掲『大山崎町史』史料編。
- (44) 明治二八年(一八九五)河原崎貞輝作「式内自玉手祭来酒解神社旧祭祀行列正式」。
- (45) 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- (46) 同右。
- (47) 前掲『大山崎町史』史料編。
- (48) 前掲『島本町史』史料編。
- (49) 前掲「中世末大山崎の祭祀と頭」。
- (50) 脇田前掲『日本中世都市論』。
- (51) 前掲『大山崎町史』本文編。
- (52) 同右。
- (53) 『大阪府の地名』一、一九八六年。
- (54) 『万記録』前掲『大山崎町史』史料編。
- (55) 『中世祭祀組織の研究』一九七五年。
- (56) 明応四年(一四九五)三月『八幡離宮御遷座記録』。貞和四年(一三四八)『離宮八幡宮御遷座本紀』、『石清水離宮八幡宮御旧記』。いずれも前掲



『大山崎町史』史料編。

## 宇治神社の事例

宇治長者については、林屋辰三郎による雅楽の楽人狛氏<sup>(1)</sup>、三浦圭一による真木島惣官<sup>(2)</sup>及び網野善彦による真木島村君<sup>(3)</sup>、という視点よりの研究が詳細であり、改めて付け加えることもないのであるが、離宮明神祭と御旅所の視点より考えてみたい。

林屋辰三郎は雅楽楽人の研究において狛氏について、また宇治離宮祭研究において神社祀官長者家について論じている。宇治長者家は、和珥臣租日触使主の後裔で、宮主宅媛をその祖先と伝え、宇治神社の社官をつとめた家である<sup>(4)</sup>。

林屋が指摘した嘉禄三年（一二二七）成立の『雅秘別録』<sup>(5)</sup>によると、狛家には陵王の舞についてこのような相伝次第を伝えている。

ちかくは、めでたきもの十れつにも、光則が陵王とこそは、人の手ずさみにもあむめれ。むかしは乱聲の正このあしぶみといふめでたきはいなどもありけり。宇治まきの長者則助めでたくつたへたるものにてありけり。それが子にて、まきの長者わくの神主光助といふもの、ちかうまでまいたるも、まことになてならずいきほんなりき。（中略）八條中納言顯長の弟子にて、狛光重といふ舞人ありき。それが子光宗とて、いまだうへらかにてあんめり。光助が子にいや三郎光行といふものあり。それにたうじの舞人近貞ならひたり。

『樂所系圖』<sup>(6)</sup>には、光季―光則―則助―光助―光行という狛氏の系譜が記され、林屋はこの系譜が宇治槇の長者であり、わく（脇）の神主であ

ることを論じたのである。宇治の長者家は丸邇氏の後裔であるという伝承をもっており、丸邇氏は宇治離宮明神の祭神菟道稚郎子の生母宮主矢河枝比賣の生家であり、長者氏と祭神とは縁故が深い。

長者家の家伝では、永承年間（一〇四六―五三）に藤原頼道からその姓を賜ったという<sup>(7)</sup>。林屋は、寛治・永長の頃（一〇八七―九七年）にすでに光季が宇治一切経会に当たって召されて纏頭をうけており、康和四年（一一〇二）正月、光則が父光季と萬歳樂を演じたのはじめに、長治元年（一一〇四）三月の宇治平等院舞楽には龍王を舞っていることを指摘し、「右方長者といわれた槇長者は狛光季・光則の時代に狛氏の手で世襲されていく<sup>(8)</sup>」と論証している。さらに氏は、左近府生光助が久壽元年（一一五四）に興福寺より大内楽所に転じた際の系譜に「改姓於酒波」とあることから、宇治神社旧社家長者・酒波の両家と符号し、酒波家は脇神主として光助の時には固定すると論じた。『勘中記』弘安四年（一二八一）五月六日条に離宮祭に対する平等院の鬱訴を記して「召長者光康、問答重々子細」とある長者光康は『樂所系圖』によると狛光行の孫光康であり、長者の地位をまもっている。

三浦は「光」を通字とした真木島氏が惣官として、將軍あるいは管領の家人として畿内を中心に特異な活動を展開したことを論じたのである。さらに、網野は、平安時代末より鎌倉時代にかけて、宇治の真木島に拠点を持ち真木島村君に率いられた贅人の集団が、宇治川に網代をかけ、天皇・摂関家・賀茂社・松尾社・左久奈度社・春日社などに、贅・供祭物を貢献していたことを明らかにしている。氏は光康の祖先光貞が「宇治

網代目代」であったことを指摘し、離宮社長者である狛氏には宇治網代の贅人を統括した真木島供祭人の村君でもある側面を照射し、同氏が宇治川の舟運・関と関わりをもっていたことを論じている。

以上の三者の研究により

宇治右方長者⇨狛家⇨酒波家⇨脇神主⇨宇治楨長者⇨真木島供祭人村君⇨真木島惣官

という宇治長者の驚くべき多面な姿が浮かび上がったのである。それは宇治郷の左方長者家とはいえ、やはり網野が「勘中記自弘安五年正月一日至三月二十九日巻紙背文書」年末詳十一月廿五日「散位為盛書状」に、離宮社左方長者光有を指摘し、「狛系図」<sup>(9)</sup>にはみえぬが狛氏一族であろうと推定している<sup>(10)</sup>。光有は、『勘中記』弘安元年(一二七八)一〇月二四日龜山上皇の宇治川遊覧に「離宮左方長者光有乗小船、従後塵」<sup>(11)</sup>っている。『中右記』長承二年(一一三三)五月八日条の離宮祭初見の記事に、競馬十番が左真木島住人、右宇治辺住人によって勤仕されている。また、『勘中記』弘安元年(一二七八)五月七日条に「競馬離宮左右方長者沙汰也、十番競馬也、宇治内住人乗之」と競馬は長者の沙汰であったことからみても、左方⇨真木島⇨宇治楨長者の可能性がある。光有が「光」を持っていることもあり、網野の指摘どおり、宇治長者は左・右方とも、狛氏であったと考えたほうが自然であろう。

さて、宇治長者と宇治離宮明神祭との関わりはいかなるものであったのであろうか。現在の宇治上神社と宇治神社は、明治以前は両社一体で宇治離宮明神(八幡宮)と称され、応神・仁徳両天皇と応神の皇子菟道

稚郎子を祭る。現宇治神社⇨離宮下社⇨宇治郷の産土で、現宇治上神社⇨離宮上社⇨横島村東部の産土であった<sup>(12)</sup>。当然その氏子も宇治神社の氏子として旧宇治町町民、宇治上神社の氏子として旧横島村村民が多数を占めている<sup>(13)</sup>。明治以前は離宮上社より神輿二基、下社より一基が、旧四月八日の御輿迎えて御旅所に神幸し、五月八日が本祭の還幸祭である。御旅所は近世には宇治郷の小字「馬場先」現在の矢落九七番地に所在、明治七年に宇治若森の現在地に移動したが、中世以前のこととはわからない<sup>(13)</sup>。

祭の初見は先述した有名な『中右記』長承二年五月八日条であり、宇治の人数千人が、宇治川の北岸に小舟数千艘を並べて見物した様子が記されている。『中右記』には翌長承三年五月八日条にも離宮祭の記事がみえ、「競馬十番、宇治並真木島住人等為騎乗」とあり、「捧幣帛之者」が「各々面々不可勝計」程、大勢いたと記されている。

『玉葉』文治二年(一一八六)五月八日条には「此日離宮祭也、任例自政所送幣、又催送乘尻六人、在移余隨身下薦二人、不足四人召、府例也勤之定例也、雖爲氏社十烈以前、依自取幣、不拜立之先例也」とあり、先ず政所の幣から還幸祭が始まるのである。『勘中記』弘安元年(一二七八)五月八日条には「長者殿御幣十列等遅引之間、神輿未及御行之由社家申之」と、長者の幣が出ないと神輿渡御が始まらないと記され、先の記事と符号する。祭においては長者を政所と称していたのである。同書によると、還幸祭の行列はこのようであった。

列次第

先長者殿御幣 次北殿御幣、自富家殿所  
進御幣云々  
 次神馬、御隨身、府者二人殿下、下鷹秋守元  
景、今二人不参、引移馬  
 次田樂 次左方童競馬十疋  
 次右方、同競馬  
十疋 次左方競馬十疋  
 次右方、同競馬  
十疋 左方次第使  
 右方馬上 左方使  
 右方次第使 右方舞人、二人  
 其駒二人 田所  
 左右道張 左右師子  
 左右小舎人 右方氣靈  
 御神輿 御輿三基  
 神主 左方巫女 右方巫女  
 左方神主 右方神主

同書にはこの次第が「會式延久二年歟被<sub>レ</sub>定下<sub>二</sub>、延久二年（一〇七〇）に定型化していたという。

離宮祭は一三世紀以降衰退していくが、応仁の乱のさなかにも行われていることが『後法興院記』社官、禰島事也 応仁二年（一四六八）四月八日条にみえ、「神輿三基、次社官四人馬上、次禰長者布衣馬上、次宇治長者布衣馬上也、還幸来月八日云々」とあり、禰長者・宇治長者は健在である。

林屋は、平安・鎌倉時代の離宮祭関係史料にはほとんど五月八日の祭礼のみ記されていたが、応仁期になり四月八日神幸、五月八日還幸の複合的な祭式を明確に示していることに注目している。<sup>(14)</sup> 御旅所における神の示現につづく五月八日の還幸が本来の姿であったので、平安・鎌倉期における祭記事は還幸祭であった。室町期になると畿内の神社において

神幸・還幸の祭式整備も進み、離宮祭においても神幸の記事が登場したものとと思われる。

ところで、宇治郷には地域行政の小単位として「保」があり、宇治離宮明神の社領もしくは神社への奉仕単位として形成された。<sup>(15)</sup> 畿内において、平安時代末から中世を通じて国衙領あるいは中央官庁領に、郷の下级にある地方行政単位としての保が現れてくる事例がある。中世になるとこの保が変化し、神社領にみられる保になるが、番数をもって表示する宇治の場合もその例であり、離宮神社への番役奉仕と深い関係にある。

図 14。

『兎道旧記浜千鳥』に

補任大夫諸之事

宇治十番保右衛門太郎掃門

右為離宮拝殿造営、仍保内可成其心得状如件

（五〇二）  
文亀二年八月 日

長者酒波光興在判  
公文所大江光盛在判

とあり、十番保は他の番保よりさらに同社と密接な関係をもっていることがわかる。元禄一〇年（一六九七）序を有する『兎道旧記浜千鳥』に「御旅之中有十座祓、奉幣従一番及十番保」と記されているように、<sup>(17)</sup> 宇治郷内一番より十番までのお旅の途次、一〇保が奉幣する十座祓という儀礼があったらしい。

近世になると、離宮明神祭も長者家も大きく変わる。長者家は離宮社家の副業として茶の生産を始めて、のちには姓を長茶の文字に改めて、<sup>(18)</sup> 茶師の仲間入りをし、長茶彦助入道宗味と名乗る。

祭も祭祀組織の変化に加え、平等院・県神社との関わりのなかで、奉幣神事と大幣神事に变化していく。奉幣神事については、一八世紀初期の『上林家前代記録』にこのように記されている。<sup>(19)</sup>

御旅所ニ神輿有之内候人共并拙者家且又離宮之神主、是等毎夜小幣御旅所江捧候、其砌別当常福并宇治長罷出翁ヲ勤候

お旅期間中の毎夜上林家、平等院候人、離宮社神主による奉幣が行われ、平等院神役人で県神社神官の奥村常福と宇治長者が翁を勤めている。

毎夜の奉幣も、のち変化したらしく、四月八日～五月八日の間の四月中旬の卯あるいは酉の日に、「長者の龕灯」あるいは「長茶のたらし」「長井のたらし」という行事になっている。<sup>(20)</sup> これは長茶宗味家と平等院候人の末裔の長井貞甫家が行う奉幣の式であった。そのたらしの幣の形状は一丈五寸の幣串の頂きに長方形の棚板を置き、その上に幅二尺六寸・天地一尺二寸の絵馬を立て、棚の四辺には紙垂を下げ、さらに八尺の端布(まてつくり)を付したものである。両家の奉幣は共に絵馬の表面に馬、裏面に神紋である橋を描いたものであった。奉幣に対する祝詞として「郷の名の盧橋の御幣に光輝く金ありや幸いあれや」という一節があった。<sup>(21)</sup> 『兔道旧記浜千鳥』や文政七年(一八二四)四月宇治郷名主・年寄代官上林六郎宛「願書」には「宇治郷御旅所於神前ニ、往古藤井幸太夫と申者翁付能修行仕候」とあり、宇治離宮社の御旅所で藤井幸太夫なる者が翁舞を演じたらしい。<sup>(22)</sup> その翁舞に「長者のたらし」が奏されたという。たらしとは、翁の神歌にある「とうとうたらし、ゝ、」から出

たもので、翁一人が舞い、長茶と長井がこの神歌を繰り返して謡った。また、「長者のたらし」には雪掻き面が使われていた。<sup>(23)</sup> この面は社伝によると、往古のある朝、神職の者が境内の雪を掻いている時にあらわれたといい、これこそ神の再来と喜び、神体として本殿深く納め奉ったという。

離宮明神祭は以上の奉幣神事のほかは大幣神事と県祭の「梵天渡御」に系譜を残している。大幣神事は『兔道旧記浜千鳥』より史料上にみえ、現在六月八日の還幸祭の前に宇治郷民の組織する大幣座によって行われる。この祭は、離宮祭のある面を継承していると思われるが、『上林家前代記録』には「毎年別当常福申請、拙者家より大幣之下行ヲ指出来<sup>(24)</sup>リ」とあり、県神社神官奥村常福が司祭し、上林家代官が大幣について指揮するものであった。

現在は大幣殿を出発し、あがた通(大和大路)・新町通を巡行し、宇治一ノ坂にいたって騎馬神人(御方)が前後七度の走馬を繰り返す<sup>図15</sup>。祭後半は『宇治舊記』に記されるように棧敷や大幣殿における平等院・県神社中心の神事になっており、本稿とは直接関わりがないので省略する。

現在六月五日の県祭は『上林家前代記録』に、「五月五日夜県社神事離宮神主因幡相勤、小幣ヲ離宮御旅所江移」「神輿本社江還幸之砌、神主因幡小幣ヲ指出シ候、右下行ハ拙者家(上林家代官家一福原註)より出之来り候并幣座之者、且又平等院鳳凰堂鍵役之者小幣ヲ指出、神輿ニ令供奉候事<sup>(25)</sup>」とあり、江戸中期までは離宮祭との関連が深い。現在宇治神

社旅所に神輿と並ぶ県祭の梵天はかつては長茶家門前に仮屋を設けて安置されていたという伝承<sup>(26)</sup>があることから、県祭と離宮祭・長者家との関係を指摘できよう。

長茶家は近世初期には一之坂の上の旧御旅所付近にあった。<sup>(27)</sup>一之坂は旧奈良街道の宇治丘陵にかかる坂で、藤原頼長は『台記別記』仁平三年(一一五三)十一月二六日条に、春日に詣る際、「至一坂聴御前々行」と記し、この坂は平安以来のものであるが長者屋敷に関する中世以前の記録はない。長者家は茶を行っている時点では一之坂に住み、近世前期には一之坂に茶師が七家存在している<sup>(28)</sup>。長者家はすでに文明一四年(一四八二)茶園の経営に乗り出すべく、準備を始めている。<sup>(29)</sup>

売渡申御茶園事

合老所者

東トイ於かきり  
南みそをかきり  
西つつみを限り  
北トイを限り

右件茶園依有在用用けんせん四貫文ニ宇治宗科長者殿へ限永代本文書売けん共ニ四通あいそへ候て売渡申処実相明白也、若後日違乱申人候ては文書ひらき候て御披露あるへく候物也、仍状如件

文明十四年六月卅日 上二番保徳門  
ハクウ子尼(花押)

四貫文で茶園一カ所を購入した宗科長者は、宗家長者であると思われる、この時期には長者家宅を一之坂と想定できるのではなからうか。

いずれにせよ、大幣神事の中心である騎馬神人の一ノ坂走馬、あるいは梵天の長者家安置など、御旅所Ⅱ長者という場の記憶は祭礼のなかに刻印されているのである。

註

- (1) 『案所と衆人の生活』「宇治離宮祭について」『中世藝能史の研究』一九六〇年。
- (2) 「中世における畿内の位置」『中世民衆生活史の研究』一九八二年。
- (3) 「宇治川の網代」『日本中世の非農業民と天皇』一九八四年。
- (4) 『宇治市史』二、一九七四年。
- (5) 『新校群書類従』卷一五。
- (6) 『案所系圖』(宮内庁書陵部蔵)。「中世藝能史の研究」一九六〇年より引用。
- (7) 『宇治市史』二、一九七四年。
- (8) 前掲「案所と衆人の生活」。
- (9) 『統群書類従』第七輯下。
- (10) 前掲「宇治川の網代」。
- (11) 『京都府の地名』一九八一年。
- (12) 林屋前掲「宇治離宮祭について」。
- (13) 『宇治市史』三、一九七六年。
- (14) 「宇治離宮祭について」。
- (15) 番保については前掲『宇治市史』二を参照した。
- (16) 前掲『宇治市史』二。
- (17) 前掲『宇治市史』三。
- (18) 前掲『宇治市史』二。
- (19) 前掲『宇治市史』三。
- (20) 同右。
- (21) 『兔道旧記浜千鳥』にあることを『宇治市史』三が指摘。
- (22) 前掲『宇治市史』三。
- (23) 同右。
- (24) 前掲『京都府の地名』。
- (25) 同右。

- (26) 前掲『宇治市史』三。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 前掲『宇治市史』二。

### 稲荷社の事例

『山城国風土記』逸話にもあるように稲荷社が最初に鎮座したのは稲荷社の山頂三ヶ峰であり、この山は神奈備の遺跡として知られ、山城国に造都以前の先住の人々から神奈備信仰を継承した秦氏がこの地に稲荷社を建立したという<sup>(1)</sup>。かつては三ヶ峰に上・中・下社があり、最高峰一の峰の尾根上には『百練抄』寛喜二年(一二三〇)二月二六日条に「念仏阿弥陀奉埋稲荷山」と記される稲荷山経塚があった。山上から現在地に移ったのは『稲荷谷響記』<sup>(2)</sup>に「或記云、永享十年正月五日、依將軍義教公之命、稲荷社ヲ自山上今ノ地ニ被遷云々」、永享一〇年(一四三八)と伝えられ、現在の社殿は里宮にあたる。

五条以南が稲荷社の氏子圏となったのは平安時代に遡り、『今昔物語集』卷三〇の「七条辺ニテ産レタリケレバ、産神ニ御ストテ、二月ノ初午ノ日稲荷へ参ラムトテ、大和ヨリ京ニ上テ、其ノ日歩ニテ稲荷ニ詣ダタリケル」という記述はその証左になる。

稲荷祭は上社・中社・下社・田中社・四大神の五基の神輿が、三月(現在は四月)中の午の日に御旅所へ神幸し、二〇日間駐輦し、四月(現在は五月)上の卯の日に本社に還幸する(ただし四月に三卯の日がある

場合は中卯)。現在は西九条油小路の御旅所(現南区)へお渡りするが、四月初巳日には東寺前の西九条御旅所に神饌とともに菜の花を供える行事がある<sup>(3)</sup>。祭典後、御旅所の鳥居両側に神官が榊の枝を刺す。神官はこれより大宮通りを北にさがり五条、さらに松原通りを東に進んで河原町に至り、神官は本社に帰る。この間、氏子地である羅城門・千本七条・大宮松原・寺町松原・本町七丁目の五カ所の街頭に榊を刺す。これを「忌刺」といい、祭場を標示する。

昭和初年の調査報告<sup>(4)</sup>によると、四月初巳の「忌刺の儀」は神輿元の五カ郷の境界に榊の枝を刺し、各家に榊の小枝を配る。二の巳の日に五カ郷の神事元の手により五基の神輿が拜殿に飾られる。これを「御搦みの儀」という。翌二の午に神幸祭がある。神幸祭には神職が駿の杉を冠烏帽子に挟み修祓をうけて本殿に参集する。御開扉献饌があり、警蹕の声とともに神輿が出御する。綸旨の御唐櫃を布衣の刀禰が舁き、以下行列が続き、御旅所に至ると神職により「巡拜の儀」があつて終わる。

還幸祭に際し、本社で「葵桂懸の儀」があり、神職も冠烏帽子に葵桂を懸け、御旅所に赴く。東寺の東門(慶賀門)を入り寺僧の献供参拝が行われる。もとは神輿が南門より入御し、金堂の前庭に設けられた五つの握舎に安置し寺から神供を献じ、式が行われた。東寺の西、昭和初年当時の寺内町に「家中」の家があり、その内に神供を作る五軒の当屋があった。この五軒は世襲できまっており、一年交代で当屋を勤めた。神饌の当屋が回ると、前日から潔斎して門口に神事札を掲げ表口は閉めて内から棒をあてがい、間違いない人のみを選んで中門から出入りさせ

た。前日には餅を搗く。神饌が出来ると当屋の床の間に飾る。還幸当日は、当屋の主人と息子が白の法衣に袈裟をかけ、東寺金堂の南に至る。

警固役は甲冑をつけ槍を担いで従う。金堂前の儀は神輿が南門より入御すると大勢の子供が門扉をたたき、役僧が内側ではらを吹き、神輿が金堂前に南向きに安置される。東寺の八幡宮と八嶋殿の神人岡本、宇野の二氏が法体で出迎え稲荷大明神と墨書した長さ一八〇センチ位の靱形の物を神輿前に立て掛け幣をとって修葺した。神饌は大原女が一々頭に戴いて献じた。

現在の御旅所は、豊臣秀吉の時の天正年間（一五七三〜九二）の頃に移った<sup>(5)</sup>というが、近藤喜博はそれ以前には八条坊門猪熊（現下京区）と七条油小路（現下京区）に御旅所があり、それぞれ上（中）旅所・下旅所と称されていたことを実証したのである<sup>(6)</sup>。

近藤は、この二つの旧旅所を『九条家本延喜式卷四二』附載鎌倉中期成立の左京図に見出し、加えて八条坊門猪熊の旅所近くに「命婦社」が描かれていることも指摘している。また、氏が引用している室町期成立の「稲荷旅所覚書」<sup>(7)</sup>にはこのようにある。

一、柴守長者跡御旅所

- 上ノ御旅ニハ、大多羅志女如意<sup>(輪)</sup> 十禪師地藏<sup>(種子一宇)</sup>
- 下ノ御タヒニハ、本社十一面<sup>(種子一宇)</sup> 中ノ御前千手新御母<sup>(種子一宇)</sup>
- 中ノ王子 ヒ沙門<sup>(種子一宇)</sup>
- 如此御座敷
- 一、稲荷ニテノ様
- 下本社ニハ、本社十一 大多羅之女如 十禪師

上宮ニハ、新母千手 王子毘沙

如此敷

何も稲荷ノ社家并執行ニ可尋之

一、上宮中宮下宮ノ事如何

この史料から次のように整理することができる。

八条坊門猪熊―本社・中御前（上社・中社の旅所）―下旅所

七条油小路―大多羅志女・十禪師（下社の旅所）―上旅所〔天正一六年（一五八八）頃

年（一五八八）頃  
に下旅所に合祀〕

室町末期には七条油小路旅所は八条坊門猪熊旅所に合祀され、その後、現在の旅所に移ったことになる。現在の旅所に移ったのちも、旧旅所は稲荷祭の時、かつての聖地性が生きている。延宝六年（一六七八）の「稲荷大明神旅所由緒記」<sup>(8)</sup>にはこのように記されている。

稲荷大明神御旅所由緒書

- 一、稲荷大明神御旅所は、弘法大師御在世之時、弘仁十四年四月十三日、日域ニ出現之節、梅小路猪熊神宿候処、らい地無之ニ付、七条油小路御旅所老箇所被ニ立置、数百年來神事祭礼動來候処、九十年以前、油小路御旅所、出屋敷ニ罷成候へば、替地ニ当御旅所信濃小路ニ御下行ニ付、今至別業無ニ御座ニ候事。
- 一、梅小路古御旅所之儀、日域出現之地□□□垂跡之地御座候へば、于今其通ニ立置。尤信濃小路御旅所何方ニ替り候へるも、毎年之神事祭礼ニ御禰差、御留主神之祇式相勤申ニ付、于今社鳥居御座候。其上、御旅所之諸社修覆等之節ハ、五社之大明神之奉ニ移申ニ御事。
- 一、毎年神事祭礼ハ、三月之午ニ御出、四月卯之日還御被ニ成候。則毎年御輪旨被ニ為下、頂戴仕候。従往古于今神事動來り申候御事。

右之通由緒書仕指上、御断申上候。以上。

延宝六年  
午二月七日

稲荷御旅所神主

田中久太郎

生嶋右京

御檢(検)地

御奉行様

七条油小路旅所は、九〇年前、すなわち天正一六年に出屋敷になったという。この頃、西本願寺内町との関わりの中で、七条出屋敷町が形成されていく史的背景があったのである。梅小路の古旅所は八条坊門猪熊旅所のこと、現在地に移って後も昔通りに跡地は立て置かれて、稲荷祭には神を差し、御留主神の儀式という行事まで行っているのである。弘法大師在世の弘仁一四年(八二三) 梅小路御旅所に神が垂迹したという伝承については『雍州府志』にこのように記されている。

稲荷御旅所在、油小路七条南、弘法大師營東寺時、八幡為土地神、而後稲荷神現出、暫寓芝守長者家、歷年月移、稲荷山、今旅所則芝守之宅地也

七条油小路旅所Ⅱ芝守長者の家という伝承は、中世の稲荷諸縁起にも記されており、近藤による精緻な研究があるので、氏の所論を追ってみよう。

〔『弘法大師行状記』第八卷〕「八條二階の柴守が宅に宿し給ふ」

〔『稲荷五社大明神秘密縁起』〕「其後しはらく柴守長者ノ室に寄宿す」

その註記に「梅小路猪熊下之御旅所是也」とある。

〔『稲荷流記』〕弘仁一四年四月東寺南門に稲を荷って来臨した異相化

人の老翁は空海に厚く饗応されてのち「サテ大明神御還向アリテ、梅小路猪熊ノ芝守長者ノ家ノ二階ノ観音堂ニヲハンマス」

以上の説話は、異相化人の老翁Ⅱ稲荷明神が東寺に來臨し、弘法大師と会い、芝守長者二階の室に宿するという筋であるが、この出典は原本鎌倉中期成立の『高野大師行状図画』第五卷「八條二階観音堂福子天子稲富か家に寄宿し侍也」にあり、稲を荷なう老翁Ⅱ二階の芝守長者Ⅱ荷田太夫Ⅱ稲荷大明神と論ずる。また、『弘法大師行状記』に荷田太夫は「稲を荷ひ椶を持って、両婦をともしなひ、二子をひきみて、東寺の南門に來りのぞむ」とあり、『稲荷流記』にも「率兩女、具二子」とあるところから、稲荷明神を迎えた八條二階観音堂福子天子稲富は原始巫女の零落した姿であり、福子・天子は古くより続く稲荷命婦の中世の姿を留めた神の嫁である、と想像する。

『亮禪傳授聞書』には「嶋守長者の許へ入御之時、降雨之間、御笠役勤之者、笠氏トテ八條坊門住ス正國也」とあり、芝守長者は笠氏のような下級神人を統御していた。

稲荷祭の三月中旬日(オイデ)より四月初卯(オカエリ)までの二〇日間の旅所滞在は、稲荷明神の二階観音堂福子稲富宅滞在中である。

『高野大師行状図画』は祭の起源説話となり、逆にいえば稲荷祭は稲荷明神の二階観音堂福子稲富宅より稲荷山への鎮座過程の復演・反復でもあった。阿刀家乙本『稲荷大明神縁起』では稲荷祭の三月中旬日より四月初卯までの「廿日の滞留」は異相化人の老翁Ⅱ稲荷明神が芝守長者二階の室に宿ったことに因むという。



稻荷明神の来臨日が弘仁一四年四月一三日（『稻荷大明神流記』など）とあるのも、稻荷祭還幸の四月初卯か、中卯が反映していると想像する。

『百練抄』嘉祿二年（一二二六）二月一三日条に「稻荷上中両社旅所八条坊焼亡す。是、大行事則正旅所改易せらるるの間、則正愁望の余、下殿に参籠し、焼死すと云々」とあり、この御旅所には大行事則正が御旅所神主として参籠していた。

正慶元年（一三三二）一〇月二六日書写の『稻荷記』の冒頭に

梅ノ小路猪熊ノ御旅所ノ大行事職相伝ノ神主カッタフルトコロノ、芝守長者ノ子息薩摩守良峯ノ則任ニ譲与

とあり、大行事は芝守長者の子孫が相伝したことがわかる。

また、「当山ノ麓ニイホリヲ結テ、昼ハ田ヲ耕シ、夜ハ薪ヲコルヲ業トス、其ノ面竜ノ如シ、顔ノ上ニ光アリテ、夜ヲ照ス事、昼ニ似リ」（『稻荷記』）という記述は、稻荷明神が山の神の象徴として竜頭太の姿でイメージされていたことを意味しており、怪人化した竜頭太は「姓ヲ荷田氏ト云フ、稻ヲ荷ケル」（『稻荷記』）のである。

以上の論旨から、近藤はこのように結論したのである。

稻荷山の神は竜頭太に象徴され、その山神は稻荷ふ老翁にも投影習合し、稻荷ふ神人の実修者としての柴守長者の裡に集約され、それを本縁として稻負うて稻荷信仰に生きてきたもの、それが荷田氏なのである。<sup>(1)</sup>

近藤論文の着想はすばらしいが、旅所と政所の視点より、私なりに落ち穂拾いをしておこう。

芝守長者宅と二階観音堂福子稲富宅とされる八条坊門猪熊旅所付近に政所があったのである。享保一七（一七三二）年成立の『稻荷谷響記』にはこのように記されている。

古旅所

二階社見舊記、今古旅所ト云フハ、八条坊門猪熊ニ在、小祠也、  
右ハ下中両社ノ旅所ノ古跡也、

政所或云、政所ニ在、八条坊門猪熊邊、  
今按九條之御旅所上社是也。

八条坊門猪熊には享保期に至っても二階社と称する小祠があり、付近に政所があったという伝承を記している。これは伝承の域を出ないが、伴信友が天保六年（一八三五）に纏めた『しるしの杉』<sup>(12)</sup>にはこのように記されている。

稻荷の祭に、神輿を南大門より、金堂の前にふり居ゑ奉り、僧ともの出でこと／＼しき祭儀あり、但し古しへは二階屋とて、二階に造りたる家にて、秘密の祭したりけるか、その二階屋廢れて後、金堂の前にするものを、なほ二階祭とも稱へりとぞ、其二階屋の事、（中略）東寺の古文書の中、永徳二年（一一三八）福原註の市町指圖に、梅小路猪熊西に、稻荷二階政所と注せり、（中略）また宣秀卿に、稻荷二階敷地役云々、と見えたるは、此二階の敷地の事なるべし、

江戸時代の稻荷祭の還幸で、東寺に駐輦した際、二階屋で秘儀を行つたらしい。これは、かつての八条坊門猪熊二階社旅所における稻荷の影向の再現儀礼にはかならないであろう。信友の執筆姿勢からすれば、東寺藏永徳二年市町指図も実見していると思われ、さきの『稻荷谷響記』の政所はこれで証明されたのである。

また、『稻荷記』には「梅小路狼熊猪ノ柴守長者ノ家ノ二階ノ観音堂ニ

「ヨハシマス」とあり、同書奥書に「於二階龜川書寫了、」とある。「二階龜川」も長者と関係がありそうである。近藤は室町期の稲荷縁起の芝守長者説話の典故を『高野大師行状図画』第五巻に求め、本来は稲荷明神II柴守長者と論じた。しかし、鎌倉期の『稲荷記』にすでに大明神が柴守長者宅に宿るといふ説話も存在しており、この系統の柴守長者説話が室町期の稲荷諸縁起に撰取されていったものと考えられる。

稲荷社の御旅所II政所で、稲荷明神を迎えたのは、縁起説話の上でも、稲荷祭の上でも、芝守長者（を奉ずる一族）であった。その旅所神主は、『東寺執行職阿刀氏系図』に「執行職四代阿刀宿禰永勢天曆元年没 聚深草荷田氏」とある深草に住む荷田氏の子孫であると想像できよう。

稲荷祭では神幸の時は裏門から出、還幸の時は表門から入るの(13)、芝守長者宅に稲荷明神が顕現し、本社にお旅をする意味を秘めているのである。

註

- (1) 『京都市の地名』一九七九年。
- (2) 『神道大系神社編九稲荷』一九九一年、所収。
- (3) 現在の菜の花祭りについては若井宏實・日和祐樹『神饌』一九八一年によった。
- (4) 井上頼壽『京都古習誌』一九四三年。
- (5) 『荷田信友日記』には、旧旅所が往還の道に当たり、不慮の不浄汚穢を恐れ、現在地に移したとある。
- (6) 『古代信仰研究』一九六三年。
- (7) 東寺古文書、前掲「稲荷御旅所とその伝承」『古代信仰研究』より引用。

- (8) 『史料京都の歴史』第二二巻下京区、一九八一年、所収。
- (9) 同右の解説参照。
- (10) 近藤喜博『古代信仰研究』。
- (11) 前掲「稲荷御旅所とその伝承」二二頁。
- (12) 前掲『神道大系神社編九稲荷』一九九一年、所収。
- (13) 原田敏明「村の祭祀と当番制」『村の祭祀』一九七五年。

許波多神社の事例

宇治市五ヶ庄古川に鎮座する許波多神社は明治以前柳大明神の名でよばれ、明治九年まで五ヶ庄東部黄檗の後ろの柳山に鎮座し、古道神山と呼ばれる神体山より変遷した宇治川東部一帯の神社であった。現在の社地はかつての御旅所であった図17。当社は宇治市内の木幡東中の許波多神社と同じ神社であったが、木幡の許波多神社は応保年間（一一六一〜六三）に柳山より現在地に移ったと伝えられている。(1) 当社にはかつては五ヶ庄全域を南北に二分して左方・右方とした宮座組織があった。(2) 祭祀に氏子が参列する場合、参道から北に当たる方を左方、南を右方と称し、それぞれ当屋を定めて神事に関与していた。五ヶ庄は八つの集落からなり、当地には座という名はなく、次の二組の祭祀組織がある。

左方―岡谷・谷・広芝      右方―大和田・岡本・上

畑寺、新田は宮座に加わらなかった。

二月の初午と二の午に当屋選定の神選祭を行った。左方の当屋を左方長者、右方の当屋を右方長者という。長者は当屋の別名で「氏の当屋」

「氏の長者」「長者の祀官」ともいった。もとは両組とも長者氏という祭祀専門の家が独立して存し世襲であったが、元亀年間（一五七〇～七三）に他へ移り、以後は旧家の内で選定することになった。世襲長者家は藤原氏と関係が深いといわれ、木幡の許波多神社では、長者家は宇治に移って離宮八幡宮の神職になったと伝えられ、その子孫は昭和初年当時京都紫竹にあったという。

初午には左方当屋候補者三名が社司に連れられて社前に至り、献饌祝詞ののち、神前で御籤を取る。その結果当屋に当選した候補者は直ちに風折烏帽子を被り、浄衣を着して社前に候し、神職の祝詞があつて拝礼し帰宅する。当屋は神職に頼んで門口に注連を張り屋内に祓戸を設けて貰う。当屋は修祓を受けて後、神職を正座に招じ組内を呼んで盛宴を張る。此の日当屋の座敷の良の隅上方に棚を設け小祠を奉祭する。二ノ午の日には同様南の右方の長者を神前で抽籤する。かくて当屋は一年間清齋し毎月朔日には社参する。日々男手で自炊し、火の障のある所へは親戚といえども近づかない風習である。本祭は以下の行事からなる。

一〇月一九日に当屋自宅の庭の隅へ「オダンツキ」という土壇を作り両組共齋戒式が行われる。

一〇月晦日宵宮には当屋が乗馬で社参する。

一月朔日が祭礼で午前三時に朝渡式がある。朝渡式は道清めともい、両当屋が浄衣姿で数本の御幣を持ち出かける。道々竹法螺を吹かせ、神輿の渡御する道の辻や曲角の両側へ幣を挿す。朝渡式が済むと当人（当屋の長男）は黒袍を着し顔に白粉を塗り土足の儘座敷へ出る。座敷

は畳をめくり、三方へ筵を敷く。当人は奥正面の床几へ腰かける。左右へ千鳥に株家の戸主が素襖姿草履穿で控え、筵の上に胡床を組む。仲間入りした一二、三歳の少年二名が酌人で、その先順二名が馬曳といつて当人の両脇に従う。「出たちの式」といって酒を回し、早昼を食べて社参する。御幣には馬を描いた額を付け、これを先頭に猿田彦の面、当人（騎馬）株の人々が従い社で休憩する。両組が合い御幣を先頭に北組（宮本）の神輿、南の神輿、次に両当人の順で渡御する。素襖の株の人四、五〇名は青竹を杖につき、親戚は袴姿で従う。御旅所で献饌し氏子区域を巡幸して還御になる。

当屋は祭以外にも度々宴会がある。娘一人を片づけるよりも入費が大きいといわれた。

以上は明治以前の様子で、当時にも神職はあつたが、常に神社に奉仕するのは当屋であつて両当屋は氏子を率いて直接社に奉仕したのである。世襲の祀官は中世末になくなったが、藤原氏と関係が深いといひ、宇治離宮八幡の神職になったという伝承は重要である。前章で論じた宇治離宮祭の『勘中記』弘安元年（一二七八）に「北殿御幣、自富家殿所道御幣云々」とある記載と関わってくる。五ヶ庄はながく撰閥家領で藤原忠実の宇治別業「富家殿」を中核にして形成され、近衛家に伝領され、中世後半五ヶ庄と称される歴史をもつ。<sup>(3)</sup>この北殿は許波多神社の世襲長者家と関わりがあつたものと推測されるのである。

以降、明応二年（一四九三）山城国一揆解体後の細川氏と伊勢・畠山氏との抗争は、五ヶ庄に対する近衛家の支配を急速に崩壊させた。<sup>(4)</sup>農民

の緩急や濫吹は近衛家に当地直接支配を諦めさせ明応六年土豪に代官職を請け負わせ、同年一〇月一日には真如寺による半済が決定している。<sup>(3)</sup> 世襲長者家は戦国の動乱の中で当地を去ったと伝えられている。その伝承(元亀年間)は、五ヶ庄が天正三年(一五七五)、織田信長によって安堵されるといふ近世開幕の直前であり、長者がすぐれて中世的な存在であったことを物語っているのではなからうか。

註

- (1) 『京都府の地名』一九八一年。
- (2) 五ヶ庄の宮座の記述は井上頼壽『京都市古習誌』、一九四三年によった。
- (3) 『京都府の地名』。
- (4) 同右。
- (5) 同右。
- (6) 同右。

向日神社の事例

京都府向日市向日町北山に鎮座する向日神社の中世の信仰圏を示す史料に応永二五年(一四一八)の棟札がある。そこには現在の向日地域の物集女・寺戸・土河(現在の森本)・鶏冠井・上野(上植野)と今里(現長岡京市)、富坂(京都市西京区上里付近)の七ヶ村の下に人名が並んでおり、この人々は惣を代表する年寄・乙名であることがわかる。<sup>(1)</sup> この七ヶ村は異なる荘園に属しており、向日神社は七ヶ村の惣連合の象徴であった。この向日神社の宮座については、六人部克己<sup>(2)</sup>と井上頼壽の報

告が詳しい。

上植野には向日神社の祭である「おいで」の御旅所があり、そこには同社の神役座が八組あり、その一つに大政所座がある。これは宮座の座名であり、井上頼壽は神役座についてこのように報告している。<sup>(3)</sup>

大政所座……御祭に袴を着用して従う。

天之河座……神輿の上に掛ける『あまかわ』を取扱うので此の名がある。老人の説に余側座と書き人数が多くて側に餘る駕輿丁の座だとも云ふ。

真座……天川座の分座と云はれてゐる。

東劍振座……振鉞を扱ったので此の名が有ると云はれてゐる。此の両座を『法華座』又は『天寶林座』『轉法輪座』とも称してゐる。座人は皆法華宗である。『天降座』と書き祭神の天降説をなす人もある。

東西駕輿丁座。鶏冠座。

各座の年長五名を『五人衆』と云ひ、一老より五老迄がある。向日社の祭祀に各座が馬番<sup>まばん</sup>を交代で勤める。馬番に當った座を『馬番座』とも云ひ還幸の際其の座の『一老』が乗馬で扈從し、二日間の御旅中には神輿(今鳳輦)を不眠で御守する。『馬番座』は九年目に一度當り其一老を一名『しよいと』(精進頭。生身頭とも書く)と称し無上の光榮とする。精進頭は江戸時代には一月前(今一週間)から齋戒沐浴し、室には注連を繞らし男手別火の食物を摂り厳格な清浄生活をした。一説に、大政所座と次の鶏冠座に馬番の當った時にのみ精進頭と叫んだと云ふ。『馬番座』の神事係に當った家を『頭家』と云ふ。頭家の庭には祭礼の一週間前から『オダンツキ』とて芝で土壇を築き幣を立てた。每晚献燈し、一老が来て拜んだ。

大政所座は最初に記され、袴着用を許された座であり、鶏冠座と大政所座が馬番に当たった時、「精進頭」と叫んだという伝承は、大政所座が特別な座であったことを暗示している。

宝曆一二年（一七六一）二月六人部節克による『向日神社年中雜記』<sup>(4)</sup>

（以後「雜記」と略す）には、四月の出御祭における葵桂の配付数が記されており、天川座五〇把、転法輪座三五把、大政所座三〇ないし三五把、鶏冠井座五〇把、加輿丁座五〇把と三五把、新座五〇把とあり、各座の戸数がある程度反映しているものとみることができるといえる。

向日神社の宮座は年党座（年頭座）、素餅座（作麩座）、神役座の三つがあり、上植野大政所座はかつては全てに関わっていた。

素餅は、毎月六日に物集女、鶏冠井、寺戸、上植野、森本、今里（昭和一八年現在なし）、富阪（同前）などの各座が順番で向日神社に献饌する行事である。祭日が六日であるのは祭神の一方である神武天皇が天下を統一した日が辰の六日であったという記録による。<sup>(5)</sup> 素餅座は各村にあったが、鶏冠井村のみは法華宗が流行した結果、上植野で鶏冠井村の持分を支配している。<sup>(6)</sup> 六人部正昭の『向日神社月次神事次第』<sup>(7)</sup>によると、各座の順番は正月上植野村（馬番座）・二月今里村・三月上里村・四月寺戸村・六月鶏冠井村（上植野にあり）・七月物集女村・九月白井、土川村・一〇月石見村・十一月井之内村・一二月上植野村（五・八月の農繁期はなし）である。

各村中より一老から五老まで五人の年寄りを選び、六日の早朝に年寄や頭屋の男が餅を三斗ぐらい搗く。当番の村が雑魚、正月は昆布、野菜、花平、楕円形の餅（舌餅）及び酒を持参する。別に神前に献ずる神饌（餅六枚、神酒（二対）、白米一升、鯛二尾、大根一把）を用意して唐櫃や籠子に入れて持ってくる。各村の年寄は所定の座席につく。上植野の

馬番の座が正中に座し、他は献饌の月々の順序により席次とみなし、神主・役人・神宮寺・大工・郷年寄も拝殿に列座し、一同揃えば頭屋のものなどが各村の年寄の前に膳を置く。神酒三献をまわし、花平五枚、大根二切、ごまめ二粒に竹箸を付けて前に置く。神職・神役・神楽役には独立の膳があり、前と同じものを供える。その膳の高さは神職のものが一番高く、以下順を追うごとく作られている。全ての膳立てが整うと神職は神棚に神饌を献じ、祝詞を奏上して当日当番の一老が扇子をもって神前に拝し、神職・神役以下に及びさらに一座のものに挨拶する。終わって頭屋のものは神職より順次酒をつぐ。各村の座に一献終われば二老が一老と同様に挨拶をして順次三老三献でおわる。三献終われば神楽を奏し、一同退席する。<sup>(8)</sup>

上植野の馬番座は正月に献供し、毎月正面正中の最上席に座すなど、向日神社氏子村における上植野の特別な位置を窺うことができる。特別の座で世襲である鶏冠井座は、上植野を代表して毎年餅を搗き座を勤め、社から帰ると盃の儀がある。親椀、汁椀、三つ目といって黒の塗椀が一つ一杯宛三献を回す。給仕役は座衆の内最年長者が着袴で勤める。給仕の年限は不定で適当な年齢の後任者があるまで行く。<sup>(9)</sup>

「雜記」によると三月二五日には上植野村年党（年頭）の頭渡しがある。上植野八座より一六人が社参し、恵日須（恵比寿）神楽を奉納する。酒一升・肴酒一升、肴、および神楽料として百文、あるいは二百文献じ、拝殿に列座し、神酒を頂戴してから退下する。貞享年間までは、京都室町四条上ル東側中程の恵日須神社に参拝していた。この当時、神役頭人

は摂津西宮恵比寿社へ参詣し、彼地の海底の藻草を取り帰り、今日の祭礼まで別斎して杓の柄に藻を付けて毎日垢離をとっていた。二五日より二八日まで上植野・鶏冠井などの年党(年頭)の頭人は境内で神を刈って帰り、勧請の壇を築く。

四月一日は年頭という行事であり、井上頼壽は年頭講についてこのように説明している。<sup>(10)</sup>

乙訓郡方面に『ねんど』と云ふ講がある。年々に頭をする講の意で室町頃から有ると云ふ。『向日現祭村里濫觴古事』の内に次の記事がある。『年黨。四月一日早朝七郷年黨頭人潔斎シテ社參酒肴饗ヲ捧ク。神主宰之生土子村々年黨ヲ勤ムル連中ヲ座ト云。』

「雑記」によると四月一日を惣氏子村より年党日と称し、寺戸村七座、上植野村八座、井ノ内村二座、馬場村一座より饗・御供米・御酒・肴を献上する。上植野八座へは被八包を添えて遣わす。この被いを神につけて、夕方党渡しの神事がある。この被いを神印として神につけ、当人は祓をつけ座中ともに来年頭家へ送る。一日朝の献供は三種一二度で、上植野(鶏冠井座・新座・天川座)と馬場村は酒を九内役(社役)へ遣わす。上植野(大間所座・転振座・荷輿丁座)の三座以上五座は御供米・神酒を添えて神主家へ納める。

四月辰日の祭を「おいで」といい、江戸時代の史料では出御と記される。六人部正昭の「向日神社祭礼神事次第」、六人部正清の「山城乙訓正一位向日大明神宮御神祭式礼次第」及び「雑記」によってこの祭を記述する。祭礼の三日前の丑日に神輿は上植野村の御旅所へ向け出御する。

出御の朝、桂をもって葵を巻き、これを二二抱作る。上植野へ八抱渡すが、この内鶏冠井座・新座・天川座は葵数五〇程入れ、その他の五座は三〇程入れる。神輿の前後の行列には宮内・府生ら社役人の捧げる二本の鉾、白井村年寄りの持つ獅子頭、上植野荷輿丁中のもつ王の鼻という神面、上植野・井ノ内・今里の各村が交代で出す二組の神輿、舞衣姿の市女、白張の装束で乗馬した上植野村の頭人、烏帽子狩衣で乗馬した今里村頭人の稚児、淨衣衣冠姿の向日神社神主がやはり乗馬で神幸する。

向日神社を出た神輿は古来は鶏冠井村の祓所にて、同村の北条・南条の両宮座の者それぞれ二、三人のものが甲冑に身をかため松明をかかげて迎え火をする習わしであった。さらに神輿は芝の祓所にて同村年寄役が奉幣の後、上植野村の御旅所へ着く。旅所駐輦の間の賽銭について、「雑記」にはこのように記されている。

一御旅所ノ間、本社ノ參錢、岩見村宵宮奉幣使ノ神役勤候者ニ遣ス、旅ノ間、旅所ハ植野村祓宜ニ当ル者ニ遣ス、惣而当社之神事、往古ハ地頭領主直勤之神事故、各々其余習ニテ、神役下行米地頭ヨリ出ス、下行無之分ハ神主家ヨリ遣ス故ニ、奉幣使役、祓宜役ハハ參内ニテ遣スナリ、依之祓宜役連上トシテ、旅所ノ參物百文、神主家へ納例也、

植野村祓宜の特権的な役割を看取できよう。御旅所では宵宮にあたる卯の日の夜より、祭礼当日の辰の日の朝まで様々の神事が行われる。還幸当日午後四時頃神輿は御旅所を出立、鶏冠井村森の宮に御幸する。ここで、上植野の鶏冠井座のもの神供をうけ、嶋坂に向かう。嶋坂では村々の頭人が馬を立て控え居る。神輿は寺戸村へ御幸し、同村列見では寺戸村七座のものがそれぞれに幣を立てて棧敷を設けて待機する。この

場で祝詞が読まれ、酒盃が回り、白井村の獅子舞があり、幣を捧げて祭礼は終わり神輿は向日神社に還御する。


この春四月の祭礼をみると、白井村の獅子舞、上植野村の王の鼻の神面等々いずれも各村の宮座の行事の神具なのであり、それを持ち祭礼に加わるのはいずれも宮座の座衆である。さまざまの装束で馬上にあるのも宮座の座衆である。精進頭は神事の時に神職とともに神輿に従い御旅所において寝る。古より淀城主より馬と装束を賜り他に神事料として米一石を頂く習慣であったが、維新よりこの習慣は止んだ。<sup>(11)</sup>  
現在の「おいで」を、中山修一の報告を中心<sup>(12)</sup>に記す。

鶏冠井区の御出座の頭屋はまずお出での日(第一木曜日)の四日前に鶏冠井の「しば」という地に芝を積み、柿の枝に四手をつけたものを三本立てる。その前方に洗米と塩とを土器に入れて供えて参拝する。お出での日まで毎日頭屋が「しば」の地を祭り、毎夜灯明を献する。「しば」という地はもとほ雑木の繁った藪地であったが、明治の初年に小祠を建て、後玉垣を設けた。

お出での日には鶏冠井の南北両宮座の年寄が揃いの着物に袴を着け、草履をはき、向日神社の一の鳥居の前に立つ。その時、宮座の年寄の次に中老の人が二人ずつ見習いとして杖をついて控える。鳳輦がお出でになると、南北の座が一年交替で「幣」を振る。「幣」とは一丈の竹に小杉(紙)一帖(四八枚)の四手を付け、洗米三升三合(のち五合)の包を取りつけたものである。宮座の首席を「お頭はん」、末席を「しりこ」というが、末席の人(羽織・袴)がその幣を持ち、向日神社から東へ下

る馬場の一の鳥居の前で鳳輦に向かって振る。右回り二度、左回り二度の振立てを行うと、初めて鳳輦は動き出す。次に鳳輦は「しば」にとどまり、神主が祝詞をあげる。献饌は鶏冠井の宮座が行う。これも南北宮座隔年の交替制である。神饌は鯛・堅塩・わかめ・大根・洗米(三升ばかり)など、献饌後は鶏冠井の宮座の役は終わり、引き続いて上植野の鶏冠井座が竹幣を受け取り、鳳輦に付添い同地の御旅所に奉迎するのである。井上頼壽によると、神幸の時石鳥居の所で鶏冠井の座の人が青竹の先に紙と米袋とを付けたものを振るが、これを「神移し」といい、これが済むと初めて神輿(鳳輦)が発することになっている。<sup>(13)</sup> その竹は上植野の鶏冠座の人が年々順番にもらうことになっている。

還幸式は五月の第二日曜日に行われ、以前は乗馬で鳳輦に従ったが、現在はトラックで移動する。この日、鳳輦は上植野の御旅所から今里の赤根の天神に至り、神社に還幸する。

現在の還幸順路を六人部是継氏に聞いたところ、18の順で渡御するとのことであり、中川報告につけ加えておく。

ところで、「雑記」によると上植野村では向日神社の素餅神事番を七座回りもちで勤めていたが、延享年間(一七四四〜四七)に油屋惣助というものが現れて宮座の変質をはかろうとしている。惣助の祖父七兵衛は尾張の出身で当地に來住して絞油業を営み成功したが、村入りは許されていなかった。そこで惣助は二〇〇貫文を神事料として村中へ寄進し、利銭二〇貫文を振舞料や神役入用として神事当番の座へ割りあてるよう取り計らおうとした。惣助は「金銭の威光」によって神事下行主になる

うとしたが、「他国者非衆ト云テ賤シメ、年党座へ入ルコトヲ不許」と、村方の他国者に対する規制は強かった。そこで惣助は当時財政が苦しかった大政所座へ田地一カ所を寄進して座の一員に加わり、後に惣神役の主長となった。これに乗じて、七兵衛入道道喜というものが「大政所式目」なるものを作成し、大政所座の者も折々、自らの座には式目があることを高言するようになった。これに対し、神主六人部氏は「式目トハ天下ノ法則ナルヲ(コト)福原註)ヲ不知土民、我カ俣ヲ云アリ、可笑<sup>(14)</sup>也」と記している。

式目とは中世の成文法であり、「大政所式目」制作の背景には経済的には劣るとはいえ、劣るからこそ、世が世ならという由緒があったのではないか。

大政所座の経済的没落と前代の由緒への執着という、御旅所にある大政所座の近世的な変容の一つとして本事例を位置づけることができよう。

註

- (1) 『向日市史』上巻、一九八三年。
- (2) 「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」『國學院雑誌』三一巻七号、一九二五年七月。
- (3) 『京都の古習誌』一九四三年。
- (4) 『日本祭祀行事集成』第二巻、一九六九年所収の同史料付箋。尚、『向日市史』史料編所収、一九八八年には付箋が収録されていない。
- (5) 六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」。
- (6) 同右。
- (7) 前掲『向日市史』史料編所収。

(8) この記述は「雑記」と六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」によった。

(9) 井上前掲『京都古習誌』。

(10) 同右。

(11) 六人部前掲「庄園の影響を受けたる向神社の宮座」。

(12) 「向日神社の祭祀と宮座」『向日市史』下巻、一九八五年。

(13) 井上前掲『京都古習誌』。

(14) 「雑記」二月朔日条。

長者と祭政

従来の長者研究では残念ながら、歴史学と民俗学が共通の土俵に上ることはなかった。民俗学では長者譚・長者伝説研究は盛んであり、その対象とする長者は「譚のなかの長者」であった。これに対して、宮田登は「歴史のなかの長者」と「譚のなかの長者」を繋ぐ、歴史学と民俗学を繋ぐ長者研究の前提としてこのように提言している。<sup>(1)</sup>

歴史学は長者譚を歴史研究の対象とすることに否定的であるが、ここで逆手をとって、長者の存在を成り立たせている民俗的歴史というべき世界を確立させることも必要ではないかと考える。伝説と歴史の関係はひとえに民俗的歴史の世界の中で論じられるべきものと考えられるからである。

アナル派流の「新しい歴史学」を意識した素晴らしい提言であるが、斎藤純が『『民俗的歴史世界』』という言葉の指すものが今一つ判然とし



ない」と指摘している通り、宮田の実際の論の運びは近世史料から王権論に直截的に結びつけてしまう問題を孕むのである。

例えば、宮田があげる長者はこのような事例である。

雨乞いのために生け贄を差し出す家が長者の家筋であるとの伝承がある。美濃夜叉ヶ池の石原家の先祖安八長者が大旱魃の際、自分の娘を夜叉ヶ池の水神に嫁入りさせたことによって長者の支配する領域の危機を救ったという伝説がある。石原家は記録上「郡主」「神主」ともされており、実際神戸の日吉神社の鍵元となっている。現在でも石原家の当主が日吉神社祭礼で大飯献進の行列の先頭に、正装姿で立ち、神饌である大飯を用意する。石原家は日吉の神が勧請されて以来当社の神輿に供奉し、行列を作って神社本殿に神饌を献納した直後に神霊を移した神輿がかつぎ出される。石原家より七度半の使いがでてはじめて社殿が開かれ神輿が渡御するという。

宮田は雨乞の力を発揮するような長者譚のモチーフの背後に地域の小王のもつ日読みの能力を想定している。しかし、宮田自身、近世の支配体制においては聖なる家筋の石原家の権能も藩主の持つ公権力にコントロールされており、石原家は単なる儀礼執行者として位置づけられているにすぎない、としている。<sup>(4)</sup> 宮田が意図しているような、地域の小王としての長者像を歴史の中に求めるなら、祭政が不可分に結びついてきた中世以前の社会に求めねばならず、その長者の祭祀儀礼を研究することによって、民俗と歴史を繋ぐ長者研究が始まるのではなからうか。

宮田は「歴史学は長者譚を歴史研究の対象とすることに否定的」とい

うが、歴史学が積み上げてきた長者譚研究を無視することはできない。<sup>(5)</sup> 柳田国男は「山莊太夫考」において、本来山莊太夫は散所太夫であるが、物語の伝播者の名が主人公の名と誤解されたと論じた。<sup>(6)</sup>

これに対し、林屋辰三郎は『山椒太夫』の原像<sup>(7)</sup>においてこのように論じた。「さんせう太夫」自身が散所太夫として散所の長者であり、由良という港湾で、荷役の運搬などに奴隸的隷属民を使役し、人頭的に支配する宰領であった。散所の長者の多くは、領主権力を背景として、隷属下の民衆を苛酷に駆使し、特権にまもられて現実に富裕な長者となることが多かった。散所民からすると長者こそ、身近な権力の体現者であったから、民衆たちの素朴な解放への夢は長者の没落という形で物語られるのが常であった。

石母田正は「辺境の長者―秋田横手盆地の歴史地理的一考察<sup>(8)</sup>」において以下のように論じている。菅江真澄が『雪の出羽路』に書き留めた横手盆地の「満徳・満地長者」譚には「四十八小屋」の創始の物語が付随している。満徳長者の「四十八小屋」の開墾伝説は、「四十八小屋」が満徳・満地長者の本拠地、開墾地であり、かつ長者によって定着させられた百姓小屋の聚落であったことを推測させる。それは、土地と関係の深い御嶽神社の祭祀に際しての在家の義務や貢納の関係を推測させ、長者が御嶽の祭祀と関わりがあった可能性も暗示させる。御嶽の祭祀を現実を支えている在地主豪が明確でないので、史料的な実証は不可能であるが、石母田の洞察は歴史の実像としての長者を「譚のなかの長者」から逆照射しようという試みでもあった。

以上の歴史学の長者研究は、ある意味で歴史と民俗を繋ぐ長者像を模索したものであったが、中世史料そのものを検討するものではなかった。それが、一九七七年、河音能平の「畿内在地領主の長者職について」<sup>(9)</sup>をもって、生の中世史料から郷鎮守社の祭祀権を把握する長者像が明らかにされたのである。河音論文は、日本中世の在地領主制の一タイプとして、畿内の開発領主Ⅱ西国御家人(侍身分)としての側面に光をあて、畿内在地領主制の特質を明らかにすることを目的として長者職を解明したのである。

河音論文の要旨は以下のごとくである。「長者」は一般農村における富豪層のイメージだけでなく、中世初期すでに「散所長者」のイメージをも含んでいた。一方「氏長者」などの用法では、ある特定の社会集団の代表者Ⅱ長といった意味に使われる。河音が対象とする庄郷長者職はこの用法の一つであり、これは一〇、一一世紀における「郷ノ長者」という用語を歴史的前提にして形成された。

畿内の開発領主に特有のものとして、庄郷鎮守神主職が庄郷長者職として表現され、しかもその庄郷長者職が下司職・郷司職に不可欠であるという所領形態がある。

和泉和田氏は金剛寺領和泉国和田庄を「根本私領」Ⅱ「本領」とする開発領主である下司である。所領の基本的構成要素は和田庄「下司職」と「和田庄長者職」がセットになっており、寛正二年(一四六一)「和田盛助処分状」にある「放上宮社々惣長者職」は、「放上宮」(和田庄鎮守Ⅱ和田庄牛頭天王社)とその摂社の神主職を意味しており、和田庄

長者職と和田庄鎮守神主職とは互いに表裏一体の関係をなす所職であった。

摂津国真上庄地頭真上氏は南北朝期の史料にその「根本私領」Ⅱ「本領」の中核が「庄地頭職」(Ⅱ下司職)と「庄長者職并神主職」がワンセットになって表現されている。真上氏も真上庄長者職と上宮天満宮神主職を兼帯していたのである。

中世末成立の「河内国錦部郡水郡宮之次第」<sup>(11)</sup>によると、河内国錦部郡水郡宮(爾吾里宮天王)は錦部郡北端地域百済郷全体の鎮守であり、正平一八年(一三六三)の同社社殿造営の責任者は「神主兼惣長者讚岐守三善貞行」であった。河内国錦部郡百済郷々司三善氏は「神主兼惣長者」であった。

和泉国施福寺領横山庄下司池辺氏の場合も文明七年(一四七五)九月九日付の『修善講式』取り扱い掟」に、横山庄下司職と横山庄惣長者職がセットをなして記されている。加えて同史料には「一和尚阿闍梨長義」とあり、河音はこれについて次の二つの可能性を考えている。一つは横山庄鎮守男宇止社(現大字仏並の男乃宇刀神社と現大字下宮の八坂神社)の宮座の最長老を指し、この掟が横山庄下司Ⅱ惣長者池辺氏と庄鎮守の宮座の長老の二人によって制定された可能性。もう一つは一和尚阿闍梨を男宇止社二社の別当寺(本地堂)常願寺(大字仏並)・白鳳山神宮寺(大字下宮)の別当Ⅱ供僧と考えると、下司Ⅱ惣長者池辺氏の一族のものが別当僧に配置されていた可能性が高く、そうだとすれば「下司官家」池辺氏は一族でもって庄惣長者職と庄鎮守社の神宮寺別当職

を占めていたことになり、事実上庄長者職と庄鎮守神主職を占めていたことになる。

河内水走氏の場合は河内国一宮平岡社社務職及び大江御厨山本河俣両執当職を領する点で下司・郷司級の開発領主より一段と所領規模が大きい。「四箇郷長者職」<sup>(12)</sup>は四ヶ郷⇨平岡南郷全体の鎮守梶無神社(大字六萬寺鎮座)の神主職と表裏一体をなすものであり、「以南惣長者職并四ヶ郷々務」<sup>(13)</sup>は、横小路・六萬寺・四條・河内の郷司職であった。

撰津国法華堂領呉庭庄下司⇨豊島郡呉庭開発領主である坂上氏が呉庭総社天王之神社を世襲している事例や和泉国信太郷々司信太氏が信太郷鎮守社聖神社神主職を一族でもって占めていた事例も、同時に各々呉庭庄惣長者職・信太職惣長者職を領掌していた、と想定できる。

河音は、「中世前期北撰武士団の動向」<sup>(14)</sup>において、撰津溝杭の地を本拠とした撰津源氏の在地武士溝杭氏の事例をも検討している。嘉吉元年(一四四一)二月日付の「溝杭信幸讓状」では、同氏が溝杭村内国衙の沙汰人、溝杭村内妙法寺別当職、新堂之井司職、西面村追捕使のほか名田畑一二町五反歩を所有し、地域の行政・検断・用水管理・祭祀(同史料には上・下宮⇨溝杭神社がみえる)などの諸権利を持つ在地開発領主であった。先の讓状には溝杭村に散在する溝杭氏の領田畑のなかに「上宮」(明治四二年まで存在した)、「下宮」(現溝杭神社)があり、溝杭氏は祭祀権まで掌握していたことを想像させる。

河音は以上の事例をあげた上で、畿内領主制の特色をこのように指摘する。畿内の国衙機構は公家⇨諸権門の共同行政機関としての性格が強

いので、国衙によって保証された郷司職はそれ単独では在地領主の「根本私領」⇨「本領」を表現しえず、領域内百姓に対する支配権は郷鎮守の祭祀権を把握することによってはじめて実現されたのである。

以上、河音の研究を長々と紹介してきたのも、民俗学と歴史学の長者研究を考える場合、畿内における長者の司祭的側面を接点とし、支配と祭祀儀礼の研究(祭政の研究)をすすめることが必要であるからである。それを踏まえた上で、伝説の長者像に宮座の特権的司祭者のイメージを求め、宮田の試み<sup>(15)</sup>が、歴史と民俗を繋ぐ可能性をもつのである。

さらに、長者譚の歴史像を探る試みは、上記のほかに荘園領主の直下に位置する形態の散所における長者にも関心を払わねばならない。大山崎の長者も散所の長者より始まった可能性は十分考えられるし、北野社の西京散所にいた北野長者<sup>(16)</sup>なども視野にいれる必要がある。

御伽草子『文正草子』の分太長者と鹿島神宮<sup>(17)</sup>、万の長者(真野長者)こと炭焼き小五郎(炭焼き長者)と宇佐八幡宮<sup>(18)</sup>の関係などに見え隠れするのは、荘園領主としての大神社膝下の散所の長者なのである。林屋が指摘しているように、その没落の過程が民衆の無常観を喚起して長者伝説に語り込められていったのである。

註

- (1) 「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」『日本伝説大系別巻一研究編』一九八九年。
- (2) 「伝説研究の動向」『日本民俗学』一九〇号、一九九二年。
- (3) 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」で高谷重夫『雨の神』

一九八四年を引用している。

- (4) 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」。
- (5) 同右。
- (6) 『郷土研究』一九一五年四月号。
- (7) 『文学』二二―二、一九五四年二月号。
- (8) 『歴史評論』九二・九五・九六号、一九五八年一・四・五月号。
- (9) 『人文研究』二九―四、一九七七年一〇月号。後『中世封建社会の首都と農村』一九八四年に収録。
- (10) 『今昔物語集』巻二六―第八、巻三一―第一三。
- (11) 現錦織神社の南北朝期から室町期にかけて行われた社殿造営・遷宮の記録。
- (12) 建長四年六月三日藤原康高讓状案(水走文書、『鎌倉遺文』七七四六号)。
- (13) 建長四年六月三日藤原康高讓状案(水走文書、『鎌倉遺文』七四四五号)。
- (14) 『中世封建社会の首都と農村』一九八四年。
- (15) 前掲「伝説と歴史―長者の社会的機能をめぐって」。
- (16) 例えは『看聞御記』永享八年一〇月二日条。
- (17) 大島建彦「文太長者の伝説とその基盤」『國語と國文学』五七―五、一九八〇年。
- (18) 柳田国男「炭焼き小五郎が事」『定本柳田国男集』第一巻。
- (19) 前掲『「山椒大夫」の原像』。

## おわりに

以上、京都及びその周辺において、神幸祭の御旅所を大政所、政所と称する事例を検討した。大政所や政所は、在地において神を祀る拠点であり、そこには御旅所神主、長者や長者に仮託する人々が宮座的祭祀集

団の長として神を迎え祀っていた。最後に筆者の結論を項目毎にまとめしていくことにする。

### 大政所・政所について

本稿で検討した事例は多様であり、祇園大政所のように常時大政所であった事例もあれば、祭礼時の臨時会所的な事例もあった。確証はないが日吉の事例などはそのように思われるのである。また、大山崎天神八王子社や向日神社の事例のように、大政所座と座名になっている事例もある。大政所、政所は、寺社権門において所管の寺務・社務全般を取り扱う機関Ⅱ政所より由来するものであろうが一概には言えない。大山崎の場合、平安期の京都使庁の津における出先機関が「政所」と呼ばれた。鎌倉期の長者中には、公卿などの政所における文書を取り扱う官人名である案主(長者の一員、代表者)の署名がみられ、平安期の津政所―案主の機能は長者中に引き継がれ、脇田晴子はのちの大政所座の名称はこれより由来する可能性を指摘している。<sup>(1)</sup>

### 御旅所について

神の鎮座縁起において、祭場に鎮まる途上の一時的な逗留所が御旅所であると記される事例がある。その際、祭は鎮座の復演、反復の意味を有し、縁起(神話)と相互補充になる。その他の場合も、御旅所は神の出自と不可分な意味をもち、神顕現の重要ななかかわりをもつ。御旅所の問題として『源氏物語』の須磨の蟄居、旅所(たびどころ)が「はかなき旅のおまし所」と表現されるように、貴種流離譚を背景として考察する必要がある。また、堀一郎が論じたように神の遊幸思想という視点か<sup>(2)</sup>

らの研究も不可欠であり、今後の課題としたい。

### 御旅所神主・長者について

御旅所神主、長者の性格を考える時、萩原龍夫の「頭」の発生論<sup>(3)</sup>に耳を傾けなければならない。

「神主」とは本来臨時に某神を祭る主となることをいうことであって身分としての神官たるを要件としない。又神事頭役制において、祭の中心にある「神主」は司祭と舗設の機能をもつ。司祭については他人に委ねることはできないが、舗設は祭の規模が大きくなると自ら祭の料の調達にあたるのではなく、協力者にそれを行わせるのを好都合とした。それが「頭」とよばれるものである。

自覚的に「当」が当たる当屋以前の、「頭」を差す、差される中世にあって、御旅所神主や長者は、神主として、あるいは本社より頭役を差定された頭人として、在地における祭の中心であったのである。

近畿のある開発長者は、長者職を独占・世襲化し、ある意味で村落の祭政を統べた。神主をも神主職として独占・世襲化し、ある意味で村落の祭政を統べていた。

稲荷の御旅所神主大行事が、「芝守長者として稲荷ふ神人の実修を通して、云は、現人神としての稲荷大明神の姿を現はしてゐる時代があった」と近藤喜博が想像逞しくいうように、中世という時代は御旅所神主・長者を神主・祀職としてのみ理解することはできないのである。

本稿で論じた御旅所神主、長者は、司祭者・舗設者であるとともに、祭政の世界を基底に長者の命脈が保たれていた中世的祭祀世界を前提と

して理解されなければならないのである。

### 神幸祭の成立について

原始・古代における祭の発生契機の一つとして、原始・古代人にとつての神影向の地へ毎年繰り返し返して行く、ということが想像できる。それが山宮であることもあったであろう。

しかし、それと定型化・類型化された祭式・形式との問題は別なのである。例えば、田遊びは心意としては稲作の民間信仰に根ざすものであるが、鎌倉時代後期の荘園などの鎮守や寺院の正月行事である修正会において郷民などが参加する場で定型化していったことは定説になっている。勿論、芸能と祭を同様に考えることはできず、祭の場合は、祭祀組織に当時の社会背景（惣村の屋開など）が反映し、それによって祭祀形態が規定されることは考えられよう。

以上を踏まえても、京都府や滋賀県の定型化した春の神幸祭は、京都周辺の古社の祭において成立していったと考えられる。日吉・大山崎・稲荷・宇治・松尾・向日の祭は四月を中心とした春祭である。本稿で論じた以外にも、賀茂社の「みあれ」「みかげ」、滋賀県野洲郡―御上神社、犬上郡―多賀社、甲賀郡―油日神社などいずれも春祭である。

これに対して、奈良県大神神社は近世以前は秋祭、春日も若宮祭は秋祭で、これが大和村落祭祀における秋の神幸祭に影響を与えたことは想像に難くない。

原田敏明は、

「お旅」とか「お出」というような行事こそ、かえって都会的な変

化を遂げたもので、今日も奈良県下の村々で、秋祭に行われる奉幣

行事などには、農耕儀礼としての村の祭祀の姿をみる事ができる。

と論じる<sup>(5)</sup>。原田がいうように、大社の神幸祭には後世に付加していった要素も非常におおいが、基本的構成要素として、オハケや壇築きなど村落祭祀の要素も複合しているのである。大和村落祭祀の奉幣行事という定型化した祭式は、春日など大和の大社より、芸能とともに伝播したと考えられる。春日若宮祭礼自体が中世武士団による宮座的祭祀組織のなかで、収穫祭としての意味を有していたことは以前論じた<sup>(6)</sup>。大和村落祭祀の秋の神幸祭に、春日などの祭式が享受された過程は権力の問題とともに、その宗教的意味の追求を今後の課題としたい。

京・滋を中心とした春の神幸祭は、平安より中世初期、京・滋の古社の祭式の形成のなかで形を整え、それが郡鎮守などの地域大社の神事頭役を媒介にして、村落にまで伝播したと考えられる。一方、寺社領の荘園鎮守社祭祀として、本所の祭祀形態が伝播することもあったであろう。

それが土着し、その土地なりの意味が付与されて祭式も変化し、民俗化していったのである。

註

- (1) 『中世都市論』。
- (2) 「古代伝承及び信仰に現れたる遊幸思想」『堀一郎著作集第四卷遊幸思想と神社神道』一九八一年。
- (3) 『中世祭祀組織の研究』六九・七〇頁。

(4) 「稲荷御旅所とその伝承―稲荷信仰の研究(三)―」『國學院雑誌』一七、一九五八年七月。

(5) 「村の祭祀と新嘗祭」二九六頁『村の祭祀』一九七五年。

(6) 「『若宮會目録』・『長川流鎚馬日記』の紹介と解題―春日若宮祭礼流鎚馬頭役勤仕史料―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二六集、一九九〇年。

〔付記〕本文中の頭屋・当屋は、地域の伝承や史料によって書き分けた。

本稿は平成二年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)「郷祭の研究」(課題番号〇二七一〇一三六)の成果の一部である。本稿を成すに際し、佐藤真人氏には日吉山王祭について、坂本博司氏には宇治の事例について御教授いただいた。末筆ながら、記して感謝する次第である。

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)



図2 祇園社大政所絵図（京都市 個人蔵）

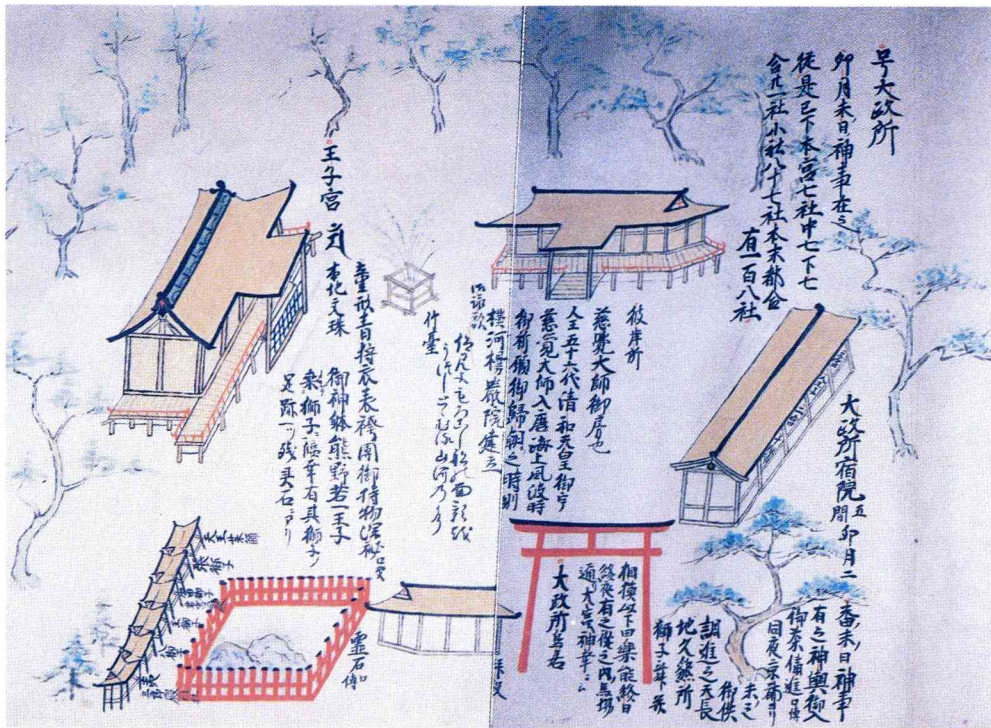


图5 日吉大政所（日吉大社藏『日吉山王秘密社参次第記』）



图9 日吉神道秘密記（西教寺藏）





図1 祇園御祭禮行列之図（徳田和夫『絵語りと物語り』より転載）

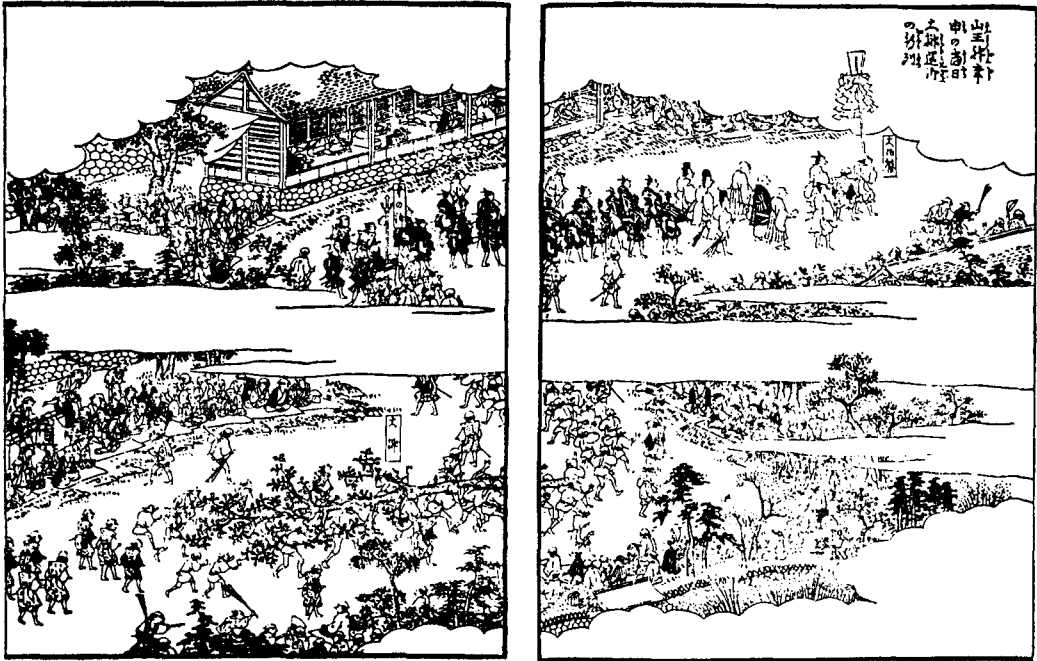


図3 『近江名所図会』巻之二山王神事 申(さる)の当日、太榎還御の行列

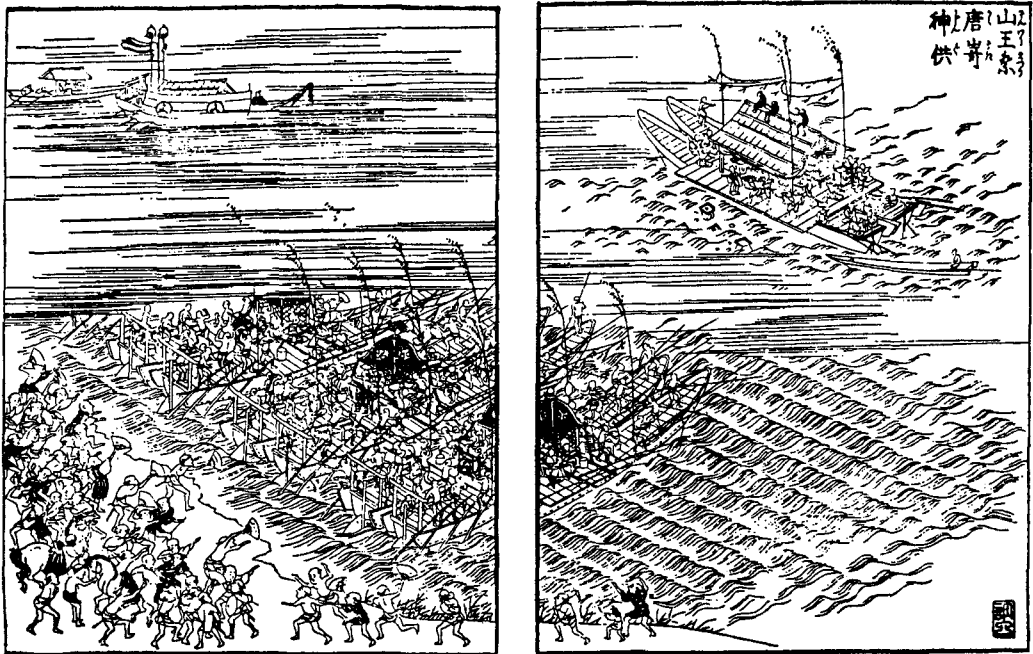


図4 『東海道名所図会』巻之二山王祭 唐崎神供

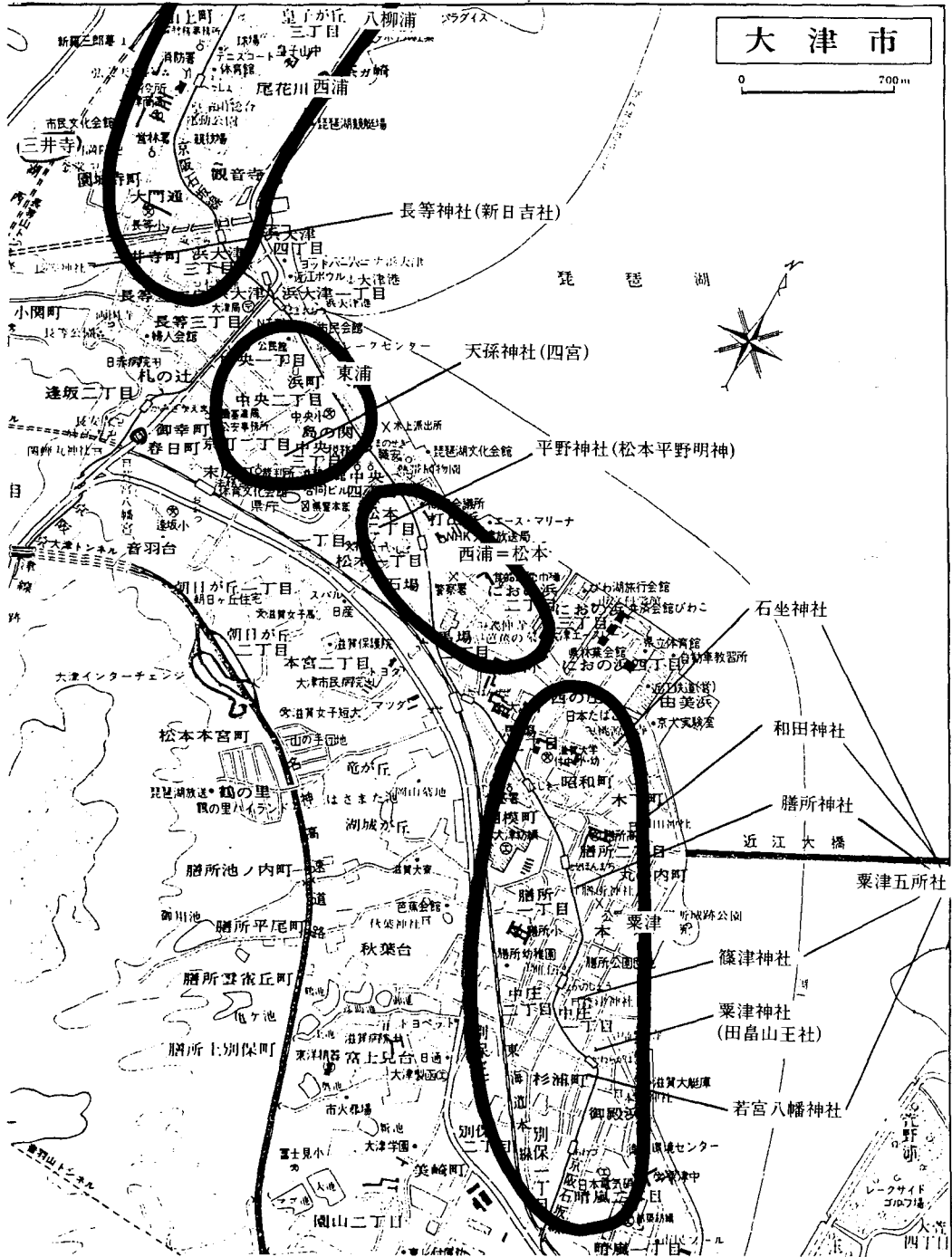


図6 日吉祭関係地区 [佐藤真人氏「日吉宮縁起と山王祭」(国文学研究資料館共同研究口頭発表)資料をベースに福原が作成]

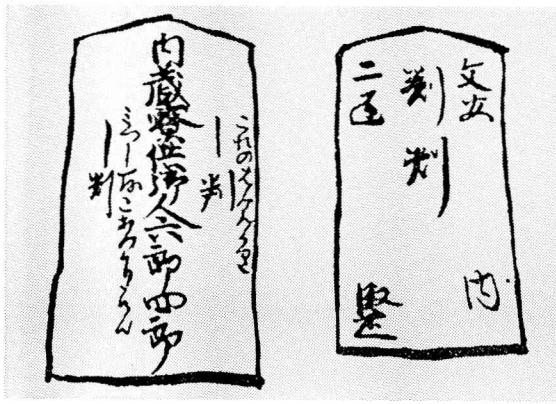


図10 文安二年(1445)『山科家礼記』の炭供御人札



図7 山王祭の長者木札 (佐藤真人氏撮影)

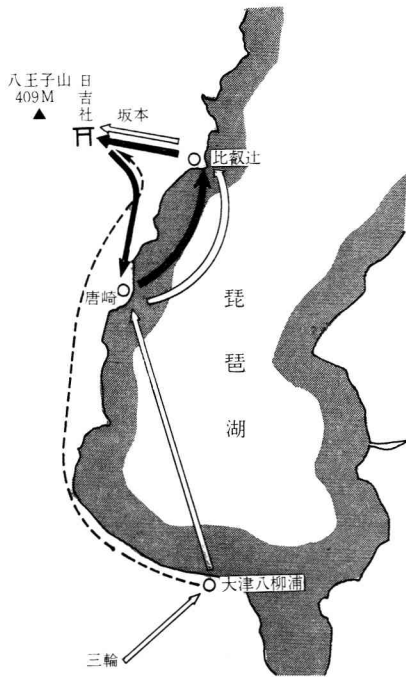


図8 山王祭にお渡しする長者の札 (佐藤真人氏撮影)

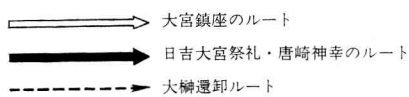
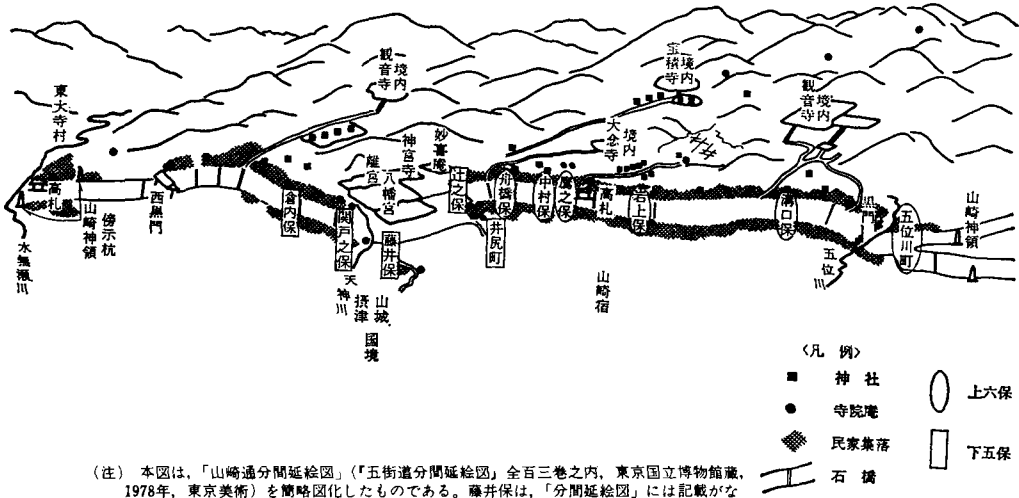


図11 日吉祭と大宮縁起関係地図  
(山本ひろ子氏作成「愛護の若・大宮縁起関係地図」をもとに福原が作成)

(吉田敏弘氏製図)



(注) 本図は、「山崎通分間延絵図」(「五街道分間延絵図」全百三巻之内, 東京国立博物館蔵, 1978年, 東京美術)を簡略図化したものである。藤井保は、「分間延絵図」には記載がないが、「都名所図会」によって補足した。

図12 大山崎の上六保・下五保(協田晴子『日本中世都市論』より転載)

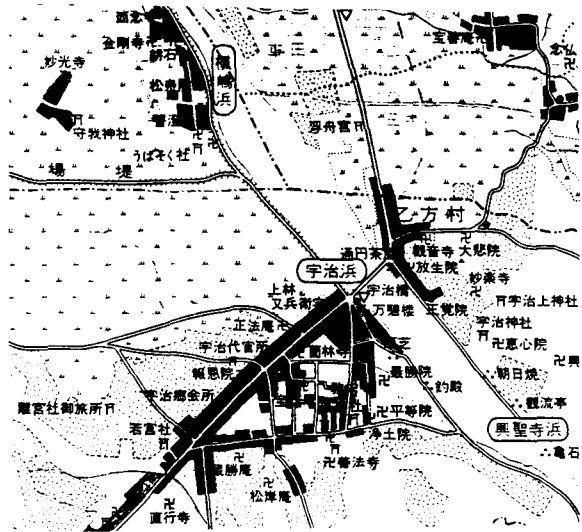


図13 近世の歴史と景観  
『宇治市史』三より転載

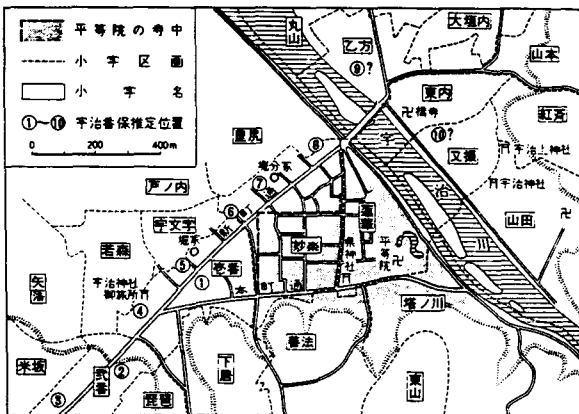


図14 番保の復元『宇治市史』三より転載

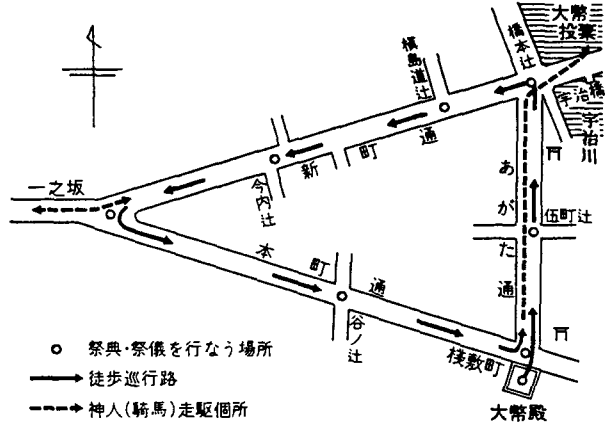


図15 大幣神事の巡行路  
『宇治市史』二より転載

大幣神事の巡行路

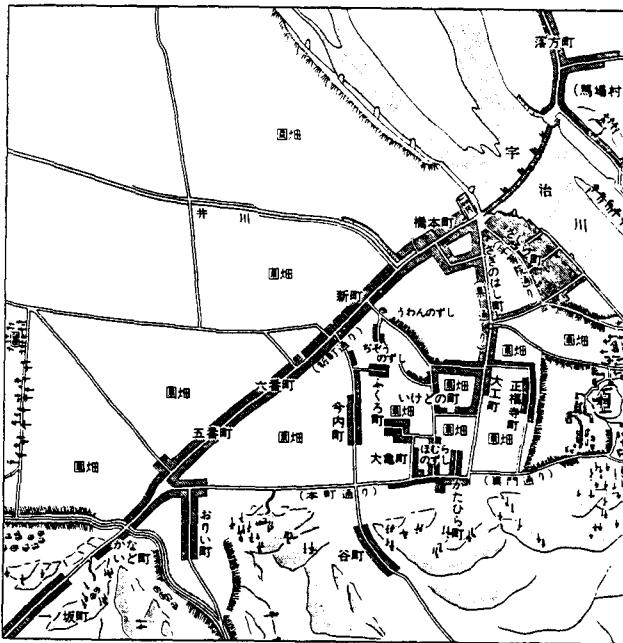


図16 近世初期の宇治  
『宇治市史』三より転載

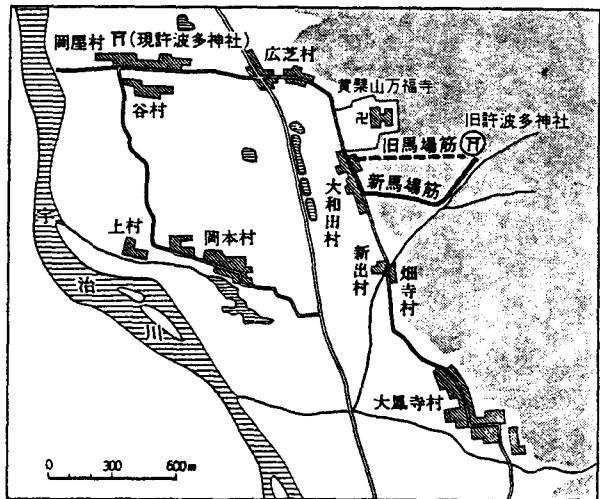


図17 許波多神社と万福寺  
『宇治市史』三より転載

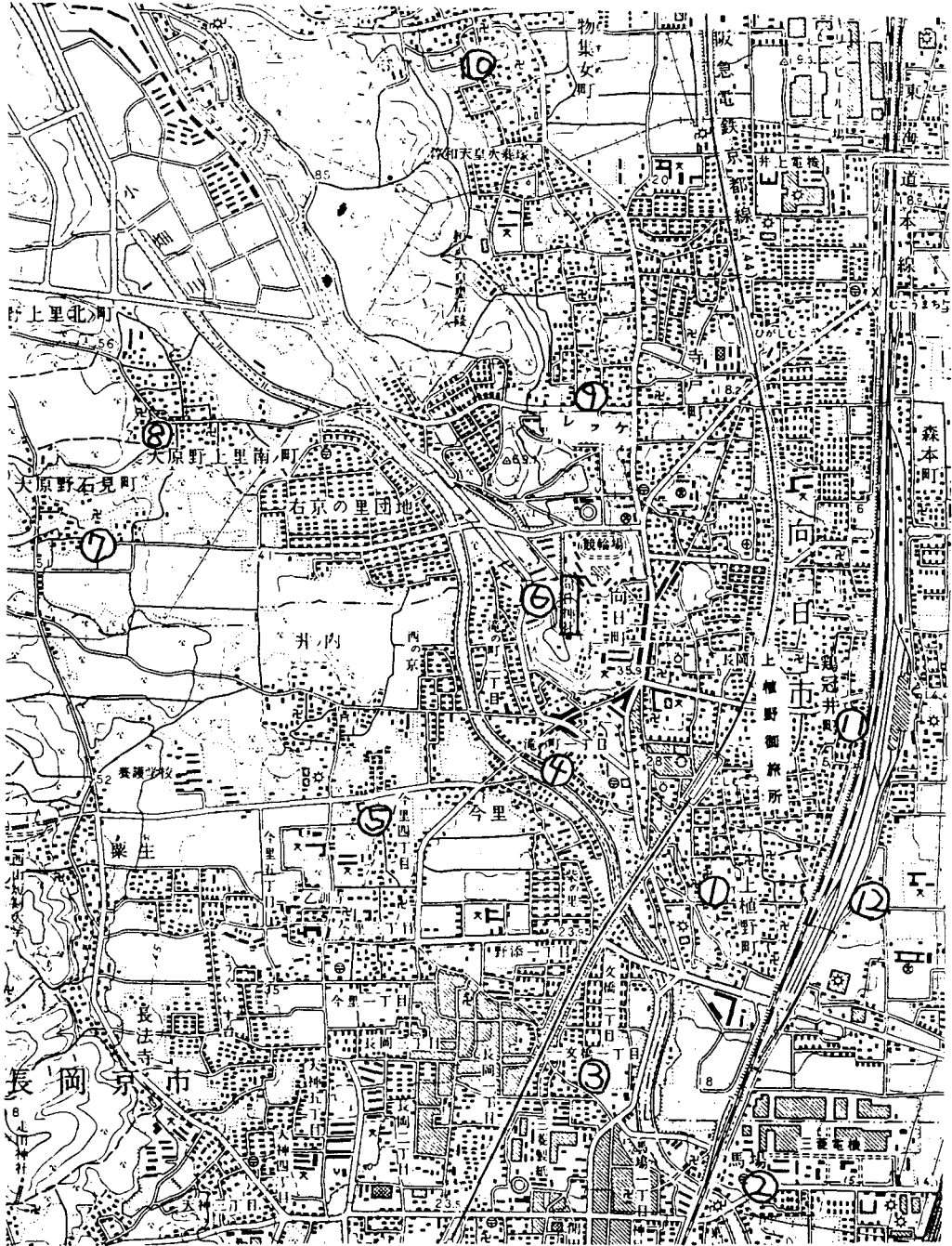


図18 向日神社祭礼関係 (①より⑫の順に還幸)

*Chōja, Tabisho, and Mandokoro*

—Aspects of the Establishment of the *Shinkō* Festival—

FUKUHARA Toshio

In some festivals of ancient shrines in and around Kyōto, the *otabisho* (resting place for a portable shrine) for *shinkō* (divine passage) is called *ōmandokoro* or *mandokoro*. The *ōmandokoro* or *mandokoro* is the local base for religious worship, where the *otabisho* priests, the *chōja* (patriarch), or persons in the guise of the *chōja*, welcomed the gods and held religious services, as head of a *miyaza* (organization for religious worship)-type religious service group. The *ōmandokoro* or *mandokoro* could mean a permanent location, as seen in the case of the Gion *Ōmandokoro*, or a temporary meeting place used only at festival time. The name may be derived from the *mandokoro* meaning an organization that dealt with the general business of influential temples or shrines, however, this cannot be stated absolutely.

In some *Engi* (legend) regarding the enshrinement of gods, *otabisho* is described as a temporary place of sojourn for the gods on their way to the site of worship. In these cases, the festival means the reproduction or repetition of the enshrinement of the gods in mutual agreement with the legend (myth). In other cases, the *otabisho* has a meaning inseparable from the origin of the god, and has an important connection with the manifestation of the god. The *otabisho* priest or *chōja* was the central figure in the local festival as the priest, or as the chief appointed by the head shrine. In the Kinki District, there is an example of *chōja* who monopolized the position of priest for religious services and succeeded hereditarily to it in the occupation of priesthood, and monopolized the post of *chōja* and succeeded hereditarily to it, thus controlling both religious and secular matters in the village. The *otabisho* priest and *chōja* should be understood, not only as priest and developer, but also in the light of the medieval ritualistic world which maintained the *chōja* in being.

In Kyōto and Shiga prefectures, spring *shinkō* festivals are well established as village ritual. The festivals of the Hiyoshi, Ōyamazaki, Inari, Uji, Matsuo, and Mukō shrines which are dealt with in this paper, are spring festivals held around April. The form of these festivals was established from the Heian Period to the Middle Ages. In addition to those festivals discussed in this paper, there are many other spring festivals held at ancient shrines in Kyōto and Shiga. The *shinkō* festivals of villages in and around Kyōto and Shiga are considered to have come from the festival procedures of ancient shrines in the capital, transmitted either directly or indirectly. Also, the form of ritual services by the *honjo* (lord) might have been transmitted as the rites for the guardian god of a manor owned by a temple or a shrine. These ritual services took root locally, and the form of the festival became diversified by the addition of local meaning, and thus changed into folk customs.